

3.2.7 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置及び住宅の配置

対象地域における環境の保全についての配慮が特に必要な施設数は表 3.2.7-1 に、分布は表 3.2.7-2～表 3.2.7-7 及び図 3.2.7-1～図 3.2.7-6 に示すとおりである。

対象地域において、学校等教育施設は 100 施設、保育所等児童福祉施設は 175 施設、病院は 240 施設、老人福祉施設は 61 施設、障がい者福祉施設は 345 施設、文化施設は 21 施設存在しており、いずれも国道 58 号より東側を中心に分布している。

対象事業実施区域には、学校等教育施設は 2 施設、保育所等児童福祉施設は 3 施設、病院は 4 施設、障がい者福祉施設は 9 施設、文化施設は 3 施設存在している。

表 3.2.7-1 環境の保全についての配慮が特に必要な施設数

施設別		対象地域内			合計
		浦添市	宜野湾市	那覇市	
学校等教育施設	幼稚園	0	3	1	4
	小学校	11	2	18	31
	中学校	6	1	10	17
	高等学校	6	1	7	14
	特別支援学校	4	0	0	4
	大学・専修学校	5	2	23	30
	小計	32	9	59	100
保育所等児童福祉施設		83	15	77	175
病院		79	17	144	240
福祉施設	老人福祉施設	19	4	38	61
	障がい者福祉施設	138	37	170	345
	小計	157	41	208	406
文化施設		8	2	11	21

※学校一覧資料において、私立学校（小学校～高等学校）の資料は 6 月更新予定でしたが、最新版がまだ出ていません(R7.7.1 現在)。

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校の資料は最新版がまだ出ていません(R7.7.1 現在)。

表 3.2.7-2(1) 学校等教育施設の分布状況（幼稚園）

No.	種別	施設名	住所	市町村
1	公立	大謝名幼稚園	宜野湾市大謝名 5-12-1	宜野湾市
2	幼稚園	はごろも幼稚園	宜野湾市大山 6-23-1	宜野湾市
3	私立	慈愛幼稚園	宜野湾市宇地泊 2-9-14	宜野湾市
4	幼稚園	光の子幼稚園	那覇市首里山川町 1-17	那覇市

注：表中の No. は、図 3.2.7-1 の番号と対応する。

出典：令和 7 年度 学校一覧（沖縄県教育庁総務課 HP）

表 3.2.7-2(2) 学校等教育施設の分布状況（小学校）

No.	種別	施設名	住所	市町村
5	公立 小学校	浦添小学校	浦添市仲間 2-47-1	浦添市
6		仲西小学校	浦添市屋富祖 2-32-1	浦添市
7		神森小学校	浦添市勢理客 1-4-1	浦添市
8		浦城小学校	浦添市伊祖 2-13-1	浦添市
9		牧港小学校	浦添市牧港 2-14-1	浦添市
10		当山小学校	浦添市当山 2-34-1	浦添市
11		内間小学校	浦添市内間 4-3-1	浦添市
12		港川小学校	浦添市城間 4-37-1	浦添市
13		宮城小学校	浦添市宮城 3-7-3	浦添市
14		沢岨小学校	浦添市字沢岨 998	浦添市
15		前田小学校	浦添市字前田 333	浦添市
16		大謝名小学校	宜野湾市大謝名 5-12-1	宜野湾市
17		はごろも小学校	宜野湾市大山 6-23-1	宜野湾市
18		安謝小学校	那覇市安謝 2-15-28	那覇市
19		城東小学校	那覇市首里石嶺町 2-74-1	那覇市
20		城北小学校	那覇市首里石嶺町 1-162	那覇市
21		城西小学校	那覇市首里真和志町 1-5	那覇市
22		真嘉比小学校	那覇市真嘉比 1-18-1	那覇市
23		泊小学校	那覇市泊 2-23-9	那覇市
24		大道小学校	那覇市字大道 146-1	那覇市
25		松川小学校	那覇市松川 1-7-1	那覇市
26		壺屋小学校	那覇市牧志 3-14-12	那覇市
27		若狭小学校	那覇市若狭 2-16-1	那覇市
28		天妃小学校	那覇市久米 1-3-2	那覇市
29		松島小学校	那覇市古島 2-30-12	那覇市
30		大名小学校	那覇市首里大名町 1-49	那覇市
31		石嶺小学校	那覇市首里石嶺町 4-360-8	那覇市
32		曙小学校	那覇市曙 2-18-1	那覇市
33		銘苅小学校	那覇市銘苅 2-3-20	那覇市
34		天久小学校	那覇市天久 1-4-1	那覇市
35		那覇小学校	那覇市前島 1-7-1	那覇市

注1：表中のNo. は、図 3.2.7-1 の番号と対応する。

注2：黄色網掛けは、対象事業実施区域内に位置する施設を示す。

出典：令和7年度 学校一覧（沖縄県教育庁総務課 HP）

表 3.2.7-2(3) 学校等教育施設の分布状況（中学校）

No.	種別	施設名	住所	市町村
36	公立 中学校	浦添中学校	浦添市仲間 2-46-1	浦添市
37		仲西中学校	浦添市屋富祖 2-13-1	浦添市
38		神森中学校	浦添市内間 1-6-1	浦添市
39		港川中学校	浦添市港川 1-1-1	浦添市
40		浦西中学校	浦添市当山 3-1-1	浦添市
41		真志喜中学校	宜野湾市真志喜 3-19-1	宜野湾市
42		安岡中学校	那覇市銘苅 3-10-26	那覇市
43		首里中学校	那覇市首里汀良町 2-55	那覇市
44		真和志中学校	那覇市字大道 158	那覇市
45		那覇中学校	那覇市松山 2-24-1	那覇市
46		上山中学校	那覇市久米 1-3-1	那覇市
47		松島中学校	那覇市古島 2-11-2	那覇市
48		城北中学校	那覇市首里石嶺町 1-112	那覇市
49		城北中学校若夏分校	那覇市首里大名町 3-112	那覇市
50		石嶺中学校	那覇市首里石嶺町 2-109	那覇市
51	私立 中学校	昭和薬科大学附属中学校	浦添市字沢岬 450	浦添市
52		興南中学校	那覇市古島 1-7-1	那覇市

注：表中のNo. は、図 3.2.7-1 の番号と対応する。

出典：令和7年度 学校一覧（沖縄県教育庁総務課 HP）

表 3.2.7-2(4) 学校等教育施設の分布状況（高等学校、特別支援学校、大学）

No.	種別	施設名	住所	市町村
53	公立 高等学校	浦添高等学校	浦添市内間 3-26-1	浦添市
54		陽明高等学校	浦添市字大平 488	浦添市
55		浦添工業高等学校	浦添市経塚 1-1-1	浦添市
56		那覇工業高等学校	浦添市勢理客 4-22-1	浦添市
57		浦添商業高等学校	浦添市伊祖 3-11-1	浦添市
58		宜野湾高等学校	宜野湾市真志喜 2-25-1	宜野湾市
59		那覇国際高等学校	那覇市天久 1-29-1	那覇市
60		首里高等学校	那覇市首里真和志町 2-43	那覇市
61		首里東高等学校	那覇市首里石嶺町 3-178	那覇市
62		沖縄工業高等学校	那覇市松川 3-20-1	那覇市
63		那覇商業高等学校	那覇市松山 1-16-1	那覇市
64		泊高等学校	那覇市泊 3-19-2	那覇市
65	私立 高等学校	昭和薬科大学附属高等学校	浦添市字沢岬 450	浦添市
66		興南高等学校	那覇市古島 1-7-1	那覇市
67	特別支援学 校	大平特別支援学校	浦添市大平 1-27-1	浦添市
68		陽明高等支援学校	浦添市大平 488	浦添市
69		鏡が丘特別支援学校	浦添市当山 3-2-7	浦添市
70		鏡が丘特別支援学校 浦添分校	浦添市字経塚 715	浦添市
71	大学	県立芸術大学	那覇市首里当蔵町 1-4	那覇市

注1：表中のNo. は、図 3.2.7-1 の番号と対応する。

注2：黄色網掛けは、対象事業実施区域内に位置する施設を示す。

出典：令和7年度 学校一覧（沖縄県教育庁総務課 HP）

表 3.2.7-2(5) 学校等教育施設の分布状況（専修学校）

No.	種別	施設名	住所	市町村
72	専修学校	専修学校インターナショナルデザインアカデミー	浦添市牧港 1-60-14	浦添市
73		沖縄歯科衛生士学校	浦添市港川 1-36-3	浦添市
74		JSL インターナショナルカレッジ	浦添市仲西 1-1-1 2F	浦添市
75		学校法人湘央学園浦添看護学校	浦添市当山 2-30-1	浦添市
76		専門学校沖縄統合医療学院	浦添市伊祖 4-1-19	浦添市
77		専修学校育成保育カレッジ学院	宜野湾市宇宇地泊 548	宜野湾市
78		パシフィックテクノカレッジ学院	宜野湾市真志喜 3-29-1	宜野湾市
79		育英義塾教員養成学院	那覇市上之屋 403-5	那覇市
80		沖縄情報経理専門学校那覇校	那覇市泊 2-1-8	那覇市
81		学校法人新島学園沖縄調理師専門学校	那覇市久米 1-18-7	那覇市
82		沖縄ビジネス外語学院	那覇市久茂地 1-2-20 7F	那覇市
83		沖縄福祉保育専門学校	那覇市久米 1-5-17	那覇市
84		学校法人南西学園サイ・テク・カレッジ那覇	那覇市天久 2-1-13	那覇市
85		尚学院国際ビジネスアカデミー	那覇市泊 2-17-4	那覇市
86		専門学校大育	那覇市大道 88-5	那覇市
87		大育高等専修学校	那覇市大道 5-1	那覇市
88		大育情報ビジネス専門学校	那覇市大道 77	那覇市
89		専門学校那覇日経ビジネス	那覇市安里 1-1-53	那覇市
90		琉美インターナショナルビューティーカレッジ	那覇市牧志 2-6-25	那覇市
91		大育理容美容専門学校	那覇市大道 5-1	那覇市
92		専門学校ライフジュニアカレッジ	那覇市辻 1-1-28	那覇市
93		北九州予備校沖縄校	那覇安里 102	那覇市
94		沖縄こども専門学校	那覇市泊 1-38-1	那覇市
95		沖縄ビューティー&ブライダル専門学校	那覇市上之屋 1-3-13	那覇市
96		沖縄リゾート&スポーツ専門学校	那覇市上之屋 1-3-13	那覇市
97		スペースチャイナ外語学院	那覇市天久 2-29-25	那覇市
98		沖縄ラフ&ピース専門学校	那覇市松尾 2-1-29	那覇市
99		尚学院公務員法律大学校・専修学校那覇尚学院	那覇市泊 2-16-3	那覇市
100		大智国際ビジネス専門学校	那覇市上之屋 1-10-2	那覇市

注：表中のNo. は、図 3.2.7-1 の番号と対応する。

出典：令和7年度 学校一覧（沖縄県教育庁総務課 HP）

表 3.2.7-3(1) 保育所等児童福祉施設の分布状況

No.	分類	施設名	住所	市町村
1	公立保育所	大平保育所	浦添市安波茶 1-28-2	浦添市
2		宮城ケ原保育所	浦添市宮城 2-4-1	浦添市
3		内間保育所	浦添市内間 4-26-20	浦添市
4	私立（法人） 保育所	パンダ保育園	浦添市安波茶 1-13-8	浦添市
5		パンダ保育園(分園)	浦添市安波茶 1-27-8	浦添市
6		あさのうら保育園	浦添市伊祖 1-21-8	浦添市
7		さみどり保育園	浦添市伊祖 3-44-2	浦添市
8		美咲保育園	浦添市伊祖 4-4-10	浦添市
9		みやぎ保育園	浦添市宮城 2-34-5	浦添市
10		てだこ保育園(分園)	浦添市経塚 1-3-3	浦添市
11		てだこ保育園	浦添市経塚 1-3-5	浦添市
12		あずま保育園	浦添市経塚 645-2	浦添市
13		テクノ保育園	浦添市城間 1-12-12	浦添市
14		テクノ保育園(分園)	浦添市城間 2-18-3	浦添市
15		ジョイジョイ保育園	浦添市城間 3-26-11	浦添市
16		ありあけ保育園	浦添市勢理客 3-6-10	浦添市
17		きゃんばす浦添西原保育園	浦添市西原 5-4-12	浦添市
18		柿の実保育園	浦添市前田 1-11-17	浦添市
19		子むすびの森保育園	浦添市前田 1224-1	浦添市
20		たいよう保育園	浦添市大平 1-14-11	浦添市
21		わらべ保育園	浦添市沢岨 1-11-6	浦添市
22		わらべ保育園(分園)	浦添市沢岨 1-13-1	浦添市
23		ありあけ保育園(分園)	浦添市仲西 3-7-2	浦添市
24		広栄保育園(分園)	浦添市当山 2-2492	浦添市
25		広栄保育園	浦添市当山 2-7-7	浦添市
26		内間みどり保育園	浦添市内間 3-1-13	浦添市
27		マーシー保育園	宜野湾市宇地泊 3-9-16	宜野湾市
28		花の子保育園	宜野湾市大謝名 1-18-21	宜野湾市
29		こがねの森保育園	宜野湾市大謝名 3-10-1	宜野湾市
30		ぴっころ保育園	宜野湾市大謝名 4-24-7	宜野湾市
31		スカイ保育園	那覇市おもろまち 3-7-15-3F	那覇市
32		みやびの杜保育園	那覇市安謝 1-15-13	那覇市
33		あじゃ保育園	那覇市安謝 2-15-2	那覇市
34		風のうた保育園	那覇市安謝 2-29-26	那覇市
35		愛泉保育園	那覇市安里 3-19-16	那覇市
36		マリア保育園	那覇市安里 3-7-1	那覇市
37		メルシー保育園	那覇市古島 4-4	那覇市
38		公私連携型 若狭浦保育所	那覇市若狭 3-18-6	那覇市
39		グッピー保育園	那覇市曙 2-21-12	那覇市
40		おおたけ保育園	那覇市曙 2-8-13	那覇市
41		わかさ保育園	那覇市松山 1-28-1	那覇市
42		まつやま保育園	那覇市松山 1-30-14	那覇市
43		松島保育園	那覇市松島 2-1-12	那覇市
44		メルシー保育園分園	那覇市松島 2-7-45-2F	那覇市

注1：表中のNo.は、図 3.2.7-2 の番号と対応する。

注2：黄色網掛けは、対象事業実施区域内に位置する施設を示す。

出典：浦添市認可保育所一覧《令和7年度》（令和7年4月現在 浦添市こども未来部こども未来課 HP）
 宜野湾市認可保育施設一覧表【公立・認可・地域型保育事業・認定こども園】（令和7年4月時点）
 （宜野湾市こども政策課 HP）
 令和7年度認可保育園・認定こども園入園申込みのご案内（保育施設情報令和7年4月時点）
 （那覇市こどもみらい課）

表 3.2.7-3(2) 保育所等児童福祉施設の分布状況

No.	分類	施設名	住所	市町村
45	私立（法人） 保育所	あらた保育園	那覇市真嘉比 1-24-9	那覇市
46		ひらまつ保育園	那覇市真嘉比 2-6-11	那覇市
47		天久ひばり保育園	那覇市天久 2-25-16	那覇市
48		あめく結保育園	那覇市天久 2-26-22	那覇市
49		レイモンドあしびなー保育園	那覇市泊 1-1-2-2F	那覇市
50		ながやま保育園	那覇市泊 1-14-24	那覇市
51		沖縄こども保育園	那覇市泊 1-38-1	那覇市
52		コスモ保育園	那覇市牧志 2-17-21	那覇市
53		玉の子保育園	那覇市牧志 2-3-15	那覇市
54		玉の子夜間保育園	那覇市牧志 2-3-15	那覇市
55		ガジマル保育園	那覇市銘苅 1-18-19	那覇市
56		そよ風おもろ保育園	那覇市銘苅 1-18-68	那覇市
57	小規模・事業 所内保育事業 所	港川保育園	浦添市伊祖 2-16-10-101	浦添市
58		ちゅうりっぷ保育園	浦添市伊祖 2-24-8	浦添市
59		社会福祉法人 道福社会 ハッピー モア保育園	浦添市伊祖 2-2-5-101	浦添市
60		さつき保育園	浦添市伊祖 4-10-5	浦添市
61		すきっぷ保育園	浦添市伊祖 4-11-16-2F	浦添市
62		きらきら保育園	浦添市伊祖 4-8-2	浦添市
63		沖縄ヤクルト株式会社	浦添市屋富祖 1-2-7	浦添市
64		みらい保育園おおひら園	浦添市屋富祖 1-5-2-1F	浦添市
65		サウンドキッズ	浦添市屋富祖 2-1-5	浦添市
66		すまいるほいくえん	浦添市宮城 3-5-9	浦添市
67		ゆめの森保育園	浦添市宮城 4-2-7	浦添市
68		クオーレリッコうらそえ保育園	浦添市宮城 4-7-13	浦添市
69		げんき保育園	浦添市経塚 430	浦添市
70		リトルチェリー保育園	浦添市港川 2-5-2-2F	浦添市
71		あいめ保育園	浦添市城間 2-12-5-1F	浦添市
72		えくぼ保育園	浦添市城間 3-26-12	浦添市
73		みらい保育園じっちゃく園	浦添市勢理客 2-10-3-1F	浦添市
74		浦西保育園	浦添市西原 5-12-5	浦添市
75		ライオンの子保育園ティモン	浦添市前田 1-46-1-102	浦添市
76		ライオンの子保育園(分園)	浦添市前田 1-46-1-1F	浦添市
77		ライオンの子保育園	浦添市前田 1-46-35-201	浦添市
78		もこもこ保育園	浦添市前田 1-55-6	浦添市
79		社会福祉法人 青松福社会 ちむか な保育園	浦添市前田 2-10-1	浦添市
80		エルキッズうらそえ保育園	浦添市沢岬 1119-1	浦添市
81		たくし保育園	浦添市沢岬 1-22-1	浦添市
82		お山保育園	浦添市沢岬 2-4-34	浦添市
83		ささのは保育園	浦添市内間 3-19-1	浦添市
84		はぐくみ保育園マチナト園	浦添市牧港 4-2-12-2F	浦添市
85		もりのなかま保育園宇地泊園	宜野湾市宇地泊 3-13-17	宜野湾市
86		そらうみ保育園	宜野湾市宇地泊 3-3-17	宜野湾市
87		ねたて保育園	宜野湾市嘉数 3-4-13-1F	宜野湾市
88		ちきーと保育園	宜野湾市真志喜 2-11-15	宜野湾市

注：表中のNo.は、図 3.2.7-2の番号と対応する。

出典：浦添市認可保育所一覧《令和7年度》（令和7年4月現在 浦添市こども未来部こども未来課 HP）
 宜野湾市認可保育施設一覧表【公立・認可・地域型保育事業・認定こども園】（令和7年4月時点）
 （宜野湾市こども政策課 HP）
 令和7年度認可保育園・認定こども園入園申込みのご案内（保育施設情報令和7年4月時点）
 （那覇市こどもみらい課）

表 3.2. 7-3(3) 保育所等児童福祉施設の分布状況

No.	分類	施設名	住所	市町村
89	小規模・事業 所内保育事業 所	ばいかじ保育園	宜野湾市真志喜 2-5-22	宜野湾市
90		うさぎ保育園	宜野湾市真志喜 5-13-8	宜野湾市
91		ちき一と保育園 大謝名園	宜野湾市大謝名 5-21-24-201	宜野湾市
92		オリーブクラウン保育園	那覇市安里 2-6-24-101	那覇市
93		すまいる保育園	那覇市古島 1-13-1-2F	那覇市
94		山田保育園	那覇市首里末吉町 1-2-3	那覇市
95		なないろ乳児保育園	那覇市真嘉比 1-1-10-1F	那覇市
96		こざくら保育園まかび園	那覇市真嘉比 3-13-1	那覇市
97		みはら保育園	那覇市天久 1-12-29	那覇市
98		とまりの保育園	那覇市泊 1-17-12-1F	那覇市
99	私立認定 保育園	琴の音保育園	那覇市首里寒川町 2-68-1	那覇市
100		MOA 沖縄幼児学園	那覇市首里久場川町 2-8-2	那覇市
101		渡保育園	那覇市首里金城町 2-71	那覇市
102		花のいろ保育園	那覇市首里山川町 1-22-3-101	那覇市
103		首里かふう保育園	那覇市首里石嶺町 2-179-9	那覇市
104		たつこの保育園	那覇市首里石嶺町 2-198-18	那覇市
105		城北保育園	那覇市首里石嶺町 3-227-1	那覇市
106		みぎわ保育園	那覇市首里石嶺町 4-109-1	那覇市
107		首里ライオンの子保育園	那覇市首里石嶺町 4-150-2	那覇市
108		みどり保育園	那覇市首里石嶺町 4-216-3	那覇市
109		若杉保育園	那覇市首里大名町 1-64-5	那覇市
110		おおな愛児保育園	那覇市首里大名町 3-35-10	那覇市
111		首里当蔵保育園	那覇市首里当蔵町 1-28	那覇市
112		首里湘南保育園	那覇市首里平良町 1-4-1F	那覇市
113	私立認定 こども園	あおいこども園	浦添市屋富祖 1-3-17	浦添市
114		ループルこども園	浦添市港川 2-21-1	浦添市
115		勢理客こども園(分園)	浦添市勢理客 2-18-21	浦添市
116		勢理客こども園	浦添市勢理客 2-18-27	浦添市
117		前田さくらこども園	浦添市前田 1-55-1	浦添市
118		みのり幼稚園	浦添市前田 3-15-1	浦添市
119		愛音こわんこども園	浦添市大平 2-7-6	浦添市
120		あいのそのこども園	浦添市仲西 2-3-11	浦添市
121		認定こども園うららにじ園	浦添市当山 2-40-18	浦添市
122		うららこども園(分園)	浦添市当山 2-40-19	浦添市
123		うららこども園	浦添市当山 2-40-20	浦添市
124		あいかな認定こども園	浦添市当山 3-6-1	浦添市
125		すず風こども園	浦添市内間 4-25-18	浦添市
126		ほるとのきこども園	浦添市牧港 1-64-6	浦添市
127		ハイジこども園(分園)	浦添市牧港 2-11-6	浦添市
128		ハイジこども園	浦添市牧港 2-23-5	浦添市
129		牧港ひまわり幼稚園	浦添市牧港 2-33-1	浦添市
130		牧港ひまわりこども園	浦添市牧港 4-1-16	浦添市
131		ラポール育成こども園	宜野湾市宇地泊 1-19-13	宜野湾市
132		ピノキオ認定こども園	宜野湾市嘉数 1-4-50	宜野湾市
133		認定こども園まなぶ保育園	宜野湾市真志喜 5-13-2	宜野湾市

注：表中のNo. は、図 3.2. 7-2 の番号と対応する。

出典：浦添市認可保育所一覧《令和7年度》(令和7年4月現在 浦添市こども未来部こども未来課 HP)

宜野湾市認可保育施設一覧表【公立・認可・地域型保育事業・認定こども園】(令和7年4月時点)

(宜野湾市こども政策課 HP)

令和7年度認可保育園・認定こども園入園申込みのご案内(保育施設情報令和7年4月時点)

(那覇市こどもみらい課)

表 3.2. 7-3(4) 保育所等児童福祉施設の分布状況

No.	分類	施設名	住所	市町村
134	私立認定 こども園	認定こども園森川保育園	宜野湾市真志喜 5-6-14	宜野湾市
135		幼保連携型認定こども園美ら夢	那覇市安謝 1-20-1	那覇市
136		みやび認定こども園	那覇市安謝 1-8-24	那覇市
137		報徳保育園	那覇市首里石嶺町 1-53-2	那覇市
138		わかめこども園	那覇市首里石嶺町 3-199-2	那覇市
139		しゅりの泉こども園	那覇市首里石嶺町 4-1-8	那覇市
140		大空こども園	那覇市首里末吉町 3-63	那覇市
141		みずきこども園	那覇市松川 2-3-10	那覇市
142		こじか認定こども園	那覇市天久 2-5-35	那覇市
143		第2ながやま認定こども園	那覇市泊 2-20-8	那覇市
144		童の城保育園	那覇市銘苅 3-17-1	那覇市
145	公立・公私連 携認定 こども園	浦城こども園	浦添市伊祖 2-13-1	浦添市
146		仲西こども園	浦添市宮城 2-4-1	浦添市
147		宮城こども園	浦添市宮城 3-7-3	浦添市
148		港川こども園	浦添市城間 4-37-1	浦添市
149		神森こども園	浦添市勢理客 1-4-1	浦添市
150		前田こども園	浦添市前田 333	浦添市
151		沢岬こども園	浦添市沢岬 998	浦添市
152		浦添こども園	浦添市仲間 2-47-2	浦添市
153		当山こども園	浦添市当山 2-34-2	浦添市
154		内間こども園	浦添市内間 4-3-1	浦添市
155		牧港こども園	浦添市牧港 2-14-1	浦添市
156		安謝こども園	那覇市安謝 2-15-27	那覇市
157		天妃こども園	那覇市久米 1-3-2	那覇市
158		松島こども園	那覇市古島 2-30-12	那覇市
159		大道みらいこども園	那覇市字大道 146-1	那覇市
160		若狭こども園	那覇市若狭 3-11-1	那覇市
161		久場川みらいこども園	那覇市首里久場川町 2-18-10	那覇市
162		城西こども園	那覇市首里真和志町 1-5	那覇市
163		城北こども園	那覇市首里石嶺町 1-162	那覇市
164		城東こども園	那覇市首里石嶺町 2-74-1	那覇市
165		石嶺こども園	那覇市首里石嶺町 4-335-8	那覇市
166		千草福祉会	那覇市首里石嶺町 4-74-1	那覇市
167		大名こども園	那覇市首里大名町 1-49	那覇市
168		曙こども園	那覇市曙 2-18-2	那覇市
169		松川こども園	那覇市松川 1-7-1	那覇市
170		真嘉比こども園	那覇市真嘉比 1-18-1	那覇市
171		那覇こども園	那覇市前島 1-7-1	那覇市
172		天久みらいこども園	那覇市天久 1-4-1	那覇市
173		泊こども園	那覇市泊 2-23-9	那覇市
174		壺屋こども園	那覇市牧志 3-14-12	那覇市
175		銘苅こども園	那覇市銘苅 2-3-20	那覇市

注1：表中のNo.は、図 3.2. 7-2 の番号と対応する。

注2：黄色網掛けは、対象事業実施区域内に位置する施設を示す。

出典：浦添市認可保育所一覧《令和7年度》（令和7年4月現在 浦添市こども未来部こども未来課HP）
 宜野湾市認可保育施設一覧表【公立・認可・地域型保育事業・認定こども園】（令和7年4月時点）
 （宜野湾市こども政策課HP）
 令和7年度認可保育園・認定こども園入園申込みのご案内（保育施設情報令和7年4月時点）
 （那覇市こどもみらい課）

表 3.2.7-4(1) 病院の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	住所	市町村
1	病院	医療法人大平会 嶺井リハビリ病院	浦添市牧港 3-1-10	浦添市
2		重症心身障害児（者）施設 沖縄療育園	浦添市経塚 714	浦添市
3		社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	浦添市伊祖 4-16-1	浦添市
4		医療法人八重瀬会 同仁病院	浦添市城間 1-37-12	浦添市
5		牧港中央病院	浦添市牧港 1199	浦添市
6		平安病院	浦添市経塚 346	浦添市
7		医療法人こうぶん会 比嘉眼科	浦添市城間 4-34-20	浦添市
8		医療法人大平会 嶺井第一病院	浦添市大平 466	浦添市
9	診療所	内科小児科なかざとクリニック	浦添市城間 3-2-2	浦添市
10		新里眼科医院	浦添市宮城 5-7-5	浦添市
11		浦添中央医院	浦添市安波茶 1-21-27	浦添市
12		城間クリニック	浦添市前田 564-1	浦添市
13		なかそね内科循環器科	浦添市内間 4-1-2	浦添市
14		徳山内科医院	浦添市大平 1-1-11	浦添市
15		浦添セレブクリニック胃腸科・内科	浦添市城間 2-7-1-101	浦添市
16		医療法人清成会 浦西医院	浦添市当山 2-9-3	浦添市
17		医療法人八重瀬会 浦添医院	浦添市大平 3-16-10	浦添市
18		具志堅循環器・内科	浦添市前田 1152-1	浦添市
19		かじまやークリニック	浦添市前田 997	浦添市
20		みどり耳鼻咽喉科	浦添市宮城 4-2-1 2F	浦添市
21		浦添協同クリニック	浦添市宮城 3-1-5 2F	浦添市
22		キンザー前クリニック	浦添市宮城 1-29-1	浦添市
23		医療法人 HSR 名嘉村クリニック	浦添市伊祖 3-8-15	浦添市
24		医療法人豊誠会 牧港クリニック	浦添市牧港 4-24-7	浦添市
25		牧港眼科	浦添市牧港 4-2-20	浦添市
26		ロクト整形外科クリニック	浦添市牧港 2-46-12-202	浦添市
27		医療法人清心 徳山クリニック	浦添市牧港 2-46-12 1F・2F	浦添市
28		医療法人すこやか会 まちなと小児クリニック	浦添市牧港 2-46-12 4F	浦添市
29		医療法人太陽会 かりまた内科医院	浦添市内間 4-23-21	浦添市
30		かもめクリニック	浦添市経塚 633 3F	浦添市
31		かみやま皮フ科	浦添市牧港 4-2-18 2F	浦添市
32		パークレー内科	浦添市当山 2-2-11 3F	浦添市
33		パークレーレディースクリニック	浦添市当山 2-2-11 5F	浦添市
34		ちねん眼科	浦添市前田 1-12-7	浦添市
35		みやざと内科クリニック	浦添市宮城 2-17-1	浦添市
36		社会医療法人仁愛会 浦添総合病院健診センター	浦添市伊祖 3-42-15	浦添市
37		山本クリニック	浦添市伊祖 2-30-7	浦添市
38		医療法人尊和会げんか耳鼻咽喉科	浦添市伊祖 2-3-1 2F	浦添市
39		宮良クリニック	浦添市伊祖 2-3-1-202	浦添市
40		N a o k o 女性クリニック	浦添市経塚 745-7	浦添市
41		ひがハートクリニック	浦添市港川 2-23-2	浦添市
42		パークレーいむろ心のクリニック	浦添市当山 2-2-11 3F	浦添市

注：表中の No. は、図 3.2.7-3 の番号と対応する。

出典：医療情報ネット（ナビイ）（厚生労働省 HP）、〔沖縄県〕届出受理医療機関名簿（令和 7 年 4 月 7 日作成）（厚生労働省九州厚生局）、沖縄浦添医師会オフィシャルサイト（浦添市医師会 HP）、一般社団法人那覇市医師会（一般社団法人那覇市医師会 HP）、一般社団法人中部地区医師会（一般社団法人中部地区医師会 HP）

表 3.2.7-4(2) 病院の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	住所	市町村
43	診療所	耳鼻咽喉科 頭頸部外科 さきはまクリニック	浦添市経塚 585-1 2F	浦添市
44		大田クリニック	浦添市経塚 745-7 2F	浦添市
45		なしろハルンクリニック	浦添市屋富祖 3-34-2 3F	浦添市
46		医療法人泰整会 パークレー整形外科スポーツクリニック	浦添市当山 2-2-11 2F	浦添市
47		浦添伊祖皮膚科	浦添市伊祖 2-1-3 3F	浦添市
48		サンパーク胃腸内科クリニック	浦添市伊祖 2-1-3 5F	浦添市
49		ありんクリニック小児科	浦添市伊祖 2-1-3 4F	浦添市
50		にじいろ眼科	浦添市経塚 786 2F	浦添市
51		美ら島クリニック	浦添市経塚 211-2	浦添市
52		さむら脳神経クリニック	浦添市前田 3-13-28 2F	浦添市
53		末吉内科外科胃腸科医院	浦添市内間 4-1-18	浦添市
54		池村クリニック	浦添市伊祖 3-13-8	浦添市
55		医療法人菜の花会 佐久田脳神経外科・外科	浦添市牧港 2-46-12	浦添市
56		みゆき小児科	浦添市前田 3-3-8 103	浦添市
57		とぐち耳鼻咽喉科	浦添市牧港 4-2-18	浦添市
58		ティード子どもクリニック	浦添市城間 4-3-10-1	浦添市
59		あかみねクリニック	浦添市沢岬 2-1-1	浦添市
60		ぐるんぱ小児科	浦添市当山 2-2-11 4F	浦添市
61		みやぎ内科循環器科ファミリークリニック	浦添市伊祖 2-3-6-1	浦添市
62		稲福内科医院	浦添市経塚 633 1F	浦添市
63		しみず胃腸内科 2 1	浦添市宮城 6-1-15 3F	浦添市
64		ていーら整形外科	浦添市屋富祖 3-34-2 2F	浦添市
65		マンマ家クリニック	浦添市字経塚 633 2F	浦添市
66		医療法人ガレンの会 浦添さかい眼科	浦添市宮城 6-1-21 2F	浦添市
67		さくだ内科クリニック	浦添市字経塚 585-1	浦添市
68		南斗クリニック	浦添市城間 3-3-7	浦添市
69		たつや整形外科	浦添市宮城 6-1-1 2F	浦添市
70		みやざと整形外科クリニック経塚駅前	浦添市経塚 745-7	浦添市
71		うみそら眼科	浦添市西洲 3-1-1 3F	浦添市
72		発達相談クリニックそえ〜る	浦添市牧港 4-5-10 4F	浦添市
73		幸喜内科 糖尿病・甲状腺クリニック	浦添市前田 2-1517	浦添市
74		乳腺・甲状腺クリニック うらそえ	浦添市大平 1-11-5	浦添市
75		医療法人 蒼海の会 まえだクリニック	浦添市前田 1-48-1 2F	浦添市
76		ひびき内科クリニック	浦添市字経塚 786 1F	浦添市
77		てだこ浦西駅 循環器・糖尿病クリニック	浦添市西原 6-12-9 2F	浦添市
78		にぬふあぶし診療所	浦添市牧港 1-10-1	浦添市
79		楠見耳鼻咽喉科	浦添市前田 1149-14	浦添市
80	病院	医療法人球陽会 海邦病院	宜野湾市真志喜 2-23-5	宜野湾市
81	診療所	博愛クリニック	宜野湾市宇地泊 546	宜野湾市
82		長濱眼科	宜野湾市宇地泊 3-10-9 1F	宜野湾市

注1：表中のNo.は、図 3.2.7-3 の番号と対応する。

注2：黄色網掛けは、対象事業実施区域内に位置する施設を示す。

出典：医療情報ネット（ナビイ）（厚生労働省 HP）、[沖縄県]届出受理医療機関名簿（令和 7 年 4 月 7 日作成）（厚生労働省九州厚生局）、沖縄浦添医師会オフィシャルサイト（浦添市医師会 HP）、一般社団法人那覇市医師会（一般社団法人那覇市医師会 HP）、一般社団法人中部地区医師会（一般社団法人中部地区医師会 HP）

表 3.2.7-4(3) 病院の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	住所	市町村
83	診療所	みみとはなの和クリニック	宜野湾市宇地泊 3-10-9 2F	宜野湾市
84		ちゃたに内科・呼吸器科	宜野湾市宇地泊 724-2	宜野湾市
85		医療法人新美会 新垣形成外科	宜野湾市宇地泊 2-24-22	宜野湾市
86		かりゆしクリニック	宜野湾市嘉数 4-25-15	宜野湾市
87		岡こどもクリニック	宜野湾市宇地泊 772-1	宜野湾市
88		まみ皮フ科クリニック	宜野湾市嘉数 2-2-1 2F	宜野湾市
89		まえだ眼科	宜野湾市嘉数 2-7-15	宜野湾市
90		医療法人 新整会 じのん整形外科クリニック	宜野湾市宇地泊 1-22-2	宜野湾市
91		ねたて内科クリニック	宜野湾市嘉数 1-22-5	宜野湾市
92		順徳医院	宜野湾市大謝名 1-19-1	宜野湾市
93		喜屋武内科クリニック	宜野湾市嘉数 2-1-1	宜野湾市
94		光クリニック	宜野湾市嘉数 2-2-1 2F	宜野湾市
95		古堅ウィメンズクリニック	宜野湾市宇地泊 1-8-17	宜野湾市
96		ぎのわんメンタルクリニック	宜野湾市大謝名 1-17-31	宜野湾市
97	病院	地方独立行政法人 那覇市立病院	那覇市古島 2-31-1	那覇市
98		社会医療法人葦の会 オリブ山病院	那覇市首里石嶺町 4-356	那覇市
99		医療法人陽心会 大道中央病院	那覇市安里 1-1-37	那覇市
100		おもろまちメディカルセンター	那覇市上之屋 1-3-1	那覇市
101		琉生病院	那覇市字大道 56	那覇市
102		医療法人はごろも会 那覇ゆい病院	那覇市古島 1-22-1	那覇市
103		糸数病院	那覇市泊 1-28-1	那覇市
104		医療法人天仁会 天久台病院	那覇市天久 1123	那覇市
105		田崎病院	那覇市字松川 319	那覇市
106		医療法人おもと会 大浜第一病院	那覇市字天久 1000	那覇市
107	診療所	首里城下町クリニック第一	那覇市松川 3-18-30	那覇市
108		きなクリニック	那覇市首里儀保町 1-26-3	那覇市
109		アラカキ眼科	那覇市真嘉比 3-13-3	那覇市
110		伊志嶺整形外科	那覇市久茂地 3-24-14	那覇市
111		仲松内科クリニック	那覇市久茂地 2-13-3	那覇市
112		沖縄県赤十字血液センター くもじ献血ルーム	那覇市久茂地 1-3-1	那覇市
113		かなでクリニック	那覇市久茂地 2-6-20 2F	那覇市
114		伊集内科医院	那覇市久米 2-10-15	那覇市
115		のはら元氣クリニック	那覇市銘苅 3-21-21	那覇市
116		仲宗根整形外科	那覇市安里 388-5	那覇市
117		当山美容形成外科 ANNEX	那覇市久茂地 3-7-1	那覇市
118		仲本クリニック	那覇市おもろまち 4-11-24	那覇市
119		真栄城耳鼻咽喉科	那覇市安里 1-6-6	那覇市
120		若水クリニック	那覇市天久 1-7-8 1F	那覇市
121		安謝医院	那覇市安謝 2-15-7	那覇市
122		アメカル耳鼻科クリニック	那覇市銘苅 3-9-23	那覇市
123		内閣共済組合沖縄総合事務局支部診療所	那覇市おもろまち 2-1-1	那覇市
124		いけま小児クリニック	那覇市真嘉比 2-1-5	那覇市
125		医療法人涼音会 整形外科てるクリニック	那覇市天久 2-5-38	那覇市

注：表中の No. は、図 3.2.7-3 の番号と対応する。

出典：医療情報ネット（ナビイ）（厚生労働省 HP）、[沖縄県]届出受理医療機関名簿（令和 7 年 4 月 7 日作成）（厚生労働省九州厚生局）、沖縄浦添医師会オフィシャルサイト（浦添市医師会 HP）、一般社団法人那覇市医師会（一般社団法人那覇市医師会 HP）、一般社団法人中部地区医師会（一般社団法人中部地区医師会 HP）

表 3.2.7-4(4) 病院の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	住所	市町村
126	診療所	金井医院	那覇市首里石嶺町 3-218-3	那覇市
127		首里協同クリニック	那覇市首里石嶺町 1-147-3	那覇市
128		島袋整形外科	那覇市真嘉比 3-6-14	那覇市
129		中央皮フ科	那覇市松尾 1-4-13	那覇市
130		医療法人城南会 松城クリニック	那覇市松川 442	那覇市
131		もりやま小児科	那覇市首里石嶺町 4-96-1	那覇市
132		曙クリニック	那覇市曙 3-20-14	那覇市
133		鳥堀養生クリニック	那覇市首里当蔵町 3-21-2	那覇市
134		親泊内科	那覇市首里当蔵町 2-14	那覇市
135		伊波レディースクリニック	那覇市首里汀良町 1-8-2	那覇市
136		医療法人 八重洲クリニック	那覇市松山 2-23-13	那覇市
137		叶クリニック	那覇市首里石嶺町 4-9-1	那覇市
138		医療法人陽心会 メディカルプラザ大道中央病院	那覇市大道 123	那覇市
139		宮城美容外科クリニック	那覇市前島 2-2-1 3F	那覇市
140		医療法人よつばの会 首里眼科	那覇市首里久場川町 2-136-1	那覇市
141		仲原漢方クリニック	那覇市牧志 2-18-27	那覇市
142		ともり内科循環器科	那覇市おもろまち 4-19-8	那覇市
143		さわやか耳鼻咽喉科	那覇市繁多川 3-6-26	那覇市
144		上原しんとしん皮フ科	那覇市おもろまち 1-6-1	那覇市
145		医療法人まごころ会 かつれん内科クリニック	那覇市銘苅 3-9-18	那覇市
146		形成外科 KC	那覇市久茂地 2-2-2 6F	那覇市
147		首里城下町クリニック第二	那覇市繁多川 3-5-18-4	那覇市
148		クリニックおもろまち	那覇市おもろまち 4-6-20 2F	那覇市
149		クリニックソルテ	那覇市牧志 2-17-46	那覇市
150		なかそね和内科	那覇市松川 47	那覇市
151		仲地耳鼻咽喉科	那覇市泊 2-6-10 3F	那覇市
152		泊整形外科	那覇市泊 2-6-1	那覇市
153		新垣クリニック	那覇市泊 1-13-1	那覇市
154		ひさつねクリニック	那覇市真嘉比 3-2-18	那覇市
155		平田胃腸科内科	那覇市銘苅 3-22-33 1F	那覇市
156		仲本内科	那覇市銘苅 3-15-3	那覇市
157		まきし眼科クリニック	那覇市銘苅 2-4-18	那覇市
158		けいわクリニック	那覇市牧志 2-17-12 1F	那覇市
159		とおのくら整形外科	那覇市首里当蔵町 2-14 2F	那覇市
160		ながた内科クリニック	那覇市天久 2-19-15	那覇市
161		医療法人沖縄徳洲会 徳洲会新都心クリニック	那覇市銘苅 2-2-1	那覇市
162		ヒルズガーデンクリニック	那覇市松川 20-1	那覇市
163		みえばしクリニック	那覇市久茂地 3-8-15 1F	那覇市
164		くばがわメディカルクリニック	那覇市首里久場川町 2-96-18 2F	那覇市
165		安里眼科 おもろまち駅前	那覇市おもろまち 4-3-13	那覇市
166		おもろキッズクリニック	那覇市おもろまち 4-14-26	那覇市
167		医療法人なごみ泌尿器科クリニック	那覇市天久 1-8-1 201	那覇市
168		メインプレイス眼科	那覇市おもろまち 4-4-9 1F	那覇市

注1：表中のNo.は、図 3.2.7-3の番号と対応する。

注2：黄色網掛けは、対象事業実施区域内に位置する施設を示す。

出典：医療情報ネット（ナビイ）（厚生労働省HP）、[沖縄県]届出受理医療機関名簿（令和7年4月7日作成）（厚生労働省九州厚生局）、沖縄浦添医師会オフィシャルサイト（浦添市医師会HP）、一般社団法人那覇市医師会（一般社団法人那覇市医師会HP）、一般社団法人中部地区医師会（一般社団法人中部地区医師会HP）

表 3.2.7-4(5) 病院の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	住所	市町村
169	診療所	はいさいクリニック	那覇市泊 2-18-11	那覇市
170		安座間産婦人科	那覇市真嘉比 1-21-17	那覇市
171		沖縄マリアクリニック	那覇市久茂地 1-2-3	那覇市
172		ひろ耳鼻科皮膚科形成外科	那覇市上之屋 1-18-36 2F	那覇市
173		Joy レディースクリニックくもじ	那覇市久茂地 1-8-16	那覇市
174		ホロス養生クリニック	那覇市首里石嶺町 2-258-2	那覇市
175		あかりクリニック	那覇市銘苅 303 2F	那覇市
176		大道美容外科内科	那覇市安里 1-1-18	那覇市
177		仲地レディースクリニック	那覇市安謝 1-20-16	那覇市
178		ゆずりは訪問診療所	那覇市首里金城町 3-32	那覇市
179		ステラ美容クリニック	那覇市真嘉比 2-37-1 2F	那覇市
180		あなはクリニック	那覇市牧志 2-23-9 3F	那覇市
181		エムスキングリニック	那覇市おもろまち 4-9-10 3F	那覇市
182		まかび心のクリニック	那覇市真嘉比 1-7-1 4F	那覇市
183		新健幸クリニック	那覇市久茂地 2-11-18	那覇市
184		東京美容外科 沖縄院	那覇市天久 1-8-9-101	那覇市
185		かかずハートクリニック	那覇市おもろまち 4-16-5-301	那覇市
186		社会医療法人 葦の会 シャロンクリニック	那覇市首里石嶺町 4-238-2 3F	那覇市
187		医療法人おもと会 クリニック安里	那覇市安里 1-7-3	那覇市
188		嶺井医院	那覇市字安里 398	那覇市
189		安謝ファミリークリニック	那覇市曙 2-9-2	那覇市
190		めおとばしクリニック	那覇市前島 3-21-18 2F・3F	那覇市
191		とりほり眼科	那覇市首里鳥堀町 4-32-4	那覇市
192		一般社団法人 那覇市医師会 生活習慣病検診センター	那覇市東町 26-1	那覇市
193		日賀耳鼻咽喉科	那覇市前島 1-15-1	那覇市
194		医療法人 新田クリニック	那覇市前島 1-14-3	那覇市
195		西町クリニック	那覇市西 3-4-1	那覇市
196		花城内科医院	那覇市首里儀保町 3-8	那覇市
197		かず整形外科クリニック	那覇市繁多川 3-7-8	那覇市
198		おおみじや眼科	那覇市繁多川 3-7-8	那覇市
199		小児クリニックたまなは	那覇市天久 1-6-19	那覇市
200		那覇西クリニック まかび	那覇市真嘉比 2-29-22	那覇市
201		きゆな耳鼻科・沖縄ボイスクリニック	那覇市古島 2-6-5	那覇市
202		医療法人社団 輔仁会 輔仁クリニック	那覇市松川 301	那覇市
203		うえはら小児科医院	那覇市おもろまち 2-2-22	那覇市
204		愛和ファミリークリニック	那覇市おもろまち 3-6-3	那覇市
205		光輪会沖縄クリニック	那覇市首里久場川町 2-8-2	那覇市
206		たつや脳神経外科	那覇市首里久場川町 2-96-18 3F	那覇市
207		首里こどもクリニック	那覇市首里久場川町 2-96-18 4F	那覇市

注1：表中のNo. は、図 3.2.7-3 の番号と対応する。

注2：黄色網掛けは、対象事業実施区域内に位置する施設を示す。

出典：医療情報ネット（ナビイ）（厚生労働省 HP）、〔沖縄県〕届出受理医療機関名簿（令和 7 年 4 月 7 日作成）（厚生労働省九州厚生局）、沖縄浦添医師会オフィシャルサイト（浦添市医師会 HP）、一般社団法人那覇市医師会（一般社団法人那覇市医師会 HP）、一般社団法人中部地区医師会（一般社団法人中部地区医師会 HP）

表 3.2.7-4(6) 病院の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	住所	市町村
208	診療所	リハビリテーションクリニック やまぐち	那覇市安謝 1-10-28	那覇市
209		ちばこどもクリニック	那覇市天久 2-1-15 1F	那覇市
210		医療法人格仁会 整形外科よざクリニック	那覇市松尾 2-2-25	那覇市
211		医療法人晶彩会 とくやま眼科	那覇市牧志 2-16-8	那覇市
212		そらクリニック	那覇市安里 2-5-1 305	那覇市
213		さきはら内科	那覇市字銘苅 303 2F	那覇市
214		医療法人善立会 まつおTCクリニック	那覇市松尾 2-2-25-4	那覇市
215		医療法人首里の社会 首里の杜耳鼻咽喉科	那覇市首里久場川町 2-96-18 2F	那覇市
216		おおキッズクリニック	那覇市首里石嶺町 4-238-2 2F	那覇市
217		又吉内科クリニック	那覇市安里 2-9-8 1F	那覇市
218		岸本整形リハビリクリニック	那覇市松川 441	那覇市
219		安木内科	那覇市真嘉比 3-13-3	那覇市
220		首里内科クリニック	那覇市首里久場川町 2-135	那覇市
221		嘉陽皮膚科	那覇市上之屋 1-19-22 2F・3F	那覇市
222		心のクリニック 語り学び	那覇市首里儀保町 1-24 3F	那覇市
223		外間眼科医院	那覇市泊 1-25-1 2F	那覇市
224		金城町皮フ科	那覇市字松川 407-1 1F	那覇市
225		おもろ眼科	那覇市安謝 1-9-24	那覇市
226		当山美容形成外科	那覇市久茂地 2-11-1	那覇市
227		とまり皮フ科	那覇市おもろまち 2-3-23 2F	那覇市
228		仲地胃腸内科クリニック	那覇市泊 2-6-10 2F	那覇市
229		ウイメンズクリニック糸数	那覇市泊 1-29-12	那覇市
230		なかよし内科クリニック	那覇市真嘉比 2-29-28 2F	那覇市
231		みやら内科クリニック	那覇市真嘉比 1-7-1 2・3F	那覇市
232		仲本内科・小児科	那覇市銘苅 3-15-31F	那覇市
233		ふうりん訪問診療所	那覇市おもろまち 2-11-3	那覇市
234		METKIDS CLINIC 沖縄	那覇市曙 2-4-13	那覇市
235		AND美容外科那覇院	那覇市銘苅 2-2-9 3F	那覇市
236		医療法人聖美会 JOEクリニック（那覇院）	那覇市牧志 2-18-7 5F	那覇市
237		AGAスキンクリニック沖縄院	那覇市久茂地 2-8-7 7F	那覇市
238		品川スキンクリニック沖縄院	那覇市おもろまち 1-1-12 1F	那覇市
239		湘南美容クリニック那覇院	那覇市久茂地 1-3-1 2F	那覇市
240		TCB東京中央美容外科 ・TCBスキンクリニック那覇院	那覇市久茂地 1-1-1 9F	那覇市

注1：表中のNo.は、図 3.2.7-3 の番号と対応する。

注2：黄色網掛けは、対象事業実施区域内に位置する施設を示す。

出典：医療情報ネット（ナビイ）（厚生労働省HP）、[沖縄県]届出受理医療機関名簿（令和7年4月7日作成）（厚生労働省九州厚生局）、沖縄浦添医師会オフィシャルサイト（浦添市医師会HP）、一般社団法人那覇市医師会（一般社団法人那覇市医師会HP）、一般社団法人中部地区医師会（一般社団法人中部地区医師会HP）

表 3.2.7-5(1) 老人福祉施設の分布状況

No.	分類	施設名	所在地	市町村
1	01 老人福祉施設・介護保険施設等 02 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	首里偕生園	那覇市首里石嶺町 4-389	那覇市
2	①02 介護老人福祉施設 ②11 老人デイサービスセンター	①ありあけの里 ②通所介護事業所 ゆいぽーと	浦添市字前田 997	浦添市
3	02 介護老人福祉施設	第二ありあけの里	浦添市仲西 2-4-21	浦添市
4		白浜の里愛誠園	宜野湾市宇地泊 857	宜野湾市
5		安謝特別養護老人ホーム	那覇市安謝 2-15-2	那覇市
6		おもと園	那覇市字天久 1000	那覇市
7	①02 介護老人福祉施設 ②11 老人デイサービスセンター	①つじまち ②通所介護事業所 つじまち	那覇市辻 2-27-1	那覇市
8	①02 介護老人福祉施設 ②09 認知症対応型共同生活介護事業所 ③11 老人デイサービスセンター	①大名 ②グループホーム めくめくの 家 幸 ③デイサービスセンター 大名	那覇市首里大名町 1-43-2	那覇市
9	①02 介護老人福祉施設 ②11 老人デイサービスセンター	①那覇偕生園 ②那覇偕生園 デイサービスセンター	那覇市首里石嶺町 4-390	那覇市
10	03 地域密着型介護老人福祉施設	前島	那覇市前島 2-18-17	那覇市
11	①03 地域密着型介護老人福祉施設 ②09 認知症対応型共同生活介護事業所	①百穂苑 ②グループホーム ももほ	那覇市安里 51	那覇市
12	①04 老人短期入所施設 ②05 介護老人保健施設、 06 短期入所療養介護	①エメロードてだこ苑 短期入 所生活介護事業所 ②エメロードてだこ苑	浦添市牧港 3-1-1	浦添市
13	05 介護老人保健施設 06 短期入所療養介護	アルカディア	浦添市伊祖 4-16-1	浦添市
14	①05 介護老人保健施設、 06 短期入所療養介護 ②09 認知症対応型共同生活介護事業所 ③10 小規模多機能型居宅介護	①ぎのわんおもと園 ②グループホーム さくら ③小規模ホーム こすもす	宜野湾市嘉数 4-4-10	宜野湾市
15	05 介護老人保健施設 06 短期入所療養介護	オリブ園	那覇市首里石嶺町 4-391-1	那覇市
16		パークヒル天久	那覇市字天久 1123	那覇市
17		やすらぎの里	那覇市安里 3-1-57	那覇市

注1：表中のNo.は、図3.2.7-4の番号と対応する。

注2：表中の分類の

「02 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」は、「02 介護老人福祉施設」、

「09 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）」は「09 認知症対応型共同生活介護事業所」、

「04 老人短期入所施設（短期入所生活介護/特別養護老人ホーム併設を除く）」は「04 老人短期入所施設」で記載。

出典：令和6年度 社会福祉施設等名簿（社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 HP）

表 3.2.7-5(2) 老人福祉施設の分布状況

No.	分類	施設名	所在地	市町村
18	①06 短期入所療養介護 ②09 認知症対応型共同生活介護事業所	①かりまた内科医院 ②グループホーム ていだの家うちま	浦添市内間 4-23-21	浦添市
19	07 軽費老人ホーム (ケアハウス)	ケアハウス ありあけの里	浦添市字前田 1158	浦添市
20		ケアハウス 常夏の島	那覇市牧志 3-8-10	那覇市
21	09 認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム あいあい	浦添市城間 1-2-12	浦添市
22		グループホーム 浦西	浦添市当山 2-10-10 2F	浦添市
23		グループホーム ていだの家かみもり	浦添市内間 4-27-16	浦添市
24		グループホーム 前田の家	浦添市前田 547 2F	浦添市
25		グループホーム めぐみ牧港	浦添市牧港 1-6-7	浦添市
26		グループホーム 真栄2丁目	宜野湾市真栄原 2-25-10	宜野湾市
27	①09 認知症対応型共同生活介護事業所 ②10 小規模多機能型居宅介護	①グループホーム うえの家 ②小規模多機能ケアホーム うえの家	那覇市字上之屋 408-4	那覇市
28	09 認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム 大道が丘	那覇市字大道 94-3 3F	那覇市
29		グループホーム たかまーみの家	那覇市字大道 94-3 4F	那覇市
30		グループホーム ノーマライ心の花 首里	那覇市首里石嶺町 3-135-2	那覇市
31		グループホーム めぐみ首里	那覇市首里山川町 2-56-14	那覇市
32		グループホーム 若狭の家	那覇市若狭 3-4-10 3F	那覇市
33		生協グループホーム 安謝	那覇市字安謝 250	那覇市
34		認知症対応型 グループホーム 末吉	那覇市首里末吉町 2-95-4	那覇市
35	10 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム あん	浦添市大平 1-34-8	浦添市
36		小規模多機能型 居宅介護事業所 すりすり	浦添市屋富祖 2-24-7 2F	浦添市
37		長寿庵 小規模多機能型 居宅介護事業所	浦添市城間 4-25-12-101	浦添市
38		小規模多機能ホーム 前田の家	浦添市前田 547 1F	浦添市
39		小規模多機能型施設 城西	那覇市首里山川町 2-40	那覇市
40		小規模多機能ホーム 大道	那覇市字大道 94-3 2F	那覇市
41		小規模多機能ホーム はれる家	那覇市首里石嶺町 4-57	那覇市
42		小規模多機能型施設 はんたがわ	那覇市繁多川 3-4-18	那覇市
43		小規模多機能型ホーム 松城	那覇市繁多川 3-6-9	那覇市
44		小規模多機能型ホーム 安岡	那覇市字安謝 619-1	那覇市
45		小規模多機能型ホーム 若狭	那覇市若狭 3-4-10 2F	那覇市

注1：表中のNo.は、図 3.2.7-4 の番号と対応する。

注2：表中の分類の

「02 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」は、「02 介護老人福祉施設」、

「09 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）」は「09 認知症対応型共同生活介護事業所」、

「04 老人短期入所施設（短期入所生活介護/特別養護老人ホーム併設を除く）」は「04 老人短期入所施設」で記載。

出典：令和6年度 社会福祉施設等名簿（社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 HP）

表 3.2.7-5(3) 老人福祉施設の分布状況

No.	分類	施設名	所在地	市町村
46	13 地域包括支援センター	浦添市 地域包括支援センターていだ	浦添市内間 4-23-21 2F	浦添市
47		浦添市 地域包括支援センターさっとな	浦添市経塚 1-17-1 2F	浦添市
48		浦添市 地域包括支援センターみなとん	浦添市伊祖 4-16-1 1F	浦添市
49		浦添市 地域包括支援センターライフサポート	浦添市宮城 3-13-11-102	浦添市
50		宜野湾市 地域包括支援センターかいほう	宜野湾市真志喜 2-22-2	宜野湾市
51		那覇市 地域包括支援センター安里	那覇市安里 1-7-3 7F	那覇市
52		那覇市 地域包括支援センター石嶺	那覇市首里石嶺町 2-97-1	那覇市
53		那覇市 地域包括支援センター大名	那覇市首里大名町 1-43-2	那覇市
54		那覇市 地域包括支援センター城西	那覇市首里池端町 1-102	那覇市
55		那覇市 地域包括支援センター松島	那覇市古島 2-19-7	那覇市
56		那覇市 地域包括支援センター安謝	那覇市安謝 1-3-10-101	那覇市
57		那覇市 地域包括支援センター新都心	那覇市銘苅 1-6-15 1F	那覇市
58		那覇市 地域包括支援センター泊	那覇市上之屋 402-3 6F	那覇市
59		那覇市 地域包括支援センター繁多川	那覇市繁多川 3-4-18	那覇市
60		那覇市 地域包括支援センター松川	那覇市字松川 301-4	那覇市
61		那覇市 地域包括支援センター若狭	那覇市若狭 2-1-10	那覇市

注1：表中のNo.は、図 3.2.7-4 の番号と対応する。

注2：表中の分類の

「02 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」は、「02 介護老人福祉施設」、
「09 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）」は「09 認知症対応型共同生活介護事業所」、
「04 老人短期入所施設（短期入所生活介護/特別養護老人ホーム併設を除く）」は「04 老人短期入所施設」で記載。

出典：令和6年度 社会福祉施設等名簿（社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 HP）

表 3.2.7-6(1) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
1	居宅介護、重度訪問介護	おうちでくらせる訪問介護 浦添	浦添市安波茶 2-6-13 1F	浦添市
2	共同生活援助	あじまあ安波茶	浦添市安波茶 3-34-6	浦添市
3	就労継続支援（B型）	障がい者就労・自立支援センターぐっぴい	浦添市安波茶 3-4-6 101	浦添市
4	居宅介護、重度訪問介護	ヘルパーステーションおりじん	浦添市安波茶 3-5-2 101	浦添市
	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所おりじん		
5	児童発達支援	KID ACADEMY+ 浦添校	浦添市伊祖 1-1-16 1F	浦添市
6	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所アンジュ	浦添市伊祖 1-12-2 2F	浦添市
7	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	ていーだキッズ	浦添市伊祖 1-14-12 2F	浦添市
	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所 ハビネスサポート		
8	就労継続支援（B型）	espo 浦添	浦添市伊祖 1-30-1	浦添市
	就労継続支援（A型）	ワークイズムことぶき家		
9	児童発達支援、放課後等デイサービス	キッズハウス Okay	浦添市伊祖 1-32-2	浦添市
10	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所ほかほか	浦添市伊祖 1-32-7 101	浦添市
	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所あい	浦添市伊祖 1-32-7 401	
11	就労移行支援（一般型）、就労定着支援	Bowl JoB	浦添市伊祖 1-5-2	浦添市
12	居宅介護、重度訪問介護	ヘルパーステーションわくわくの森浦添	浦添市伊祖 2-21-18 2F	浦添市
13	放課後等デイサービス	りんくる学園通り	浦添市伊祖 2-24-8 2F	浦添市
14	放課後等デイサービス	ドユーラボてだこ	浦添市伊祖 2-30-17 1F	浦添市
15	児童発達支援、放課後等デイサービス	ハッピースカイ	浦添市伊祖 3-2-9 101	浦添市
16	放課後等デイサービス	ドリームスクールえる	浦添市伊祖 3-4-12 205	浦添市
17	居宅介護、重度訪問介護	ヘルパーステーションらくだ	浦添市伊祖 4-16-1	浦添市
18	居宅介護、重度訪問介護	訪問介護サービス かなさ	浦添市伊祖 4-18-2	浦添市
19	就労継続支援（B型）	きずなのえん	浦添市屋富祖 1-4-10	浦添市
20	居宅介護、重度訪問介護	ウーバーケア浦添店	浦添市屋富祖 1-4-8 1F102	浦添市
21	居宅介護、重度訪問介護	ヘルパーステーションあじまあ	浦添市屋富祖 2-25-3 1F	浦添市
	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所ウィズユー		
22	児童発達支援、放課後等デイサービス	レジリエンス・スポーツセンター	浦添市屋富祖 2-3-1 1F・2F・3F	浦添市
23	児童発達支援、放課後等デイサービス	キープ浦添 ことばの教室K i d s	浦添市屋富祖 2-4-10 4F	浦添市

注：表中のNo.は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

出典：指定障害福祉サービス事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

表 3.2.7-6(2) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
24	生活介護	おおきな Wa	浦添市屋富祖 3-7-1	浦添市
	計画相談支援、障害児相談支援	地域生活支援センターおおきな Wa	2F	
	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスオールスター	浦添市屋富祖 3-7-1 3F	
	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所 パートナー サポートセンター	浦添市屋富祖 3-7-1 6F	
25	居宅介護、重度訪問介護、同行 援護	ヘルパーステーション中西	浦添市宮城 1-14-1 106	浦添市
26	居宅介護、重度訪問介護、同行 援護	合同会社グローバルサポート	浦添市宮城 1-25-3 101	浦添市
27	就労継続支援（A型）	就労継続支援事業所エース	浦添市宮城 2-16-14 2-B	浦添市
28	計画相談支援、障害児相談支援	じーにあす 相談支援事業所	浦添市宮城 2-17-2 203	浦添市
29	居宅介護、重度訪問介護	ヘルパーステーション りん	浦添市宮城 3-13-12 1F	浦添市
30	計画相談支援、障害児相談支援	絆 相談支援センター	浦添市宮城 3-4-14	浦添市
31	共同生活援助	グループホームほかほか	浦添市宮城 3-6-1 2F	浦添市
32	居宅介護、重度訪問介護、同行 援護	ヘルパーステーション咲き	浦添市宮城 3-9-14 101	浦添市
33	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所 Weave（ウィーブ）	浦添市宮城 4-12-16	浦添市
34	就労継続支援（B型）	ちぐさ	浦添市宮城 4-1-3 202	浦添市
35	就労継続支援（B型）	障がい者支援事業所うりずん	浦添市宮城 4-1-6 101	浦添市
36	居宅介護、重度訪問介護、同行 援護	訪問介護ステーションみらい	浦添市宮城 4-20-7	浦添市
37	児童発達支援、放課後等デイサ ービス	V i e n t o	浦添市宮城 4-22-6 101	浦添市
38	児童発達支援、放課後等デイサ ービス	コロニー児童デイサービス みやぎ	浦添市宮城 4-9-17	浦添市
	就労継続支援（A型）、就労継 続支援（B型）	就労継続支援事業所 沖縄コロニーセ ンター		
39	施設入所支援、生活介護、短期 入所	障害者支援施設 沖縄コロニーセンタ ー	浦添市宮城 4-9-7	浦添市
40	居宅介護、重度訪問介護、同行 援護	ヘルパーステーションOCC	浦添市宮城 5-3-7 1F	浦添市
41	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所 リライトラボ	浦添市経塚 201-2	浦添市
42	就労移行支援（一般型）、就労 継続支援（B型）、就労定着支 援	就労支援事業所 就労プラザわく・わ く	浦添市経塚 346	浦添市
43	自立訓練（生活訓練）、自立生 活援助、宿泊型自立訓練	自立訓練事業所 経塚苑	浦添市経塚 348	浦添市
44	居宅介護、重度訪問介護	ヘルパーステーション小枝	浦添市経塚 350	浦添市
45	居宅介護、重度訪問介護	訪問介護アロアロ 浦添店	浦添市経塚 437-1	浦添市
46	児童発達支援、放課後等デイサ ービス	ひと葉	浦添市経塚 441 1F	浦添市

注：表中のNo.は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

出典：指定障害福祉サービス事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

表 3.2.7-6(3) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
47	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童デイサービス ぐりっと経塚	浦添市経塚 606 1F	浦添市
48	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	相談支援事業所 ゆんたく	浦添市経塚 633 3F	浦添市
49	医療型障害児入所支援、短期入所、療養介護	沖縄療育園	浦添市経塚 714	浦添市
	児童発達支援、生活介護	沖縄療育園 ピノキオ		
50	放課後等デイサービス	Kid's TECH cap. 浦添	浦添市経塚 811-118 2F	浦添市
51	児童発達支援、放課後等デイサービス	子ども療育ステーション ここふわ港川	浦添市港川 2-31-7	浦添市
52	児童発達支援	コペルプラス 浦添教室	浦添市港川 458 401	浦添市
53	児童発達支援、放課後等デイサービス	こどもプラス浦添教室	浦添市港川 507-8 1F	浦添市
54	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	ベーテルの夢Ⅱ	浦添市字前田 636-2 201	浦添市
55	生活介護	社会就労センターわかたけ	浦添市字前田 998-3	浦添市
56	居宅介護、重度訪問介護	訪問介護 いちご	浦添市字大平 504 1F	浦添市
57	居宅介護、重度訪問介護	ヘルパーステーション こううん	浦添市城間 2-2-6 306	浦添市
58	就労継続支援（Ｂ型）	障がい者就労支援センター すばる	浦添市城間 2-27-2	浦添市
59	共同生活援助	グループホーム みのりの会	浦添市城間 2680-3 302	浦添市
	就労継続支援（Ａ型）、就労継続支援（Ｂ型）	就労継続支援施設 みのりの会		
60	就労継続支援（Ｂ型）	就労サポートセンター そら	浦添市城間 3008-2	浦添市
	生活介護	生活介護そら		
61	就労継続支援（Ｂ型）	障がい福祉サポートネット JIMMY Nine 城間	浦添市城間 3-1-2 2F	浦添市
62	生活介護	らそ	浦添市城間 3-13-13 101	浦添市
	生活介護	そる	浦添市城間 3-13-13 101・201	
	児童発達支援、放課後等デイサービス	こどもデイサービス こころ	浦添市城間 3-13-13 202	
63	放課後等デイサービス	児童デイサービスピュア	浦添市城間 3-14-3	浦添市
64	計画相談支援	相談支援事業所 ばすてる	浦添市城間 4-15-8	浦添市
	障害児相談支援	相談支援事業所ばすてる		
	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス ぱれっと城間	浦添市城間 4-15-8 2F	
65	児童発達支援、放課後等デイサービス	きらりはーと浦添校	浦添市城間 4-5-1 2F	浦添市
66	放課後等デイサービス	ステラNEXT	浦添市勢理客 2-18-5 101	浦添市
67	自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（Ｂ型）	Cotori	浦添市勢理客 2-23-5	浦添市
68	就労継続支援（Ａ型）、就労継続支援（Ｂ型）	アニモ	浦添市勢理客 3-11-10 101	浦添市

注：表中のNo.は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

出典：指定障害福祉サービス事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

表 3.2.7-6(4) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
69	就労継続支援（B型）	たどり舎	浦添市勢理客 3-11-9 102	浦添市
70	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス ステラ	浦添市勢理客 3-4-13 2F	浦添市
	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所ステラ		
71	生活介護	障がい者通所支援センターこみかん	浦添市西原 1-10-1	浦添市
72	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所 ちむちむ	浦添市西原 1-1-22 101	浦添市
73	居宅介護、重度訪問介護	浦添中央ケアセンター	浦添市西原 1-13-1	浦添市
74	就労継続支援（B型）	就労支援リアン	浦添市西原 1-8-11 1F	浦添市
75	自立訓練（機能訓練）	機能訓練施設 ジョブトレ 浦添店	浦添市西原 2-4-1 3F303	浦添市
76	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童デイサービス ゆうわ 浦添	浦添市西原 6-7-20	浦添市
77	障害児相談支援	そーしゃるサポートここから	浦添市西洲 3-1-1 2F	浦添市
78	共同生活援助	グループホームむひば	浦添市前田 1004-9	浦添市
	放課後等デイサービス	児童デイサービス 童子		
	地域移行支援、地域定着支援	地域生活支援センターEnjoy		
	居宅介護、計画相談支援、行動 援助、障害児相談支援、短期入 所	地域生活支援センターEnjoy		
79	児童発達支援、放課後等デイサービス	ピスティス	浦添市前田 1052-3	浦添市
80	児童発達支援、放課後等デイサービス	チャイルドサポートうらそえ	浦添市前田 1-1367-8 1F	浦添市
81	就労継続支援（B型）	障がい福祉サポートネット JIMMY Nine 前田	浦添市前田 1-14-3	浦添市
82	児童発達支援	コロニー児童デイサービスまえた（児 童発達支援）	浦添市前田 1158	浦添市
83	放課後等デイサービス	りんくる前田	浦添市前田 1-48-3 1F	浦添市
84	共同生活援助	グループホームよつ葉	浦添市前田 1-9-13 1F	浦添市
85	居宅介護、重度訪問介護	ヘルパーステーションしんらい浦添	浦添市前田 2-3-9	浦添市
86	居宅介護、重度訪問介護、同行 援助	ヘルパーステーション星	浦添市前田 3-9-1 102	浦添市
87	生活介護	デイサービスセンター美原うらそえ	浦添市前田 412	浦添市
88	生活介護	りぼーん	浦添市前田 4-4-9	浦添市
89	就労継続支援（A型）、就労継 続支援（B型）	就労支援さとうきび	浦添市前田 4-5-16 2F	浦添市
90	児童発達支援、保育所等訪問支 援、放課後等デイサービス	ベーテルの夢	浦添市前田 862-28 A 棟うみ	浦添市
	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所ベーテル		

注1：表中のNo.は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

注2：黄色網掛けは、対象事業実施区域内に位置する施設を示す。

出典：指定障害福祉サービス事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

表 3.2.7-6(5) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
91	放課後等デイサービス	コロニー児童デイサービス まえだ	浦添市前田 997	浦添市
	計画相談支援、障害児相談支援	コロニー相談支援センターうらそえ		
92	児童発達支援、放課後等デイサービス	おれんじキッズ&児童デイサービス・アニマートうらそえ	浦添市大平 1-14-6 1F	浦添市
93	放課後等デイサービス	就労準備型 放課後等デイサービス ばれっと job1	浦添市大平 1-23-12 101	浦添市
94	就労継続支援（A型）	ウェリナ	浦添市大平 1-35-3	浦添市
95	計画相談支援、障害児相談支援	生活支援センターあおぞら	浦添市大平 321-1-2	浦添市
96	児童発達支援、放課後等デイサービス	MANA	浦添市大平 438-1	浦添市
97	居宅介護、重度訪問介護	寿楽ケアステーション	浦添市大平 503-5 102	浦添市
98	居宅介護、重度訪問介護	ケアステーションあしすと for	浦添市沢峠 1034 101	浦添市
99	就労継続支援（B型）	ていんがーら	浦添市沢峠 1-46-2 101	浦添市
100	放課後等デイサービス	しあわせ駅 経塚	浦添市沢峠 1-6-6	浦添市
101	共同生活援助	グループホーム ベタニア	浦添市沢峠 1-6-9	浦添市
	児童発達支援、放課後等デイサービス	しあわせ駅		
102	共同生活援助	グループホームくろーばー	浦添市沢峠 974-20	浦添市
103	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス「遊友」	浦添市仲間 1-10-7	浦添市
	計画相談支援	ピアサポートセンターほると	浦添市仲間 1-10-7 1F	浦添市
104	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	ヘルパーステーションばれっと	浦添市仲間 1-7-9 403	浦添市
105	居宅介護、重度訪問介護	ヘルパーステーションりみら	浦添市仲間 2-5-3 6-A	浦添市
106	共同生活援助	共同生活援助くればす仲間	浦添市仲間 3-10-3	浦添市
107	短期入所	きんちゃん家	浦添市仲間 3-20-5	浦添市
108	就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）	障がい福祉サービス事業所 ハートフルユニオン	浦添市仲間 3-3-2	浦添市
109	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援（一般型）、就労継続支援（B型）	指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結	浦添市仲西 1-2-2 3F	浦添市
	計画相談支援	相談支援事業所 かりゆし結々	浦添市仲西 1-2-2 6F	
	障害児相談支援	相談支援事業所かりゆし結々		
110	放課後等デイサービス	指定放課後等デイサービス事業所 グローアップスマイル結	浦添市仲西 1-3-22 201	浦添市
111	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	ヘルパーステーションにじ	浦添市仲西 3-15-1 1F	浦添市

注：表中のNo. は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

出典：指定障害福祉サービス事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

表 3.2.7-6(6) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
112	就労継続支援（B型）	障がい者就労支援事業所フレブル	浦添市仲西 3-15-2 203	浦添市
	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	asmo	浦添市仲西 3-15-2 601	浦添市
113	児童発達支援、放課後等デイサービス	ひまわりきつず	浦添市当山 1-8-9	浦添市
114	居宅介護、重度訪問介護	ヘルパーステーション福寿	浦添市当山 2-10-10	浦添市
115	居宅介護	ケアセンターココロすまいる	浦添市当山 2-17-11	浦添市
116	就労継続支援（B型）	アルバ	浦添市当山 2-36-3-1F	浦添市
117	就労移行支援（一般型）、就労継続支援（B型）	アンジュ	浦添市当山 2-36-3 2F	浦添市
118	同行援護	ヘルパーステーション COREA	浦添市当山 2-8-5 305	浦添市
119	児童発達支援、放課後等デイサービス	そらごころ絆	浦添市当山 2-9-1 101	浦添市
120	放課後等デイサービス	ふれあいきつず内間	浦添市内間 2-22-27 1F	浦添市
121	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所デライト	浦添市内間 2-22-28 B-402	浦添市
122	児童発達支援、放課後等デイサービス	カイカ童心	浦添市内間 2-4-11 205	浦添市
123	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援センターふわり	浦添市内間 2-6-22	浦添市
	児童発達支援、放課後等デイサービス	こっこ	浦添市内間 2-6-22 201・202	
124	居宅介護、同行援護	ホームケアおねっと	浦添市内間 2-7-6 103	浦添市
125	居宅介護、重度訪問介護	訪問介護あろは うちま	浦添市内間 3-1-10 106	浦添市
126	生活介護	生活介護事業所 Catch	浦添市内間 3-22-28	浦添市
127	就労継続支援（A型）	サンクスラボ・浦添オフィス	浦添市内間 3-3-20 305	浦添市
128	就労継続支援（B型）	指定障がい福祉サービス事業所叶 e	浦添市内間 4-26-11 202	浦添市
	計画相談支援	相談支援センター 叶 e		
	計画相談支援	相談支援センター叶 e		
129	就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）	障がい者 IT サポートおきなわ	浦添市内間 5-4-3 101	浦添市
130	計画相談支援	浦添牧港相談支援事業所 幹	浦添市牧港 1-22-18	浦添市
131	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所くればす	浦添市牧港 1-32-16 2F	浦添市
132	計画相談支援、障害児相談支援	にじねこ相談支援センター	浦添市牧港 1-48-3	浦添市
133	児童発達支援、放課後等デイサービス	SOU FIRST 牧港	浦添市牧港 1-64-14	浦添市
134	就労継続支援（A型）	久樹	浦添市牧港 2-1-3 101	浦添市
135	共同生活援助	ファーストサークル	浦添市牧港 2-15-3 201	浦添市

注：表中のNo. は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

出典：指定障害福祉サービス事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

表 3.2.7-6(7) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
136	児童発達支援、保育所等訪問支援	浦添市児童発達支援センターたんぼぼ	浦添市牧港 4-5-10 2F	浦添市
	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所 どんぐりの木		
137	就労継続支援（B型）	Dontom ワークス浦添店アロアロ	浦添市牧港 5-11-5 3F	浦添市
138	共同生活援助	こころのおうち	浦添市牧港 5-13-28 1F	浦添市
139	居宅介護、重度訪問介護	訪問介護 T R E E 宜野湾	宜野湾市宇地泊 2-1-3 302	宜野湾市
140	放課後等デイサービス	レベルアップ	宜野湾市宇地泊 2-15-3 1F	宜野湾市
141	児童発達支援、放課後等デイサービス	Coral 児童発達支援・放課後等デイサービス	宜野湾市宇地泊 2-37-1 205	宜野湾市
142	計画相談支援、障害児相談支援、就労移行支援（一般型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援	楽学喜、楽学喜サポート アチェンド	宜野湾市宇地泊 2-38-7 2F	宜野湾市
143	就労継続支援（B型）	Active	宜野湾市宇地泊 2-4-23 1F	宜野湾市
144	就労継続支援（B型）	オレンジハート	宜野湾市宇地泊 3-12-1	宜野湾市
145	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス ぱれっと	宜野湾市宇地泊 3-12-19 1F	宜野湾市
146	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	ケア・コミュニティ結び（指定訪問介護サービス）	宜野湾市宇地泊 751-15 902	宜野湾市
147	放課後等デイサービス	JYU×JYU ステーション かかず	宜野湾市嘉数 1-4-16-1	宜野湾市
148	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	訪問介護ステーションみかん	宜野湾市嘉数 2-2-1 2F	宜野湾市
149	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ひまわり	宜野湾市嘉数 3-24-11	宜野湾市
150	放課後等デイサービス	放課後デイサービスれきぶ	宜野湾市嘉数 3-29-14	宜野湾市
151	居宅介護、重度訪問介護	ヘルパーステーション COREA	宜野湾市嘉数 4-17-24	宜野湾市
152	共同生活援助、短期入所	シェアハウス あるところ	宜野湾市真栄原 2-18-1	宜野湾市
153	就労継続支援（A型）	就労支援研究所	宜野湾市真志喜 1-5-2	宜野湾市
154	居宅介護、重度訪問介護	指定居宅介護事業所 リガーレ	宜野湾市真志喜 2-1-2 303	宜野湾市
155	放課後等デイサービス	児童デイサービス・アニマートぎのわん	宜野湾市真志喜 2-14-18 105	宜野湾市
156	居宅介護、重度訪問介護	訪問介護ステーションかいほう	宜野湾市真志喜 2-22-2	宜野湾市
157	児童発達支援、放課後等デイサービス	子ども療育ステーションここふわ 真志喜	宜野湾市真志喜 2-22-8 1F	宜野湾市
158	児童発達支援、放課後等デイサービス	おれんじキッズ&児童デイサービス・アニマートぎのわん	宜野湾市真志喜 2-26-7 102	宜野湾市
159	就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）	障害者支援センターアップドウぎのわん	宜野湾市真志喜 2-4-3 301	宜野湾市
160	就労移行支援（一般型）	障がい者就労サポートセンターアップドウぎのわん	宜野湾市真志喜 2-4-8 102	宜野湾市
	就労定着支援	障がい者就労定着支援センターアップドウぎのわん		

注：表中のNo.は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

出典：指定障害福祉サービス事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

表 3.2.7-6(8) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
161	計画相談支援、障害児相談支援	指定相談支援事業所ささえ	宜野湾市真志喜 2-5-14 103	宜野湾市
162	就労継続支援（B型）	MAJUN LINK	宜野湾市大山 6-11-17 2F	宜野湾市
163	就労継続支援（B型）	くくるばな	宜野湾市大山 6-24-10 1F	宜野湾市
	計画相談支援	相談支援事業所 くくるばな		
164	自立訓練（生活訓練）、生活介護	指定障がい福祉サービス事業所「たいよう」	宜野湾市大山 6-40-15 A-9	宜野湾市
165	児童発達支援、放課後等デイサービス	キープ宜野湾 ことばの教室	宜野湾市大山 6-47-7 1F	宜野湾市
166	児童発達支援、放課後等デイサービス	きらめき宜野湾	宜野湾市大謝名 1-13-7	宜野湾市
167	児童発達支援、保育所等訪問支援	ONEPLAY. GIFTED 宜野湾	宜野湾市大謝名 1-17-12	宜野湾市
168	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	彩りーIRODORIー宜野湾教室	宜野湾市大謝名 1-17-33 2A	宜野湾市
169	共同生活援助	グループホーム森川	宜野湾市大謝名 1-20-2	宜野湾市
	短期入所	ショートステイ森川		
	生活介護	デイセンター蒼生		
170	放課後等デイサービス	SOU NEXT 大謝名	宜野湾市大謝名 1-3-14 1F	宜野湾市
171	自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（B型）	多機能型事業所 サントゥアリオ	宜野湾市大謝名 2-2-10 4F	宜野湾市
172	就労継続支援（B型）	就労継続支援センター 新緑の風	宜野湾市大謝名 3-6-9	宜野湾市
173	放課後等デイサービス	JYU×JYU ステーション	宜野湾市大謝名 4-5-20	宜野湾市
174	就労継続支援（B型）	ワーカーズホーム	宜野湾市大謝名 4-6-28	宜野湾市
175	就労継続支援（A型）	オハナ宜野湾	宜野湾市大謝名 5-7-6 1F	宜野湾市
176	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス ぱれっとおもろまち	那覇市おもろまち 3-7-26 2F	那覇市
177	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所 R i t a	那覇市おもろまち 4-20-16 1F	那覇市
	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所 R i t a		
178	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	キープ新都心ことばの教室 kids	那覇市おもろまち 4-6-17 202	那覇市
179	居宅介護、計画相談支援、重度訪問介護、障害児相談支援	くるくまケアサービス	那覇市安謝 101-14	那覇市
180	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	ヘルパーステーション コミット	那覇市安謝 1-2-5	那覇市
181	共同生活援助	ライフフィールド JIMMY Nine 安謝	那覇市安謝 2-19-22	那覇市
182	居宅介護、重度訪問介護	ホームケア土屋 沖縄	那覇市安謝 2-22-27 404	那覇市
183	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所らら	那覇市安謝 2-23-29 1F	那覇市

注：表中のNo.は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

出典：指定障害福祉サービス事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

表 3.2.7-6(9) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
184	生活介護	おもろまちデイセンター若枝	那覇市安謝 2-26-30	那覇市
	短期入所	短期入所小枝		
	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所 小枝	那覇市安謝 2-26-30 1F	
	共同生活援助	ケアホーム ぶどうの木	那覇市安謝 2-26-30 2F	
185	居宅介護、重度訪問介護	訪問介護 ル リアン 沖縄	那覇市安謝 2-5-2 202	那覇市
186	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	ホームヘルパーステーションおもと園	那覇市安里 1-7-3 7F	那覇市
187	居宅介護、重度訪問介護	介護サービスステーション JIMMYNine	那覇市安里 3-1-51 1F	那覇市
	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所 JIMMY Nine		
188	共同生活援助	すてむはうす.asato	那覇市安里 85-5	那覇市
189	就労継続支援（A型）	ベストライフ那覇	那覇市久米 1-16-3 201	那覇市
190	就労継続支援（B型）	わんから WANKARA	那覇市久米 1-24-7 2F	那覇市
191	共同生活援助	共同生活援助いーまーる＋久米	那覇市久米 1-4-9	那覇市
192	就労継続支援（B型）	E S J	那覇市久米 1-7-3	那覇市
193	自立訓練（生活訓練）	CURA Day Care Center	那覇市久米 2-20-7 2F	那覇市
194	就労継続支援（A型）	株式会社メジャーサポートサービス	那覇市久米 2-3-14 2F	那覇市
195	就労継続支援（A型）	bemestar	那覇市久茂地 2-12-6 2F	那覇市
196	就労継続支援（B型）、就労定着支援	就労支援事業所 ひまわり	那覇市久茂地 2-15-10 7F	那覇市
197	就労移行支援（一般型）、就労継続支援（B型）	就労支援ワークイットくもじ	那覇市久茂地 3-8-6 4F	那覇市
198	児童発達支援	児童デイサービス 大きな木（発達支援）	那覇市古島 1-4-6	那覇市
199	生活介護	障がい者生活支援センターはつらつ	那覇市古島 2-14-4	那覇市
	障害児相談支援	障がい者相談支援センター すこやか		
	計画相談支援	障がい者相談支援センターすこやか		
200	児童発達支援、放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ウィズ・ユー 古島	那覇市古島 2-23-3	那覇市
201	児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児通所支援事業所 ココロ琉球教室	那覇市古島 2-4-11	那覇市
202	生活介護	生活介護事業所 第2 ココロ琉球教室	那覇市古島 2-6-15	那覇市
	放課後等デイサービス	第2 ココロ琉球教室		
203	施設入所支援、生活介護	障がい者支援施設 那覇学園	那覇市古島 6-1	那覇市
	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援センター群星		
	短期入所	短期入所 那覇学園（空床・併設型）		

注：表中のNo.は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

出典：指定障害福祉サービス事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

表 3.2.7-6(10) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
204	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型みらいく	那覇市三原 1-29-26	那覇市
205	就労継続支援（B型）	継続支援ワークイット	那覇市三原 2-20-10 2F	那覇市
206	就労継続支援（B型）	アクトアライズ	那覇市字安里 45 3F	那覇市
207	共同生活援助	奏・グループホームちゅら松川	那覇市字松川 299-1	那覇市
208	児童発達支援、放課後等デイサービス	広伸会松川教室	那覇市字松川 441-11 1F	那覇市
209	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童デイサービス あろは kids 大道	那覇市字大道 28 1F	那覇市
210	就労継続支援（B型）	みみの木	那覇市若狭 1-2-9 1F	那覇市
211	居宅介護、重度訪問介護	ユースタイルケア沖縄 重度訪問介護	那覇市若狭 1-3-16 1F	那覇市
212	就労定着支援	アトリエあいこ	那覇市若狭 2-12-13	那覇市
	就労移行支援（一般型）、就労継続支援（B型）	就労支援センター あいこ		
213	生活介護	デイセンターのぎく	那覇市若狭 2-3-17 1F	那覇市
214	自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（B型）	（指定事業所）生活・就労自立支援ともしび	那覇市若狭 3-12-9 2F	那覇市
215	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	ヘルパーステーション ずみっ	那覇市首里寒川町 2-38 2-B	那覇市
216	就労継続支援（B型）	心耕部	那覇市首里寒川町 2-80	那覇市
217	共同生活援助	奏・GHハイビス首里	那覇市首里儀保町 2-24	那覇市
	児童発達支援、放課後等デイサービス	わいわい子ども教室那覇校	那覇市首里儀保町 2-24 1F	
218	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童デイサービス・発達ラボ首里教室	那覇市首里久場川町 2-131 103	那覇市
219	就労継続支援（B型）	やくも那覇首里店	那覇市首里久場川町 2-133 B1F	那覇市
220	就労移行支援（一般型）、就労定着支援	ココロおき楽	那覇市首里久場川町 2-152-25 2F	那覇市
221	児童発達支援、放課後等デイサービス	おやこサポートしえあ	那覇市首里崎山町 4-42	那覇市
222	保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	Atelier みるく首里	那覇市首里山川町 1-50	那覇市
223	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	ハーモニー	那覇市首里石嶺町 1-114-14	那覇市
224	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	ヘルパーステーションオリブ山	那覇市首里石嶺町 1-151-5 1F	那覇市
	自立生活援助	自立生活援助事業所ひかり		
	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	相談支援事業所ひかり		
225	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童デイサービス ホサナ	那覇市首里石嶺町 2-13-1	那覇市
	短期入所	児童デイサービスホサナ		

注：表中のNo.は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

出典：指定障害福祉サービス事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

表 3.2.7-6(11) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
226	共同生活援助	グループホームほくれい	那覇市首里石嶺町 2-132 A-201	那覇市
227	居宅介護、同行援護	ヘルパーステーション イマジニア	那覇市首里石嶺町 2-249	那覇市
228	居宅介護、行動援護、重度訪問介護、同行援護	サクラ訪問介護ステーション	那覇市首里石嶺町 2-54-6 1F	那覇市
229	居宅介護、重度訪問介護	ヘルパーステーション夢	那覇市首里石嶺町 2-70-29 101	那覇市
230	居宅介護、重度訪問介護	ウーバーケア首里店	那覇市首里石嶺町 3-111-10 101	那覇市
231	生活介護、短期入所	オリブ山生活介護きらきら	那覇市首里石嶺町 3-30-11	那覇市
232	共同生活援助	グループホーム首里石嶺	那覇市首里石嶺町 3-302-6	那覇市
233	放課後等デイサービス	ふれあいきつず首里	那覇市首里石嶺町 3-78	那覇市
234	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス うらら那覇	那覇市首里石嶺町 4-13-14-1	那覇市
235	共同生活援助	グループホームナナカマド	那覇市首里石嶺町 4-198-1	那覇市
236	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援（一般型）	GoRiLla	那覇市首里石嶺町 4-199-2F	那覇市
237	居宅介護、行動援護、重度訪問介護	ケアステーション あゆむ	那覇市首里石嶺町 4-230-1	那覇市
	就労継続支援（B型）	B型作業所あゆむ	那覇市首里石嶺町 4-230-1 1F	
238	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所 Cafe わきみず	那覇市首里石嶺町 4-356-5	那覇市
239	児童発達支援、放課後等デイサービス	なんくるみい たあち	那覇市首里石嶺町 4-366-1	那覇市
240	就労継続支援（B型）、就労定着支援	社会就労センターさまさま	那覇市首里石嶺町 4-373-1 2F	那覇市
241	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所 ほくれい	那覇市首里石嶺町 4-439	那覇市
	施設入所支援、就労継続支援（B型）、生活介護、短期入所	北嶺学園		
242	放課後等デイサービス	首里きらめき	那覇市首里石嶺町 4-76	那覇市
243	児童発達支援、放課後等デイサービス	marcher	那覇市首里石嶺町 4-96 2F	那覇市
244	放課後等デイサービス	S U I	那覇市首里赤平町 1-27 1F	那覇市
245	就労継続支援（A型）、就労定着支援	ONE STEP	那覇市首里赤平町 2-12-17	那覇市
246	就労継続支援（B型）	就労支援センター首里	那覇市首里赤平町 2-67-5	那覇市
	生活介護	生活介護センター首里		
247	児童発達支援	こどもプラス あいなぎ教室	那覇市首里大名町 1-108-1 1F	那覇市
248	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	訪問介護ステーション大名	那覇市首里大名町 1-43-2	那覇市
249	共同生活援助	グループホーム みみ桜	那覇市首里大名町 3-35	那覇市

注：表中のNo.は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

出典：指定障害福祉サービス事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

表 3.2.7-6(12) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
250	児童発達支援、放課後等デイサービス	はびじゅに首里城西校（第1単位）/はびじゅに首里城西校 第2（第2単位）	那覇市首里池端町 26-1	那覇市
251	就労継続支援（A型）	オハナ 首里	那覇市首里鳥堀町 1-50-1 2F	那覇市
252	計画相談支援、障害児相談支援	合同会社 Sion 相談支援事業所 雅	那覇市首里鳥堀町 2-24-1	那覇市
253	就労移行支援（一般型）、就労継続支援（B型）	さぼーとせんたー i とお〜ち	那覇市首里鳥堀町 4-106-4	那覇市
254	放課後等デイサービス	放課後等児童デイサービス水蓮	那覇市首里鳥堀町 4-27 1F・2F	那覇市
255	共同生活援助	グループホーム首里	那覇市首里鳥堀町 5-14-1	那覇市
256	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	ヘルパーステーション 一心	那覇市首里鳥堀町 5-41-8	那覇市
	計画相談支援、障害児相談支援	特定相談支援センター いっしん		
257	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	まもるくん介護ステーション	那覇市首里汀良町 2-23-1	那覇市
258	就労継続支援（B型）	就労支援事業所 ふいーるど・ぱわー	那覇市首里汀良町 2-6	那覇市
259	就労継続支援（A型）	ハートランドおきなわ首里	那覇市首里汀良町 3-104-1	那覇市
260	児童発達支援、放課後等デイサービス	ゆいはうす	那覇市首里汀良町 3-15 1F	那覇市
261	共同生活援助	共同生活援助いーまーる＋首里平良	那覇市首里平良町 1-2	那覇市
262	自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（B型）	アトリエ種子	那覇市首里平良町 1-32-1	那覇市
263	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所 心	那覇市首里平良町 1-35-1 301	那覇市
264	共同生活援助	わおん沖縄	那覇市首里平良町 1-56-5	那覇市
265	放課後等デイサービス	デイセンターきらきら	那覇市首里末吉町 1-152	那覇市
	生活介護	デイセンターなずな		
266	就労継続支援（B型）	デイセンターいりむい	那覇市首里末吉町 1-152-27 101	那覇市
267	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所シーサーの森	那覇市曙 1-18-1	那覇市
268	就労継続支援（B型）	就労支援センター クローバー	那覇市曙 1-20-46	那覇市
	生活介護	生活介護センター クローバー		
269	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ジャンプステージ	那覇市曙 2-10-25	那覇市
270	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ジャンプステージ ヒーロー	那覇市曙 2-11-8 1F-B	那覇市
271	計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業所 沖縄県こども福祉センター	那覇市曙 2-13-18 302	那覇市
272	就労継続支援（B型）	喫茶ルーム「がじまるの樹の下で」	那覇市曙 2-22-3 1F	那覇市

注1：表中のNo.は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

注2：黄色網掛けは、対象事業実施区域内に位置する施設を示す。

出典：指定障害福祉サービス事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課HP）

指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課HP）

表 3.2.7-6(13) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
273	児童発達支援	I Le 曙 うみ	那覇市曙 2-4-13 2F2-C	那覇市
	放課後等デイサービス	I Le 曙 みそら、I Le 曙 うみ (2 単位)		
274	共同生活援助	グループホーム イルミナーレ	那覇市曙 2-9-8	那覇市
275	就労継続支援 (B 型)	癒しの家スマイル	那覇市松山 2-12-3 2F	那覇市
276	共同生活援助	グループホームノア	那覇市松山 2-29-2	那覇市
	就労継続支援 (B 型)	P C N E T-NAHA	那覇市松山 2-29-2 2F	
277	共同生活援助	共同生活援助つどい松川	那覇市松川 1-3-3	那覇市
278	就労継続支援 (B 型)	就労支援 B 型すまいる	那覇市松川 2-11-16	那覇市
279	自立訓練 (生活訓練)、就労継続支援 (B 型)	花は咲く	那覇市松川 2-16-1 3F	那覇市
280	就労継続支援 (B 型)	就 B いろは	那覇市松川 2-8-3	那覇市
	自立訓練 (生活訓練)	生活訓練いろは		
281	就労継続支援 (B 型)	B 型作業所はーべすと	那覇市松川 2-9-20	那覇市
282	居宅介護、重度訪問介護	訪問介護かんちゃんの手	那覇市松川 3-12-1 1F	那覇市
283	計画相談支援	相談支援事業所オアシス	那覇市松川 315-3 3F	那覇市
284	共同生活援助	グループホーム彩風の杜なは	那覇市松川 3-19-46	那覇市
	共同生活援助	共同生活援助 彩風の杜なは		
	生活介護	生活介護センター彩風の杜なは		
	短期入所	短期入所 彩風の杜なは	那覇市松川 3-19-46 3F	
285	児童発達支援、放課後等デイサービス	多機能型障害福祉サービス事業所 スマイル	那覇市松川 445-1	那覇市
286	就労継続支援 (B 型)	就労支援あ・ん	那覇市松川 445-2	那覇市
	計画相談支援	地域サポート あごらびあ	那覇市松川 445-2 202	
287	共同生活援助	ハウス松川	那覇市松川 482-5	那覇市
288	居宅介護、計画相談支援、重度訪問介護、障害児相談支援、相談支援、同行援護	沖縄介護センター	那覇市松川 531-1	那覇市
289	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス りんく松島教室	那覇市松島 1-1-29 1F	那覇市
290	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	First みるく	那覇市松島 2-3-2	那覇市
291	共同生活援助	グループホームゆがふー松尾	那覇市松尾 1-9-12	那覇市
	就労継続支援 (B 型)	福祉作業所 ゆがふー松尾	那覇市松尾 1-9-12 1F	
292	児童発達支援、放課後等デイサービス	おきなわインターナショナルデイサービス	那覇市真嘉比 1-10-1 202	那覇市
293	就労継続支援 (B 型)	就労継続支援 B 型事業所 Copain	那覇市真嘉比 1-6-2	那覇市
294	就労継続支援 (B 型)	あるにこ	那覇市真嘉比 2-12-11 201	那覇市

注 1: 表中の No. は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

注 2: 黄色網掛けは、対象事業実施区域内に位置する施設を示す。

出典: 指定障害福祉サービス事業所情報 (令和 7 年 6 月 1 日現在) (沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP)

指定障害児通所・入所支援事業所情報 (令和 7 年 6 月 1 日現在) (沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP)

表 3.2.7-6(14) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
295	就労移行支援（一般型）、就労継続支援（B型）	就労支援センター 絆	那覇市真嘉比 2-16-17	那覇市
296	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	ケアステーション らんぷ	那覇市真嘉比 2-27-5 102	那覇市
297	就労移行支援（一般型）、就労継続支援（B型）	アシタネットワークス	那覇市真嘉比 3-19-26 2F	那覇市
298	就労継続支援（B型）	就職支援センターゆき	那覇市真嘉比 3-20-18	那覇市
	障害児相談支援	相談支援センター ゆき		
	計画相談支援	相談支援センター ゆき		
299	就労継続支援（B型）	就労支援センターふくぎ	那覇市西 1-14-1	那覇市
300	居宅介護、重度訪問介護	介護事業所みつれ 那覇	那覇市西 1-14-13	那覇市
301	児童発達支援	コロニー児童デイサービス まえじま（発達支援）	那覇市前島 1-14-1 101	那覇市
302	計画相談支援、障害児相談支援	グレッジ	那覇市前島 2-1-16 202	那覇市
303	就労定着支援	CURA 就労定着支援センター	那覇市前島 2-2-16 101	那覇市
304	就労継続支援（A型）	サンライズ	那覇市前島 2-5-17 105	那覇市
305	自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（B型）	ALPS Center	那覇市前島 3-12-17	那覇市
306	就労継続支援（A型）	トライステップ那覇	那覇市前島 3-1-21 7F	那覇市
307	共同生活援助	奏・GHナハ前島	那覇市前島 3-2-11	那覇市
308	就労継続支援（B型）	ピアサポート ラウレア	那覇市前島 3-8-7 1F・3F	那覇市
309	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	ヘルパーステーション のぞみ	那覇市大道 172	那覇市
310	共同生活援助	リトルホーム絆	那覇市大道 54	那覇市
	就労継続支援（B型）	就労サポート ジャンプ		
311	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所セブンスター	那覇市大道 98 2F	那覇市
312	就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）	リンク	那覇市辻 2-8-16	那覇市
313	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援（一般型）、就労継続支援（B型）、宿泊型自立訓練、短期入所	天樹苑	那覇市天久 1123	那覇市
314	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童デイサービスいろは	那覇市天久 1123-7	那覇市
	計画相談支援、自立生活援助、障害児相談支援	相談支援センター WAN・A		
315	居宅介護、重度訪問介護	ケアステーション マナ	那覇市天久 1127-5 2F	那覇市
316	児童発達支援	コペルプラス 天久教室	那覇市天久 1-27-22 301	那覇市
317	児童発達支援、放課後等デイサービス	すてっぷ天久 2	那覇市天久 2-15-2	那覇市
318	児童発達支援	Lii sports studio 那覇新都心	那覇市天久 2-18-12 101	那覇市

注：表中のNo.は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

出典：指定障害福祉サービス事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

表 3.2.7-6(15) 障がい者福祉施設の分布状況

No.	管轄・種類	施設名	所在地	市町村
319	就労継続支援（A型）	H o p e	那覇市天久 2-20-1	那覇市
320	共同生活援助	グループホーム ていーだかんかん	那覇市天久 2-29-22	那覇市
	就労継続支援（B型）	就労センター ていーだかんかん		
321	就労継続支援（B型）	クラウドナイン	那覇市天久 2-30-27 3F	那覇市
322	児童発達支援、放課後等デイサービス	すてっぶ天久 1	那覇市天久 2-9-13 101	那覇市
323	放課後等デイサービス	SOU NEXT 天久	那覇市天久 863-1	那覇市
324	居宅介護、重度訪問介護	ヘルパーステーションプロス	那覇市天久 892-3 103	那覇市
325	地域移行支援、地域定着支援	さぼーとせんたー i	那覇市泊 1-18-8	那覇市
326	生活介護	WAN STYLE CLUB	那覇市泊 1-4-13 1F	那覇市
327	共同生活援助	Yummy 共同生活支援	那覇市泊 1-7-9	那覇市
328	共同生活援助	奏・GHひかりナハ泊	那覇市泊 1-8-12	那覇市
329	児童発達支援、放課後等デイサービス	さぼーとせんたー i すてっぶ	那覇市泊 1-9-4 101	那覇市
330	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	HIKARI	那覇市泊 2-1-18 5F-102	那覇市
331	共同生活援助	GEN ホーム	那覇市泊 2-28-18	那覇市
332	障害児相談支援	相談支援事業所 コーラル	那覇市泊 3-1-16 101	那覇市
333	児童発達支援、放課後等デイサービス	放課後等デイサービス FOCUS-ふぉーかす-	那覇市泊 3-15-3 102	那覇市
334	就労継続支援（B型）	就労サポート G l u c k	那覇市繁多川 2-7-3 103	那覇市
335	就労継続支援（B型）	就労支援事業所 ジョブサポートなは	那覇市牧志 1-14-5	那覇市
336	共同生活援助	グループホームあおぞら	那覇市牧志 1-4-6	那覇市
337	就労継続支援（B型）	就労継続支援 B 型 バウンス	那覇市牧志 2-13-6 1F	那覇市
338	就労継続支援（B型）	R e v e	那覇市牧志 2-17-46 3F・4F	那覇市
339	共同生活援助	奏・GHナハ美栄橋	那覇市牧志 2-19-21	那覇市
340	就労継続支援（B型）、就労定着支援	就労支援 ワークイット	那覇市牧志 3-13-16 3F	那覇市
341	共同生活援助	奏・グループホームくくる	那覇市牧志 3-22-40	那覇市
342	居宅介護	ツクイ沖縄新都心	那覇市銘苅 1-11-3 1F	那覇市
343	児童発達支援、放課後等デイサービス	おきなわインターナショナルデイサービス銘苅	那覇市銘苅 1-2-22 201	那覇市
344	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	STELLA POLARE	那覇市銘苅 2-11-18	那覇市
345	児童発達支援、放課後等デイサービス	きらりはーと那覇新都心	那覇市銘苅 3-1-31 2-A	那覇市

注：表中のNo.は、図 3.2.7-5 の番号と対応する。

出典：指定障害福祉サービス事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

指定障害児通所・入所支援事業所情報（令和7年6月1日現在）（沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 HP）

表 3.2.7-7 文化施設の分布状況

No.	分類	施設名	所在地	市町村
1	図書館	浦添市立図書館	浦添市安波茶 2-2-1	浦添市
2	美術館	浦添市美術館	浦添市仲間 1-9-2	浦添市
3	劇場・会議場	アイム・ユニバース てだこホール	浦添市仲間 1-9-3	浦添市
4	劇場・会議場	国立劇場おきなわ	浦添市勢理客 4-14-1	浦添市
5	資料館	浦添グスク・ようどれ館	浦添市仲間 2-53-1	浦添市
6	資料館	浦添市歴史にふれる館	浦添市港川 512-11	浦添市
7	資料館	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク	浦添市伊奈武瀬 1-7-2	浦添市
8	支援センター	浦添市産業振興センター・結の街	浦添市勢理客 4-13-1	浦添市
9	博物館	宜野湾市立博物館	宜野湾市真志喜 1-25-1	宜野湾市
10	劇場・会議場	沖縄コンベンションセンター	宜野湾市真志喜 4-3-1	宜野湾市
11	図書館・美術館	沖縄県立博物館・美術館	那覇市おもろまち 3-1-1	那覇市
12	図書館	那覇市立若狭図書館	那覇市若狭 2-12-1	那覇市
13	図書館	那覇市立石嶺図書館	那覇市首里石嶺町 2-70-9	那覇市
14	図書館	那覇市立牧志駅前ほしぞら図書館	那覇市安里 2-1-1	那覇市
15	図書館	那覇市立首里図書館	那覇市首里当蔵町 2-8-2	那覇市
16	劇場・会議場	那覇文化芸術劇場なはと	那覇市久茂地 3-26-27	那覇市
17	①劇場・会議場 ②博物館	①パレット市民劇場(パレットくもじ9階) ②那覇市歴史博物館(パレットくもじ4階)	那覇市久茂地 1-1-1	那覇市
18	博物館	那覇市立壺屋焼物博物館	那覇市壺屋 1-9-32	那覇市
19	資料館	那覇市伝統工芸館	那覇市牧志 3-2-10	那覇市
20	資料館	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館 (プラネタリウム)	那覇市安里 2-1-1-3F	那覇市
21	ホール・会議室	那覇市ぶんかテンプス館	那覇市牧志 3-2-10	那覇市

注1：表中のNo.は、図 3.2.7-6 の番号と対応する。

注2：黄色網掛けは、対象事業実施区域内に位置する施設を示す。

出典：施設案内（浦添市役所 HP）

市内施設（宜野湾市役所 HP）

施設案内（那覇市役所 HP）

沖縄県地図情報システム 図書館・文化施設マップ（沖縄県企画部情報基盤整備課 HP）



図 3.2.7-1 学校等教育施設の分布状況

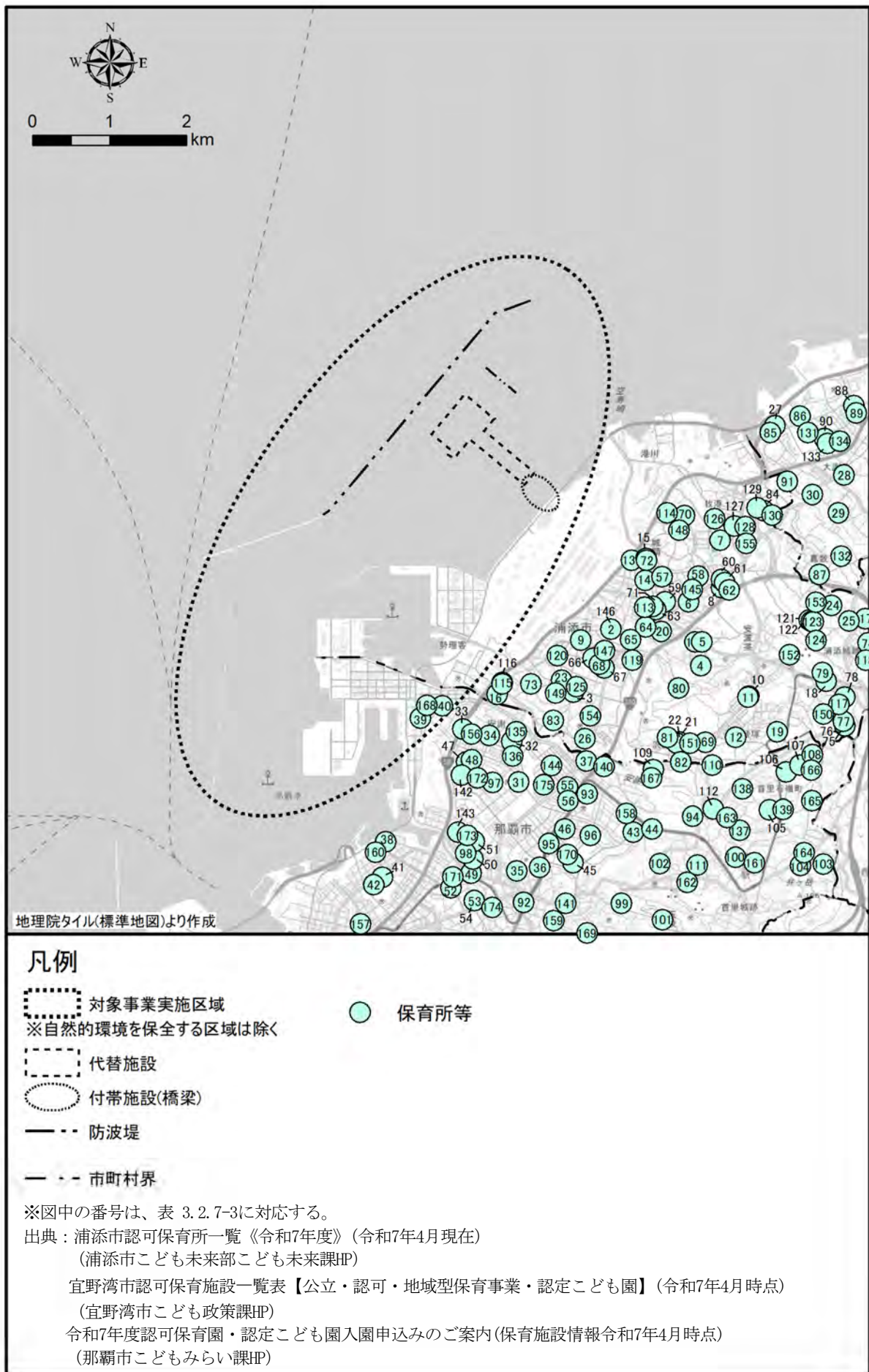


図 3.2.7-2 保育所等児童福祉施設の分布状況

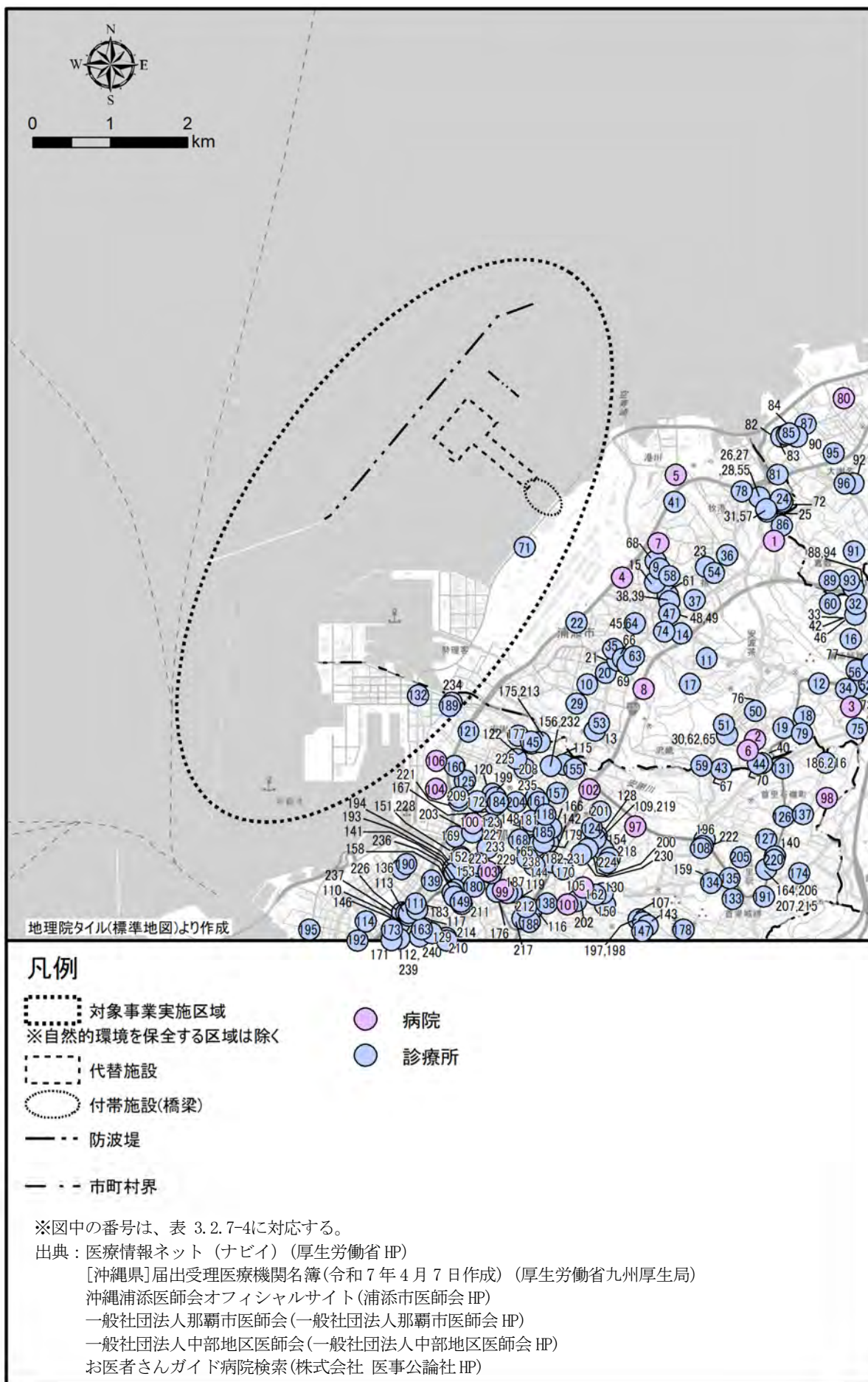


図 3.2.7-3 病院の分布状況



図 3.2.7-4 老人福祉施設の分布状況

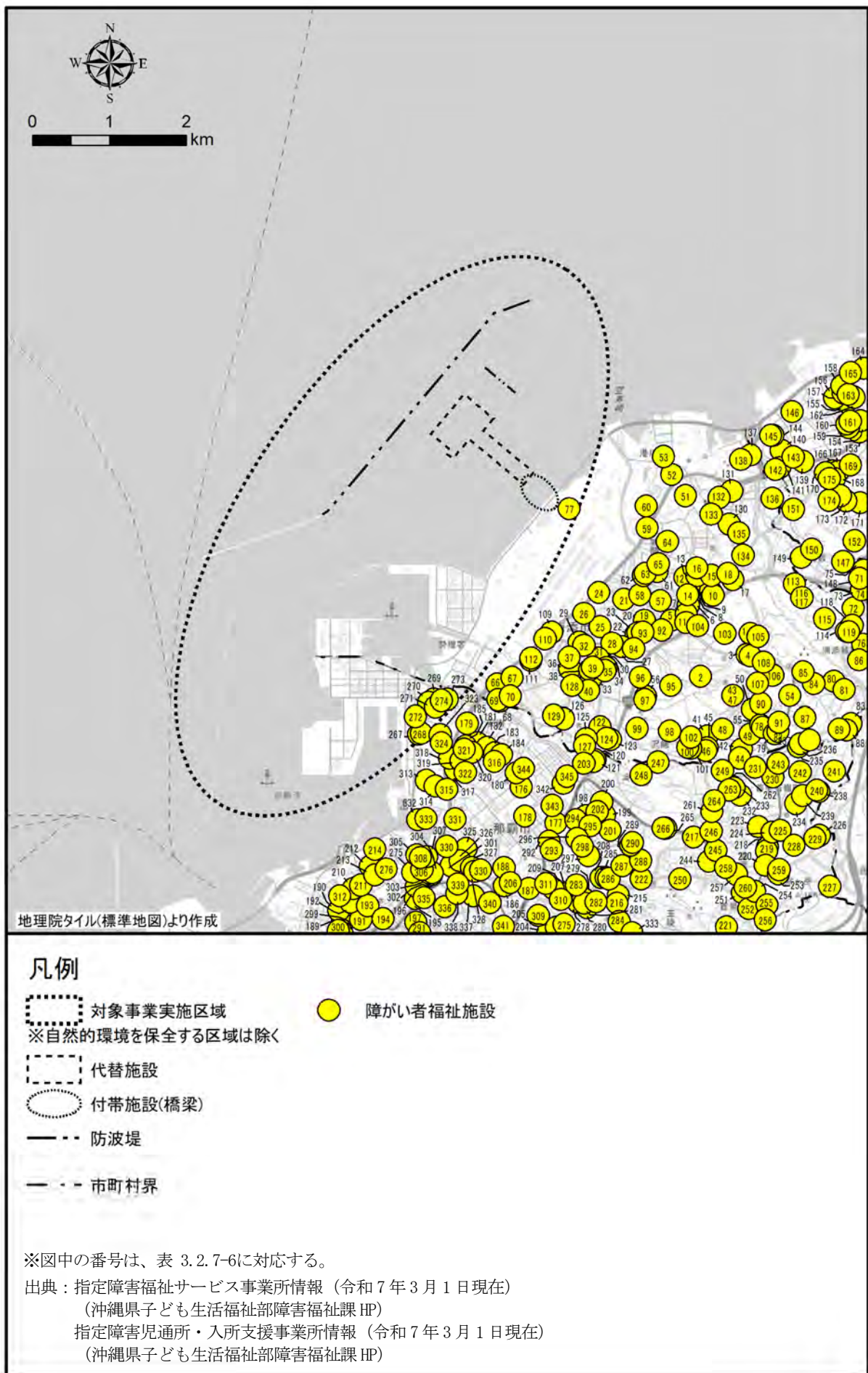


図 3.2.7-5 障がい者福祉施設の分布状況



図 3.2.7-6 文化施設の分布状況

3.2.8 下水道の整備等

(1) 下水道

浦添市、宜野湾市及び那覇市における公共下水道の概要は表 3.2.8-1、対象地域における公共下水道の計画図は図 3.2.8-1 に示すとおりである。

対象地域の下水道は中部流域下水道に含まれ、浦添市は那覇処理区と伊佐浜処理区の 2 処理区、宜野湾市は伊佐浜処理区、那覇市は那覇処理区に該当する。

浦添市の下水道の認可面積は 1,817.2ha、供用開始済み面積は 1,614.1ha であり、認可面積整備率は 88.8%である。

宜野湾市の下水道の認可面積は 1,927.9ha、供用開始済み面積は 1,810.2ha であり、認可面積整備率は 93.9%である。

那覇市の下水道の認可面積は 3,898.4ha、供用開始済み面積は 3,522.1ha であり、認可面積整備率は 90.3%である。

沖縄県全体の下水道整備状況と比較すると、浦添市及び那覇市は、人口普及率、水洗化率（接続率）、計画面積整備率、認可面積整備率及び下水道整備進捗率において沖縄県を上回っている。宜野湾市は、水洗化率(接続率)は沖縄県を下回っているが、それ以外の項目は、浦添市、那覇市と同様に沖縄県を上回っている。

表 3.2.8-1 下水道の概況

(令和 6 年 3 月末現在)

項目	浦添市			宜野湾市	那覇市	沖縄県
		那覇 処理区	伊佐浜 処理区			
行政人口(人)	114,825	－	－	100,009	313,463	1,477,870
全体計画区域内 現在人口(人)	114,825	56,655	58,170	100,009	313,463	1,243,037
利用可能人口(人)	111,522	55,025	56,497	96,250	308,049	1,067,324
人口普及率(%)	97.1	－	－	96.2	98.3	72.2
接続人口(人)	105,903	52,252	53,651	81,992	298,810	956,004
水洗化率(接続率) (%)	95.0	95.0	95.0	85.2	97.0	89.6
全体計画面積(ha)	2,147.1	1,149.2	997.9	1,972.3	3,936.7	27,124.4
認可面積(ha)	1,817.2	936.4	880.8	1,927.9	3,898.4	24,949.9
供用開始済み面積(ha)	1,614.1	796.3	817.8	1,810.2	3,522.1	19,966.2
計画面積整備率(%)	75.2	69.3	81.9	91.8	89.5	73.6
認可面積整備率(%)	88.8	85.0	92.8	93.9	90.3	80.0
下水道整備進捗率(%)	97.1	97.1	97.1	96.2	98.3	85.9
共用開始年月日	－	S47.10.10	S47.10.10	S48.6.1	S44.7.30	－

注 1：行政人口は令和 6 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による。(外国人登録を含む)

注 2：人口普及率は、利用可能人口／行政人口

注 3：接続率は、接続人口／利用可能人口

注 4：下水道整備進捗率は、利用可能人口／全体計画区域内現在人口

出典：令和 6 年度(2024)下水道のあらまし（沖縄県土木建築部下水道課 HP）

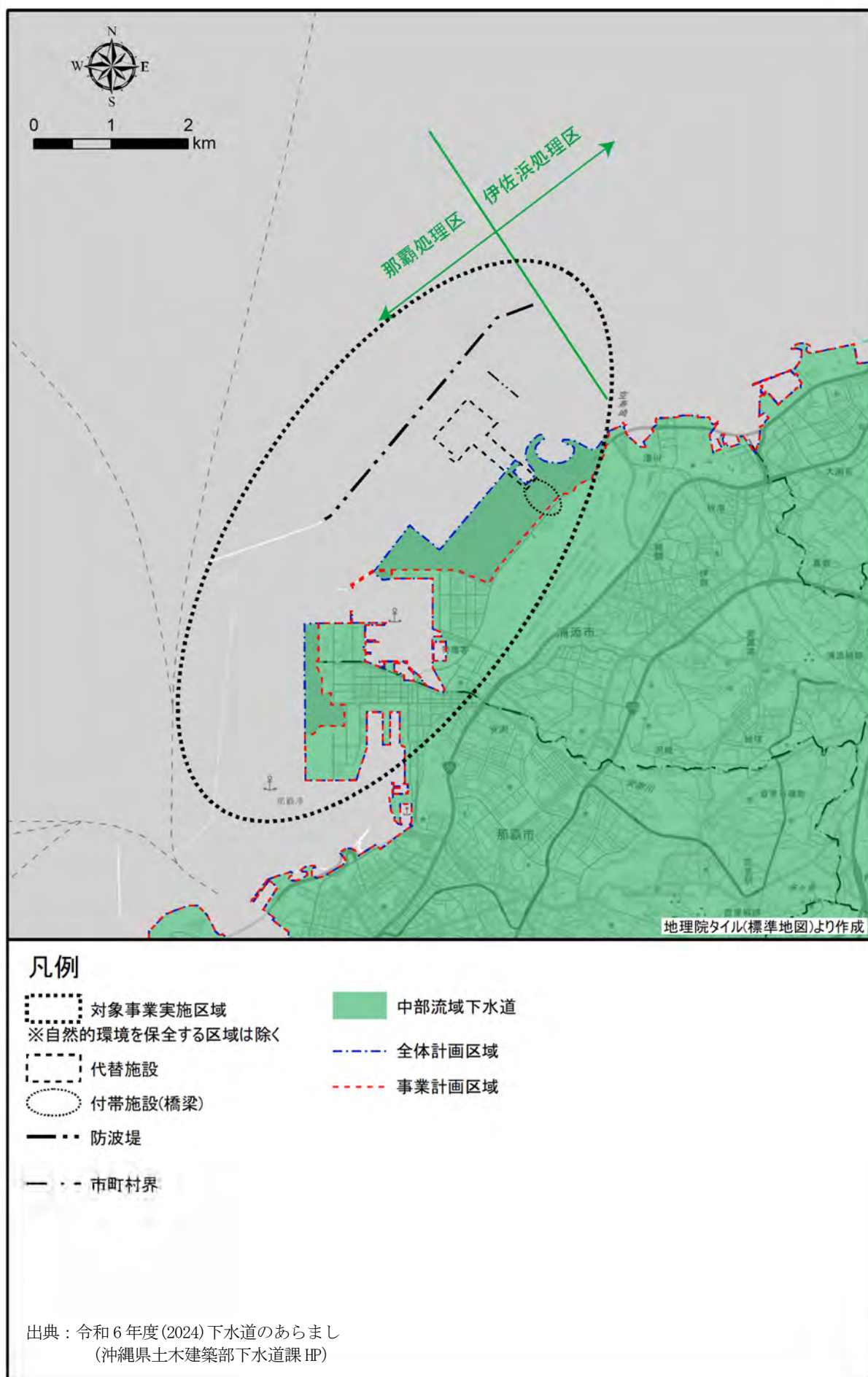


図 3.2.8-1 下水道計画図

(2) 廃棄物処理施設等の整備及び利用状況

1) 一般廃棄物

浦添市、宜野湾市及び那覇市の一般廃棄物処理施設の位置は図 3.2.8-2 に、一般廃棄物の処理状況は表 3.2.8-2 に、廃棄物処理施設の整備状況は表 3.2.8-3～表 3.2.8-6 に示すとおりである。

令和 5 年度の浦添市の一般廃棄物の総排出量は 33,707t、宜野湾市の一般廃棄物の総排出量は 25,812t、那覇市の一般廃棄物の総排出量は 96,810t となっている。

浦添市の一般廃棄物は、浦添市クリーンセンターや浦添市リサイクルプラザへ搬入後、処理・資源化されている。

宜野湾市の一般廃棄物は、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原で中間処理し、エコボウル倉浜において最終処分されている。資源化については、同組合のエコループ池原において処理・資源化されている。

那覇市の一般廃棄物は、那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンターで中間処理され、那覇エコアイランドにおいて最終処分されている。資源化については、エコマール那覇リサイクル棟や民間資源化施設等において処理・資源化されている。

対象事業実施区域には、浦添市クリーンセンター、浦添市リサイクルプラザ、那覇エコアイランドの 3 施設が存在する。

表 3.2.8-2 一般廃棄物の処理状況（令和 5 年度実績）

市町村	総排出量 (t)	直接焼却量 (t)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t)
浦添市	33,707	28,194	11.3	0
宜野湾市	25,812	21,375	12.5	1,877
那覇市	96,810	81,866	15.8	3,384

注：リサイクル率R＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）＊100

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（令和 5 年度）（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 HP）

表 3.2.8-3 一般廃棄物焼却施設整備状況

実施主体	構成市町村	施設名		規模(t/日)	処理方式	所在地
				炉の形態		
浦添市	浦添市	浦添市 クリーンセンター	焼却施設	150	ストーカ式 全連続焼却方式	浦添市 伊奈武瀬
				75t/24h×2 炉		
			灰溶融施設	16. 3	回転式表面溶融炉	
				16. 3t/24h×1 炉		
倉浜衛生施設組合	沖縄市 宜野湾市 北谷町	エコトピア池原	ガス化溶融施設	309	流動床式 ガス化溶融炉	沖縄市宇 池原
				103t/24h×3 炉		
那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市 南風原町	那覇・南風原 クリーンセンター	焼却施設	450	全連続燃焼式 ストーカ炉 (廃熱ボイラ付)	南風原町 字新川
				150t/24h×3 炉		
			灰溶融施設	52	電気式灰溶融炉	
				26t/24h×2 炉		

注1：数値情報は、令和6年3月末現在。

注2：「エコトピア池原」、「那覇・南風原クリーンセンター」は対象地域外である。

出典：廃棄物対策の概要（令和7年3月、沖縄県環境部環境整備課）

第四次浦添市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月、浦添市）

第4次那覇市一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月、那覇市）

宜野湾市一般廃棄物処理基本計画 改訂版（令和4年3月、宜野湾市）

表 3.2.8-4 一般廃棄物最終処分場整備状況

実施主体	構成市町村	施設名	埋立容量	残余容量 (令和3年度末残余)
倉浜衛生施設組合	沖縄市 宜野湾市 北谷町	エコボウル倉浜 (所在地：沖縄市字倉敷)	400,000 m ³	182,350 m ³
那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市 南風原町	那覇エコアイランド (所在地：那覇市港町)	107,000 m ³	46,331 m ³

注1：数値情報は、令和6年3月末現在。

注2：「エコボウル倉浜」は対象地域外である。

出典：廃棄物対策の概要（令和7年3月、沖縄県環境部環境整備課）

第4次那覇市一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月、那覇市）

宜野湾市一般廃棄物処理基本計画 改訂版（令和4年3月、宜野湾市）

表 3.2.8-5 粗大ごみ施設整備状況

実施主体	構成市町村	施設名	処理能力	処理方式	所在地
浦添市	浦添市	浦添市 クリーンセンター	25t/5h	回転衝撃式破砕機	浦添市 伊奈武瀬
倉浜衛生施設組合	沖縄市 宜野湾市 北谷町	エコループ池原	7t/5h	破砕選別施設	沖縄市 字池原
那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市 南風原町	那覇・南風原 クリーンセンター	39t/5h	破砕選別施設	南風原町 字新川

注1：数値情報は、令和6年3月末現在。

注2：「エコループ池原」、「那覇・南風原クリーンセンター」は対象地域外である。

出典：廃棄物対策の概要（令和7年3月、沖縄県環境部環境整備課）

第四次浦添市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月、浦添市）

第4次那覇市一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月、那覇市）

宜野湾市一般廃棄物処理基本計画 改訂版（令和4年3月、宜野湾市）

表 3.2.8-6 廃棄物再生利用施設整備状況

実施主体	構成 市町村	施設名	処理能力	所在地
浦添市	浦添市	浦添市リサイクルプラザ	紙類：20t/5h 容器類：20t/5h	浦添市伊奈武瀬
倉浜衛生 施設組合	沖縄市 宜野湾市 北谷町	エコループ池原	82t/5h	沖縄市字池原
那覇市	那覇市	エコマール那覇リサイクル棟	53t/5h	南風原町字新川

注1：数値情報は、令和6年3月末現在。

注2：「エコループ池原」、「エコマール那覇リサイクル棟」は対象地域外である。

出典：廃棄物対策の概要（令和7年3月、沖縄県環境部環境整備課）

第四次浦添市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月、浦添市）

第4次那覇市一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月、那覇市）

宜野湾市一般廃棄物処理基本計画 改訂版（令和4年3月、宜野湾市）

2) 産業廃棄物

沖縄県における産業廃棄物処理施設の設置状況は、表 3.2.8-7 に示すとおりである。

設置施設数 201 施設のうち、中間処理施設が 185 施設、最終処分場が 16 施設となっている。

対象地域の産業廃棄物処理施設は、令和 3 年度まで浦添市に 1 施設存在したが、令和 4 年度以降は許可情報が確認できず、対象地域には産業廃棄物処理施設は存在しない。

表 3.2.8-7 沖縄県の産業廃棄物処理施設の設置状況（令和 5 年度末時点）

施設の種類の設置主体別施設数		設置施設数				処理能力
		事業者	処理業者	公共	計	
中間 処 理 施 設	汚泥の脱水施設	1	6	7	14	2,747 m ³ /日
	汚泥の乾燥施設（機械）	0	1	0	1	150 t/日
	汚泥の乾燥施設（天日）	0	0	0	0	0 t/日
	廃油の油水分離施設	0	2	0	2	114 t/日
	焼却施設	0	8	0	8	1,773.8 t/日 (423.8 t/日)
	廃プラスチック類の破碎施設	0	21	0	21	2,854 t/日
	がれき類・木くずの破碎施設	1	138	0	139	66,487.2 t/日
	シアン化合物の分解施設	0	0	0	0	0 m ³ /日
	小計	2	176	7	185	
最 終 処 分 場	管理型	3	4(1)	1	8(1)	3,525,782 m ³
	安定型	0	8(6)	0	8(6)	5,195,706 m ³
	小計	3	12(7)	1	16(7)	8,721,488 m ³
合計		5	188	8	201	

注 1：焼却施設の処理能力における()内は、セメント焼成炉を含まない数値である。

注 2：がれき類・木くずの破碎施設の設置施設数は、みなし許可された施設の設置数を含む。

注 3：廃プラスチック類とがれき類・木くずの両方を兼ねている施設については、各々に計上。

注 4：最終処分場については、埋立終了届出が提出され廃止確認が行われていない施設を()内に外数で示している。

出典：廃棄物対策の概要（令和 7 年 3 月、沖縄県環境部環境整備課）

3) し尿処理

浦添市、宜野湾市及び那覇市のし尿処理施設の状況は、表 3.2.8-8 及び図 3.2.8-2 に示すとおりであり、浦添市クリーンセンター、宜野湾清水苑、汚泥再生処理センター及び那覇市し尿等下水道放流施設が存在する。

対象事業実施区域には、浦添市クリーンセンター、那覇市し尿等下水道放流施設が存在する。

浦添市のし尿及び浄化槽汚泥は、浦添市クリーンセンター内にある処理施設で希釈処理後、下水道に放流し処理されている。

宜野湾市のし尿及び浄化槽汚泥は、令和4年4月からは汚泥再生処理センターにおいて前脱水、希釈処理後、下水道に放流し処理されている。

那覇市のし尿及び浄化槽汚泥は、那覇市し尿等下水道放流施設において前処理を実施した後、下水道に放流し処理されている。

表 3.2.8-8 し尿処理施設の処理状況

施設名	構成市町村	処理方式	処理能力	所在地
浦添市クリーンセンター	浦添市	処理施設で希釈処理後施設内で使用又は下水道投入	6kL/日	浦添市伊奈武瀬1-8-1
宜野湾清水苑	沖縄市 宜野湾市 北谷町	嫌気消化方式、加圧浮上法+活性汚泥法に加え、高度処理(オゾン脱色法+濾過処理法)	130kL/日	宜野湾市伊佐4丁目9番6号
汚泥再生処理センター		固液分離方式 前脱水+希釈下水道放流	29kL/日	
那覇市し尿等下水道放流施設	那覇市	前処理・固液分離・希釈下水道放流方式	32kL/日 (し尿・浄化槽汚泥：24kL、 下水道清掃汚泥：8kL)	浦添市伊奈武瀬1-5-11

注：「宜野湾清水苑」は老朽化に伴い令和4年3月に稼働停止、同敷地内に代替施設として新しく整備された「汚泥再生処理センター」が令和4年4月より供用開始。

出典：廃棄物対策の概要（令和7年3月、沖縄県環境部環境整備課）

第四次浦添市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月、浦添市）

令和5年度那覇市一般廃棄物処理実施計画（那覇市）

宜野湾市一般廃棄物処理基本計画 改訂版（令和4年3月、宜野湾市）



図 3.2.8-2 廃棄物処理施設位置図

3.2.9 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容等

(1) 関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容

1) 大気質

(a) 大気汚染に係る環境基準

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、大気汚染に係る環境基準が表 3.2.9-1 に示すとおり定められている。

また、ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準、微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準が表 3.2.9-2～表 3.2.9-4 に示すとおり定められている。

表 3.2.9-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素（NO ₂ ）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（O _x ）	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

注 1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 2：浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 3：二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注 4：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。

出典：大気汚染に係る環境基準について

（昭和 48 年 5 月 8 日、環境庁告示第 25 号<最終改正>平成 8 年 10 月 25 日、環境省告示第 73 号）

二酸化窒素に係る環境基準について

（昭和 53 年 7 月 11 日、環境庁告示第 38 号<最終改正>平成 8 年 10 月 25 日、環境省告示第 74 号）

表 3.2.9-2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注2：ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について

(平成9年2月4日、環境庁告示第4号<最終改正>平成30年11月19日、環境省告示第100号)

表 3.2.9-3 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注2：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について

(平成11年12月27日、環境庁告示第68号<最終改正>令和4年11月25日、環境省告示第89号)

表 3.2.9-4 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注2：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日、環境省告示第33号）

(b) 大気汚染に係る排出基準

大気汚染については、大気汚染防止法等により排出基準等が次のとおり定められている。また、いおう酸化物、有害物質、ばいじんについては、沖縄県生活環境保全条例により別途排出基準等が次のとおり定められている。

① いおう酸化物に係る排出基準

いおう酸化物の排出基準は、大気汚染防止法により、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度とされており、次式により求められる。

式中のK値については、浦添市、宜野湾市及び那覇市のK値はともに9.0とされている。

$$q=K\times 10^{-3}\times He^2$$

q：いおう酸化物排出許容量(0℃、1気圧の状態に換算した立法メートル毎時)

K：地域の区分ごとに掲げる値(表 3.2.9-5 参照)

He：補正された排出口の高さ(メートル)

表 3.2.9-5 各市町村におけるK値

K 値	区域
9.0	那覇市、宜野湾市、浦添市、うるま市（石川赤崎、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川一丁目、石川二丁目、石川、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川伊波、石川嘉手苅、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城の区域に限る。）、金武町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町
13.0	糸満市、沖縄市、うるま市（勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名の区域に限る。）、豊見城市、恩納村、宜野座村、読谷村、嘉手納町、南風原町
17.5	その他の区域

出典：大気汚染防止法施行規則

(昭和46年6月22日、厚生省・通商産業省令第1号<最終改正>令和7年2月17日、環境省令第4号)

沖縄県生活環境保全条例施行規則

(平成21年9月30日、沖縄県規則第49号<最終改正>令和6年3月8日、沖縄県規則第3号)

② 有害物質に係る排出基準

大気汚染防止法及び沖縄県生活環境保全条例により、表 3.2.9-6～表 3.2.9-9に示すとおり、有害物質の排出基準がばい煙発生施設の種類ごとに定められている。

表 3.2.9-6 大気汚染防止法による有害物質の排出基準

物質名	ばい煙発生施設	排出基準 (mg/m ³)
カドミウム 及び その化合物	令別表第一の九の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用に供するもの並びに一四の項及び一五の項に掲げる施設	1.0
塩素	令別表第一の一六の項から一九の項までに掲げる施設	30
塩化水素	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉	700
	令別表第一の一六の項から一九の項までに掲げる施設	80
弗素、 弗化水素及び 弗化珪素	令別表第一の九の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料としてはたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの、二一の項に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。）、濃縮施設及び溶解炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）並びに二二の項及び二三の項に掲げる施設	10
	令別表第一の二〇の項に掲げる電解炉	1.0(3.0)
	令別表第一の二一の項に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る。）及び溶解炉のうち電気炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	15
	令別表第一の二一の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	20
鉛及び その化合物	令別表第一の九の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供するもの	20
	令別表第一の一四の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉並びに二四の項から二六の項までに掲げる施設	10
	令別表第一の一四の項に掲げる焼結炉及び溶鋳炉	30

注：別表第一は表 3.2.9-7 に示すとおりである。

出典：大気汚染防止法施行規則

(昭和 46 年 6 月 22 日、厚生省・通商産業省令第 1 号<最終改正>令和 7 年 2 月 17 日、環境省令第 4 号)

表 3.2.9-7(1) 大気汚染防止法施行令（別表第一） ばい煙発生施設

項	施設名	規模又は能力
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 リットル以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14 の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14 の項に掲げるものを除く。）	

出典：大気汚染防止法施行令（昭和 43 年、政令第 329 号<最終改正>令和 3 年 9 月 29 日、政令第 275 号）

表 3.2.9-7(2) 大気汚染防止法施行令 (別表第一) ばい煙発生施設

項	施設名	規模又は能力
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉 (こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積 (火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。) が 1 平方メートル以上であるか、羽口面断面積 (羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。) が 0.5 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であること。
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 6 リットル以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉 (カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。) 及び直火炉 (26 の項に掲げるものを除く。)	
11	乾燥炉 (14 の項及び 23 の項に掲げるものを除く。)	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 平方メートル以上であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、羽口面断面積が 0.2 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1 立方メートル以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素 (塩化水素にあつては塩素換算量) の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造 (塩化亜鉛を使用するものに限る。) の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 3 リットル以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設 (塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素 (塩化水素にあつては、塩素換算量) の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が 30 キロアンペア以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造 (原料として燐鉱石を使用するものに限る。) の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。

出典：大気汚染防止法施行令 (昭和 43 年、政令第 329 号<最終改正>令和 3 年 9 月 29 日、政令第 275 号)

表 3.2.9-7(3) 大気汚染防止法施行令（別表第一） ばい煙発生施設

項	施設名	規模又は能力
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が 10 平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が 1 キロワット以上であること。
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が一時間当たり 80 キログラム以上であるか、火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 リットル以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40 キロボルトアンペア以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 1 時間当たり 100 キログラム以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	
		35 リットル以上であること。

出典：大気汚染防止法施行令（昭和 43 年、政令第 329 号<最終改正>令和 3 年 9 月 29 日、政令第 275 号）

表 3.2.9-8 沖縄県生活環境保全条例による有害物質の排出基準

大気有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして	1.0mg
塩素	-	30mg
塩化水素	別表第 1 の 4 の項に掲げる廃棄物焼却炉	700mg
	別表第 1 の 4 の項以外の項に掲げる施設	80mg
弗素、弗化水素及び弗化珪素	弗素として	10mg
鉛及びその化合物	鉛として	20mg

注：別表第 1 は表 3.2.9-9 に示すとおりである。

出典：沖縄県生活環境保全条例施行規則

（平成 21 年 9 月 30 日、規則第 49 号<最終改正>令和 6 年 3 月 8 日、沖縄県規則第 3 号）

表 3.2.9-9 沖縄県生活環境保全条例施行規則（別表第1）ばい煙発生施設

項	施設名	規模又は能力
1	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（電気炉、転炉、平炉及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）を燃料として専燃させるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が、0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が、0.2平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
2	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉（電気炉及び希硫ガスを燃料として専燃させるものを除く。）	
3	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（希硫ガスを燃料として専燃させるものを除く。）	
4	廃棄物焼却炉	火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。

出典：沖縄県生活環境保全条例施行規則

（平成21年9月30日、規則第49号<最終改正>令和6年3月8日、沖縄県規則第3号）

なお窒素酸化物及び塩化水素の排ガス中の濃度については、次式により算出する。

a. 窒素酸化物(大気汚染防止法)

$$C = \{(21 - O_n) / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C：窒素酸化物の濃度（ppm）

O_n：施設毎に定められた値（残存酸素濃度）（%）

O_s：排出ガス中の酸素濃度（%）

C_s：JIS K 0104 で測定された濃度（ppm）

b. 塩化水素(大気汚染防止法)

$$C = \{9 / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C：塩化水素の濃度（mg/Nm³）

O_s：排出ガス中の酸素濃度（%）

C_s：JIS K 0107 で測定された濃度（mg/Nm³）

③ ばいじんに係る排出基準

大気汚染防止法及び沖縄県生活環境保全条例により、表 3.2.9-10及び表 3.2.9-11に示すとおり、ばいじんに係る排出基準が定められている。

ばいじん量は、次式により算出された量とされている。

$$C = \{(21 - 0_n) / (21 - 0_s)\} \times C_s$$

C : ばいじんの量 (g)

0_n : 施設ごとに定められた値 (残存酸素濃度) (%)

0_s : 排出ガス中の酸素濃度 (20%を超える場合は20%とする) (%)

C_s : JIS Z 8808 に定める方法により測定されたばいじん量 (g)

表 3.2.9-10(1) 大気汚染防止法によるばいじんの排出基準

施設種類		規模	新設基準値			
			0 _n	ばいじん (g/m ³ N)		NO _x
			(%)	一般	特別	(ppm)
ボイラー	ガス専焼ボイラー	4 万 m ³ N 以上	5	0.05	0.03	60～100
		4 万 m ³ N 未満	5	0.1	0.05	130～150
	重油専焼及びガス液体混焼ボイラー	20 万 m ³ N 以上	4	0.05	0.04	130～150
		4～20 万 m ³ N	4	0.15	0.05	150
		1～4 万 m ³ N	4	0.25	0.15	150
		1 万 m ³ N 未満	4 (注)	0.3	0.15	180
	黒液燃焼ボイラー	20 万 m ³ N 以上		0.15	0.1	
		4～20 万 m ³ N		0.25	0.15	
		4 万 m ³ N 未満		0.3	0.15	
	石炭燃焼ボイラー	20 万 m ³ N 以上	6	0.1	0.05	200～250
		4～20 万 m ³ N	6	0.2	0.1	250～320
		4 万 m ³ N 未満	6	0.3	0.15	250～350
	触媒再生塔附属ボイラー		4	0.2	0.15	
	その他のボイラー	4 万 m ³ N 以上	6 (注)	0.3	0.15	
		4 万 m ³ N 未満	6 (注)	0.3	0.2	
ガス発生炉及び加熱炉	ガス発生炉		7	0.05	0.03	150
	加熱炉		7	0.1	0.03	150
焙焼炉焼結炉 か焼炉	焙焼炉	4 万 m ³ N 以上		0.1	0.05	220
		4 万 m ³ N 未満		0.15	0.1	
	フェロマンガ製造用焼結炉			0.2	0.1	220
	その他の焼結炉			0.15	0.1	220
	か焼炉	4 万 m ³ N 以上		0.2	0.1	200
		4 万 m ³ N 未満		0.25	0.15	
溶鋳炉転炉平炉	溶鋳炉のうち高炉			0.05	0.03	100
	その他の溶鋳炉			0.15	0.08	100
	転炉			0.1	0.08	
	平炉	4 万 m ³ N 以上		0.1	0.05	
		4 万 m ³ N 未満		0.2	0.1	
金属溶解炉	金属溶解炉	4 万 m ³ N 以上		0.1	0.05	180
		4 万 m ³ N 未満		0.2	0.1	
金属加熱炉	金属加熱炉	4 万 m ³ N 以上	11 (注)	0.1	0.08	100～180
		4 万 m ³ N 未満	11 (注)	0.2	0.1	150～180
石油加熱炉	石油加熱炉	4 万 m ³ N 以上	6	0.1	0.05	100
		4 万 m ³ N 未満	6	0.15	0.08	130～180

注：この規定の適用については当分の間、0_n=0_s とし、酸素濃度補正を行わない。

出典：大気汚染防止法施行規則

(昭和 46 年 6 月 22 日、厚生省・通商産業省令第 1 号<最終改正>令和 7 年 2 月 17 日、環境省令第 4 号)

ばいじんと NO_x の排出基準値一覧 (環境省 HP)

表 3.2.9-10(2) 大気汚染防止法によるばいじんの排出基準

施設種類		規模	新設基準値			
			On	ばいじん (g/m ³ N)		NOx
			(%)	一般	特別	(ppm)
触媒再生塔、燃焼炉	触媒再生塔		6	0.2	0.15	250
	硫黄回収燃焼炉		8	0.1	0.05	250
窯業用焼成炉、溶融炉	石灰焼成炉のうち土中釜		15	0.4	0.2	250
	その他の石灰焼成炉		15	0.3	0.15	250
	セメントの製造用焼成炉		10	0.1	0.05	250～350
	耐火レンガ等の製造用焼成炉	4 万 m ³ N 以上	18	0.1	0.05	400
		4 万 m ³ N 未満	18	0.2	0.1	
	その他の焼成炉	4 万 m ³ N 以上	15 (注)	0.15	0.08	180
		4 万 m ³ N 未満	15 (注)	0.25	0.15	
	板ガラス又はガラス繊維製品	4 万 m ³ N 以上	15	0.1	0.05	360
		4 万 m ³ N 未満	15	0.15	0.08	
	光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造用溶融炉	4 万 m ³ N 以上	16	0.1	0.05	800
		4 万 m ³ N 未満	16	0.15	0.08	
	その他の溶融炉	4 万 m ³ N 以上	15	0.1	0.05	180～450
		4 万 m ³ N 未満	15	0.2	0.1	
反応炉及び直火炉	反応炉及び直火炉	4 万 m ³ N 以上	6 (注)	0.15	0.08	180
		4 万 m ³ N 未満	6 (注)	0.2	0.1	
乾燥炉	骨材乾燥炉		16	0.5	0.2	230
	その他の乾燥炉	4 万 m ³ N 以上	16	0.15	0.08	230
		4 万 m ³ N 未満	16	0.2	0.1	
電気炉	合金鉄（珪素含有率が 40% 以上）製造用電気炉			0.2	0.1	
	合金鉄（珪素含有率 40% 未満）及びカートバイ製造用電気炉			0.15	0.08	
	その他の電気炉			0.1	0.05	
廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉	4t 以上	12	0.04	0.04	250～700
		2～4t	12	0.08	0.08	
		2t 未満	12	0.15	0.15	
銅、鉛、亜鉛用各種炉	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉	4 万 m ³ N 以上		0.1	0.05	220
		4 万 m ³ N 未満		0.15	0.08	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焼結炉			0.15	0.1	220
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶鉱炉			0.15	0.08	100～450
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用転炉			0.15	0.08	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶解炉	4 万 m ³ N 以上		0.1	0.05	180～330
		4 万 m ³ N 未満		0.2	0.1	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用乾燥炉	4 万 m ³ N 以上	16	0.15	0.08	180
		4 万 m ³ N 未満	16	0.2	0.1	
活性炭製造用反応炉	活性炭製造用反応炉		6	0.3	0.15	180
アルミニウム用電解炉	アルミニウム精錬用電解炉			0.05	0.03	
燐鉱石処理施設	リン等製造用焼成炉		15	0.15	0.08	180
	リン等製造用溶解炉			0.2	0.1	600

注：この規定の適用については当分の間、On＝Os とし、酸素濃度補正を行わない。

出典：大気汚染防止法施行規則

(昭和 46 年 6 月 22 日、厚生省・通商産業省令第 1 号<最終改正>令和 7 年 2 月 17 日、環境省令第 4 号)

ばいじんと NOx の排出基準値一覧（環境省 HP）

表 3.2.9-10(3) 大気汚染防止法によるばいじんの排出基準

施設種類		規模	新設基準値			
			On	ばいじん (g/m ³ N)		NOx
			(%)	一般	特別	(ppm)
トリポリリン酸 ナトリウム 製造用施設	トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉		16	0.1	0.05	180
	トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉		15	0.15	0.08	180
鉛の2次精錬用 溶解炉	鉛の 2次精錬用溶解炉	4万m ³ N以上		0.1	0.05	180
		4万m ³ N未満		0.2	0.1	
鉛蓄電池製造 用溶解炉	鉛蓄電池 製造用溶解炉	4万m ³ N以上		0.1	0.05	180
		4万m ³ N未満		0.15	0.08	
鉛系顔料製造 用施設	鉛系顔料 製造用溶解炉	4万m ³ N以上		0.1	0.05	180
		4万m ³ N未満		0.15	0.08	
	鉛系顔料製造用反射炉			0.1	0.05	180
	鉛系顔料製造用反応炉		6	0.05	0.03	180
コークス炉	コークス炉		7	0.15	0.1	170
ガスタービン	ガスタービン		16	0.05	0.04	70
ディーゼル 機関	ディーゼル機関		13	0.1	0.08	950～ 1200
ガス機関	ガス機関		0	0.05	0.04	600
ガソリン機関	ガソリン機関		0	0.05	0.04	600

注：この規定の適用については当分の間、On=Osとし、酸素濃度補正を行わない。

出典：大気汚染防止法施行規則

(昭和46年6月22日、厚生省・通商産業省令第1号<最終改正>令和7年2月17日、環境省令第4号)

ばいじんとNOxの排出基準値一覧（環境省HP）

表 3.2.9-11 沖縄県生活環境保全条例によるばいじんの排出基準

項	施設名	ばいじんの量
1	別表第1の1の項に掲げる溶解炉	0.40g
2	別表第1の2の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜	0.80g
3	別表第1の2の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの	0.60g
4	別表第1の2の項に掲げる溶融炉のうちるつぼ炉	0.50g
5	別表第1の2の項に掲げる焼成炉及び溶融炉のうち前3項に掲げるもの以外のもの	0.40g
6	別表第1の3の項に掲げる反応炉及び直火炉	0.40g
7	別表第1の4の項に掲げる廃棄物焼却炉	0.70g

注：別表第1は前掲表 3.2.9-9 に示すとおりである。

備考1：ばいじんの量は、規格 JIS Z 8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る）は、含まれないものとする。

2：ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

出典：沖縄県生活環境保全条例施行規則

(平成21年9月30日、沖縄県規則第49号<最終改正>令和6年3月8日、沖縄県規則第3号)

④ 粉じんに係る規制

大気汚染防止法により、粉じんによる大気汚染を防止するため、粉じんに係る規制が定められている。粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」とし、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として

いる。
一般粉じん発生施設についての構造に関する基準は、土石や鉱物からの粉じん飛散防止のための施設の構造、使用に対して施設の種類ごとに基準が定められている。また、石綿については 表 3.2.9-12 に示すとおり、施設の敷地境界における基準が定められている。

表 3.2.9-12 石綿の敷地境界基準

環境大臣が定める測定方法により測定された大気中の石綿の濃度が 1 リットルにつき 10 本であること。

出典：大気汚染防止法施行規則

(昭和 46 年 6 月 22 日、厚生省・通商産業省令第 1 号<最終改正>令和 7 年 2 月 17 日、環境省令第 4 号)

⑤ 自動車排出ガス

大気汚染防止法に基づき、自動車排出ガスについて、表 3.2.9-13 に示すとおり、一酸化炭素、非メタン化水素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質の 5 種類が規制物質とされており、その種類及び自動車の種類ごとに排出ガスの量の許容限度が定められている。

表 3.2.9-13 自動車排出ガスの量の許容限度

自動車排出ガス	許容限度
一酸化炭素	「自動車排出ガスの量の許容限度」別表第一（省略）に示される許容限度
非メタン化水素（排気管から排出されるものに限る。）	
炭化水素	
窒素酸化物	
粒子状物質	

出典：自動車排出ガスの量の許容限度

(昭和 49 年 1 月 21 日、環境庁告示第 1 号<最終改正>令和 3 年 8 月 5 日、環境省告示第 52 号)

⑥ 有害大気汚染物質に係る排出又は飛散に関する抑制

大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質による人の健康に係る被害を防止するために、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの指定物質について、表 3.2.9-14 に示すとおり、物質の種類及び施設の種類ごとに指定物質抑制基準が定められている。

表 3.2.9-14 指定物質抑制基準

指定物質	抑制基準
ベンゼン	「大気汚染防止法付則第 9 項の規定に基づく指定物質抑制基準」別表に示される指定物質の量
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	

出典：大気汚染防止法付則第 9 項の規定に基づく指定物質抑制基準

(平成 9 年 2 月 6 日、環境庁告示第 5 号)

⑦ ダイオキシン類に係る規制

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日、法律第 105 号<最終改正>令和 4 年 6 月 17 日、法律第 68 号）により、特定施設から排出されるダイオキシン類について、表 3.2.9-15 に示すとおり、特定施設の種類及び構造ごとに排出基準が定められている。

表 3.2.9-15 ダイオキシン類の排出基準（大気）

施設の種類	施設規模	排出基準
令別表第 1 第 1 号に掲げる焼却炉	－	0.1ng-TEQ/m ³ N
令別表第 1 第 2 号に掲げる電気炉	－	0.5ng-TEQ/m ³ N
令別表第 1 第 3 号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	－	1ng-TEQ/m ³ N
令別表第 1 第 4 号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	－	1ng-TEQ/m ³ N
令別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力 4,000kg/h 以上	0.1ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力 2,000kg/h 以上 4,000kg/h 未満	1ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力 2,000kg/h 未満	5ng-TEQ/m ³ N

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則

（平成 11 年 12 月 27 日、総理府令第 67 号<最終改正>令和 6 年 4 月 1 日、環境省令第 17 号）

2) 悪臭

悪臭防止法（昭和46年6月1日、法律第91号〈最終改正〉令和4年6月17日、法律第68号）は、生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める地域（悪臭規制地域）内にある工場、その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について規制している。悪臭規制地域内における改善勧告や改善命令、特定悪臭物質濃度又は臭気指数の測定、報告の徴収及び立入検査は、市町村長が行っている。

令和5年度末現在、沖縄県においては11市7町5村の計23市町村で、知事及び市長が悪臭防止法に基づき悪臭規制地域を指定しており、市町村によって「特定悪臭物質規制」に係る地域と、「臭気指数規制」に係る地域が存在する。

(a) 特定悪臭物質規制

特定悪臭物質規制に係る地域の市町村は、表 3.2.9-16 に示すとおりである。また、悪臭防止法による特定悪臭物質の規制基準は、表 3.2.9-17 に示すとおりである。

表 3.2.9-16 特定悪臭物質規制を行っている市町村（4市町村）

市町村
石垣市、本部町、西原町、北中城村

出典：令和6年度版 環境白書（令和7年3月、沖縄県）

表 3.2.9-17(1) 特定悪臭物質の規制基準（敷地境界線上における規制基準(1号基準)）

悪臭物質（単位：ppm）	規制基準	
	A 区域	B 区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
スチレン	0.4	0.8
二硫化メチル	0.009	0.03
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
キシレン	1	2

注：浦添市、宜野湾市及び那覇市は対象外である。

出典：令和6年度版 環境白書（令和7年3月、沖縄県）

表 3.2.9-17(2) 特定悪臭物質の規制基準（気体排出口の規制基準(2号基準)）

敷地境界線における規制基準（表 3.2.9-17(1)）を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に規定されている方法により算出した流量

出典：令和6年度版 環境白書（令和7年3月、沖縄県）

表 3.2.9-17(3) 特定悪臭物質の規制基準（排水水における規制基準(3号基準)）

敷地境界線における規制基準（表 3.2.9-17(1)）を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に規定されている方法により算出した濃度

出典：令和6年度版 環境白書（令和7年3月、沖縄県）

(b) 臭気指数規制

臭気指数規制に係る地域の市町村は、表 3.2.9-18 に示すとおりである。また、悪臭防止法に基づく臭気指数規制基準は、表 3.2.9-19 に示すとおりである。

表 3.2.9-18 臭気指数規制を行っている市町村（19市町村）

市町村
名護市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、宮古島市、南城市、読谷村、北谷町、中城村、東村、恩納村、南風原町、与那原町、八重瀬町、嘉手納町

出典：令和6年度版 環境白書（令和7年3月、沖縄県）

表 3.2.9-19(1) 臭気指数規制基準（敷地境界線上における規制基準(1号基準)）

区分	A 区域	B 区域	C 区域
許容限度(臭気指数)	15	18	21

注：A 区域、B 区域、C 区域は表 3.2.9-20 に示すとおりである。

出典：令和6年度版 環境白書（令和7年3月、沖縄県）

表 3.2.9-19(2) 臭気指数規制基準（気体排出口における規制基準(2号基準)）

敷地境界線における規制基準（表 3.2.9-19(1)）を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に規定されている方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度

出典：令和6年度版 環境白書（令和7年3月、沖縄県）

表 3.2.9-19(3) 臭気指数規制基準（排水水における規制基準(3号基準)）

区分	A 区域	B 区域	C 区域
許容限度(臭気指数)	31	34	37

注：A 区域、B 区域、C 区域は表 3.2.9-20 に示すとおりである。

出典：令和6年度版 環境白書（令和7年3月、沖縄県）

浦添市、宜野湾市及び那覇市は、前掲表 3.2.9-18 に示すとおり悪臭防止法に基づく臭気指数規制を行っている。浦添市、宜野湾市及び那覇市における悪臭防止法に基づく規制地域の指定区分は、表 3.2.9-20 に示すとおりであり、対象地域における悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況は、図 3.2.9-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、一部の区域が、浦添市、那覇市それぞれの A 区域、B 区域に指定されている。

表 3.2.9-20 浦添市、宜野湾市及び那覇市における悪臭防止法に基づく規制地域の指定区分

規制基準の種類	市	区域の区分	区 域
臭気指数	浦添市	A 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域
		B 区域	準工業地域 工業地域 工業専用地域
		C 区域	A 区域及び B 区域を除く 浦添市の区域
	宜野湾市	A 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域
		B 区域	準工業地域
	那覇市	A 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 近隣商業地域 商業地域
		B 区域	準工業地域 工業地域
		C 区域	A 区域及び B 区域を除く 那覇市の区域

注：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法に基づく用途地域において定められた地域をいう。

出典：悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

（平成 24 年 3 月 30 日、浦添市告示第 42 号）

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

（平成 24 年 4 月 1 日施行、宜野湾市市民経済部環境対策課 HP）

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

（平成 27 年 3 月 18 日、那覇市告示第 499 号）

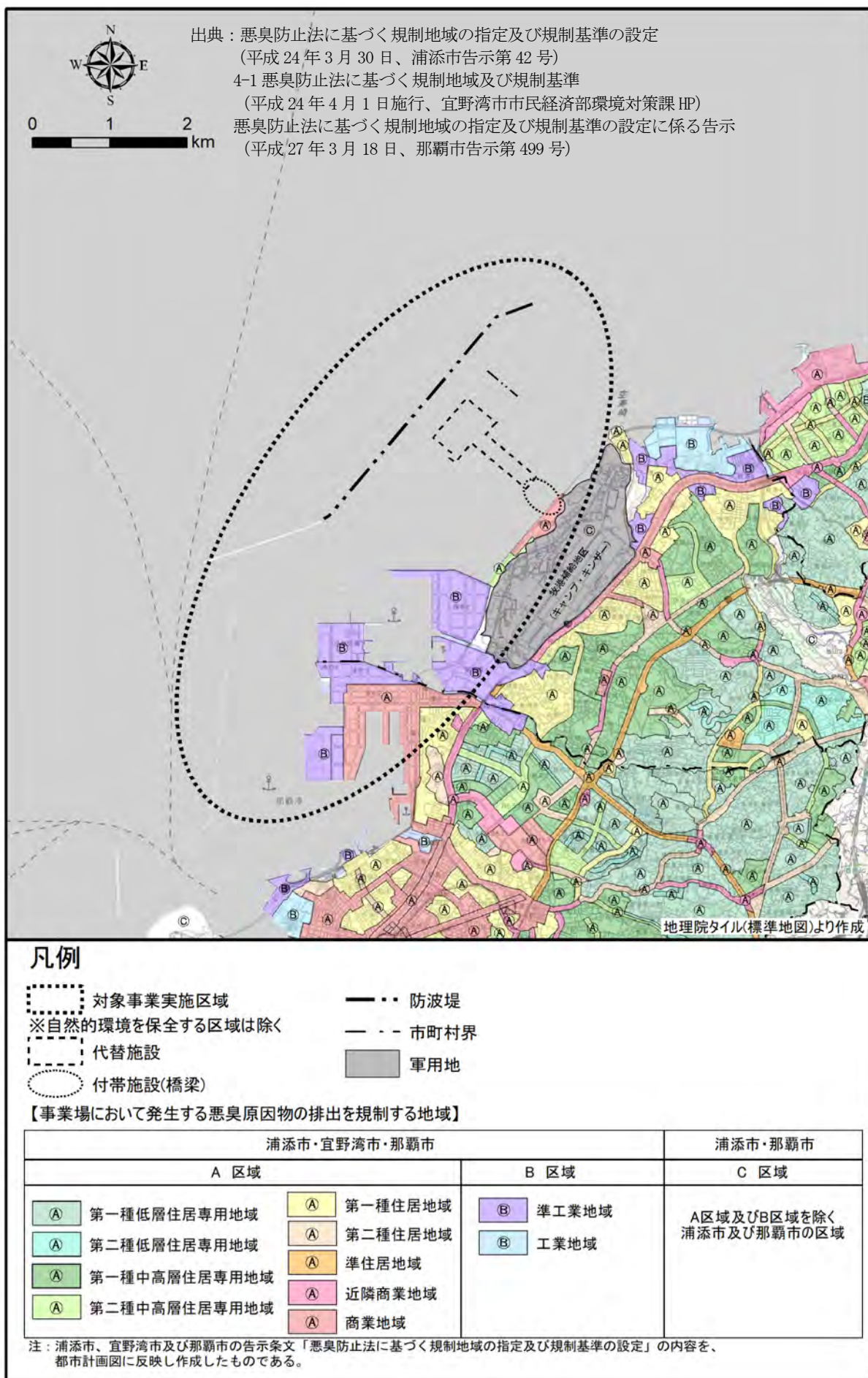


図 3.2.9-1 悪臭防止法に基づく規制地域指定図

3) 騒音

(a) 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づき、騒音に係る環境基準について、表 3.2.9-21 に示すとおり定められている。

対象地域における類型指定状況は図 3.2.9-2 に示すとおりであり、対象事業実施区域の一部の区域が、浦添市の A 類型及び C 類型、那覇市の B 類型及び C 類型に指定されている。

表 3.2.9-21 (1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値 (L_{Aeq})	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1：時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2：AA 地域を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等、特に静穏を要する地域

注 3：A 地域を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域

注 4：B 地域を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域

注 5：C 地域を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

出典：騒音に係る環境基準について

（平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号<最終改正>平成 24 年 3 月 30 日、環境省告示第 54 号）

表 3.2.9-21 (2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間 (6～22 時)	夜間 (22～6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考： 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3.2.9-21 (3) の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

出典：騒音に係る環境基準について

（平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号<最終改正>平成 24 年 3 月 30 日、環境省告示第 54 号）

表 3.2.9-21(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

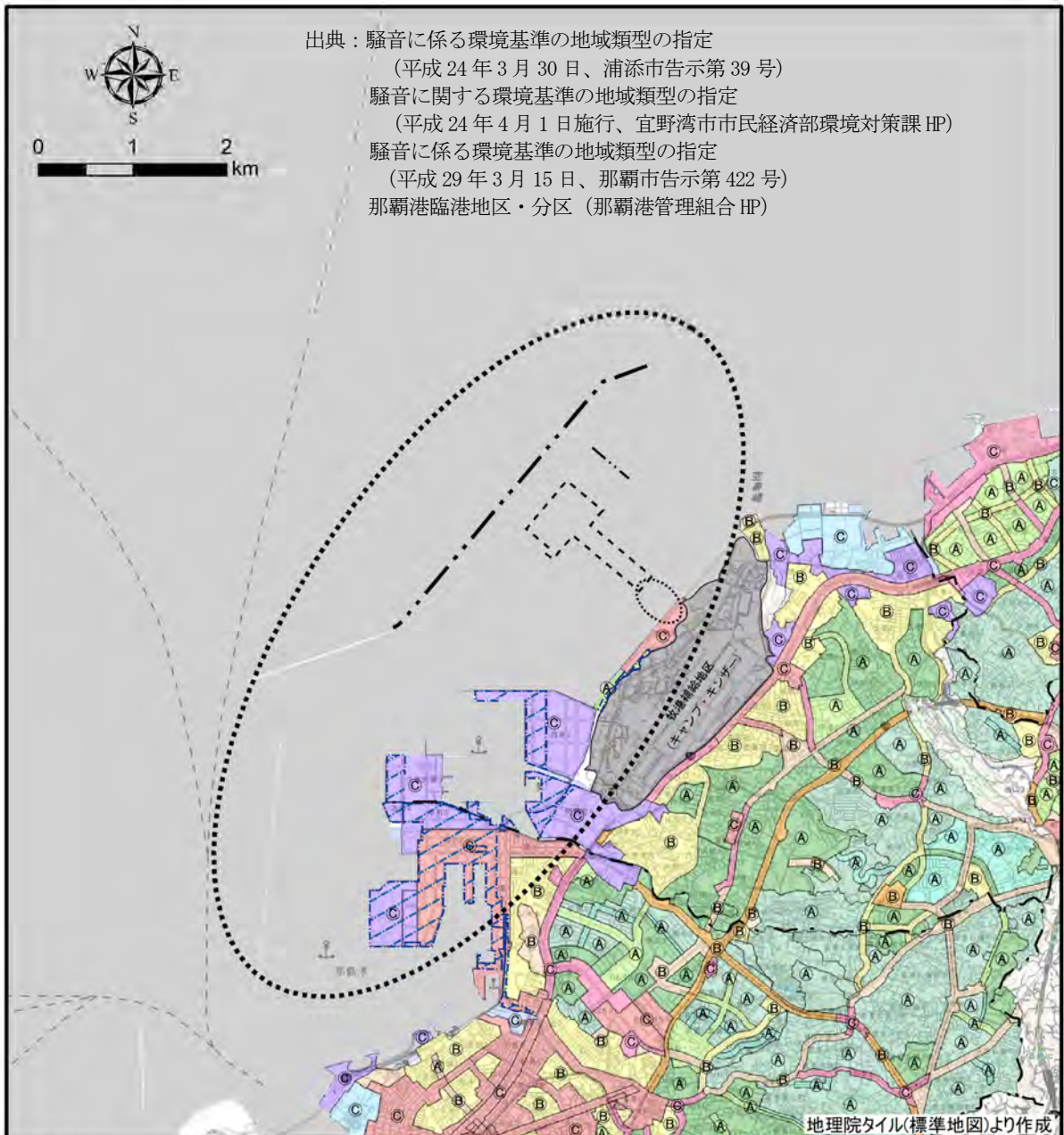
基準値 (L _{Aeq})	
昼間 (6～22 時)	夜間 (22～6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考： 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることが出来る。	

注：「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年9月30日、環境庁大気保全局長第257号）により、次のとおり定められている。

1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - ①高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間）
 - ②一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和44年8月25日、建設省令第49号〈最終改正〉令和7年5月26日、国土交通省令第60号）第7条第1号に定める自動車専用道路
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - ①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
 - ②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

出典：騒音に係る環境基準について

（平成10年9月30日、環境庁告示第64号〈最終改正〉平成24年3月30日、環境省告示第54号）



凡例

- [点線枠] 対象事業実施区域
 ※自然的環境を保全する区域は除く
 [点線枠] 代替施設
 [点線枠] 付帯施設(橋梁)
- [点線] 防波堤
 [点線] 市町村界
- [灰色] 軍用地
 [斜線] 那覇港臨港地区・分区

【騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域】

浦添市・宜野湾市・那覇市		
A 類型	B 類型	C 類型
(A) 第一種低層住居専用地域	(B) 第一種住居地域	(C) 近隣商業地域
(A) 第二種低層住居専用地域	(B) 第二種住居地域	(C) 商業地域
(A) 第一種中高層住居専用地域	(B) 準住居地域	(C) 準工業地域
(A) 第二種中高層住居専用地域		(C) 工業地域

注1：浦添市、宜野湾市及び那覇市の告示条文「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」の内容を、都市計画図に反映し作成したものである。

注2：港湾法(昭和25年、法律第218号)第39条第1項の規定により分区に指定された区域は除く。

図 3.2.9-2 騒音に係る環境基準類型指定図

(b) 騒音に係る規制基準

騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準は、表 3.2.9-22～表 3.2.9-27 に示すとおりである。

対象地域における規制地域の指定状況は、図 3.2.9-3 に示すとおりであり、対象事業実施区域の一部の区域が、浦添市、那覇市それぞれの特定工場等に係る第 2 種区域及び第 3 種区域、特定建設作業に係る第 1 号区域に指定されている。

また、対象地域における自動車騒音の要請限度の指定状況は、図 3.2.9-4 に示すとおりであり、対象事業実施区域の一部の区域が、浦添市の a 区域及び c 区域、那覇市の b 区域及び c 区域に指定されている。

表 3.2.9-22 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域区分	昼間	朝夕	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

注 1：騒音の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

注 2：特定工場等とは表 3.2.9-23 に掲げる特定施設の事を示す。

備考：浦添市においては、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 50m の区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベル減じた値とする。

那覇市においては、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50m の区域内の規制基準は、この表から 5 デシベル減じた値とする。

出典：騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

(平成 24 年 3 月 30 日、浦添市告示第 40 号)

騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準

(平成 24 年 4 月 1 日施行、宜野湾市市民経済部環境対策課 HP)

騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

(平成 29 年 3 月 15 日、那覇市告示第 423 号)

備考：騒音規制法及び振動規制法では工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって政令で定めるものを「特定施設」という。
また、特定施設を設置する工場又は事業場を「特定工場等」という。

表 3.2.9-23 騒音規制法に基づく特定施設

施設		備考
施設の種類	機械名称	
1. 金属加工機械	イ. 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。
	ロ. 製管機械	－
	ハ. ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
	ニ. 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ホ. 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。
	ヘ. せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
	ト. 鍛造機	－
	チ. ワイヤフォーミングマシン	－
	リ. プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
	ス. タンブラー	－
	ル. 切断機	といしを用いるものに限る。
2. 空気圧縮機及び送風機	－	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。 ※空気圧縮機は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	－	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。
4. 織 機	－	原動機を用いるものに限る。
5. 建設用資材製造機械	イ. コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。
	ロ. アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。
6. 穀物用製粉機	－	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。
7. 木材加工機械	イ. ドラムバーカー	－
	ロ. チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
	ハ. 碎木機	－
	ニ. 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
	ホ. 丸のこ盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
	ヘ. かんな盤	
8. 抄紙機	－	－
9. 印刷機械	－	原動機を用いるものに限る。
10. 合成樹脂用射出成型機	－	－
11. 鋳型造型機	－	ジョルト式のものに限る。

出典：騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日、政令第 324 号<最終改正>令和 3 年 12 月 24 日、政令第 346 号）

表 3.2.9-24 特定建設作業に係る騒音の規制基準

項目	基準
基準値	85 デシベル (dB)
作業時刻	第1号区域：午後7時～午前7時の時間内でないこと 第2号区域：午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間*	第1号区域：1日当たり10時間を超えないこと 第2号区域：1日当たり14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと

注1：基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値

注2：基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注3：地域の区分(沖縄県告示第95号<最終改正>平成24年3月16日、告示第138号)

第1号区域は、第1種、第2種、第3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域内で、第2号区域は第1号区域以外の地域のことをいう。

出典：騒音・振動・悪臭届出のしおり、令和3年8月改定版（沖縄県環境部環境保全課）

表 3.2.9-25 騒音規制法に基づく特定建設作業

作業	備考
1. くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜き機、くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2. びょう打機を使用する作業	—
3. さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4. 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量がコンクリートプラントは0.45立方メートル以上、アスファルトプラントは200キログラム以上のものに限る。（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6. バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。
7. トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。
8. ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

出典：騒音規制法施行令（昭和43年11月27日、政令第324号<最終改正>令和3年12月24日、政令第346号）

表 3.2.9-26 自動車騒音の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

1. a 区域：専ら住居の用に供される区域
2. b 区域：主として住居の用に供される区域
3. c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
(平成 12 年 3 月 2 日、総理府令第 15 号<最終改正>令和 2 年 3 月 30 日、環境省令第 9 号)

表 3.2.9-27 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度

要請限度	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)
75 デシベル	70 デシベル
備考：二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。	

出典：騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
(平成 12 年 3 月 2 日、総理府令第 15 号<最終改正>令和 2 年 3 月 30 日、環境省令第 9 号)

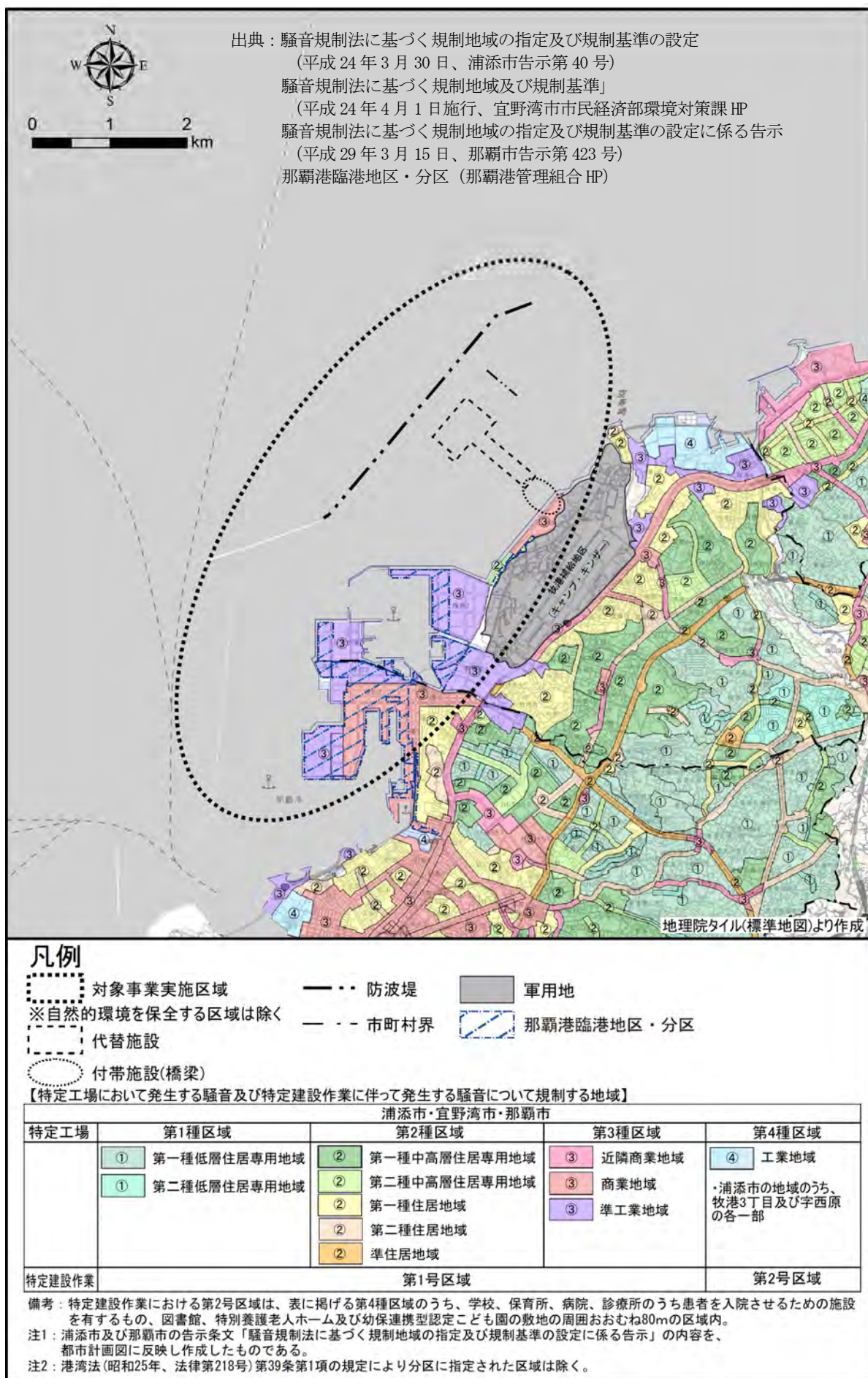


図 3.2.9-3 騒音規制法に基づく規制地域指定図 (特定工場及び特定建設作業)

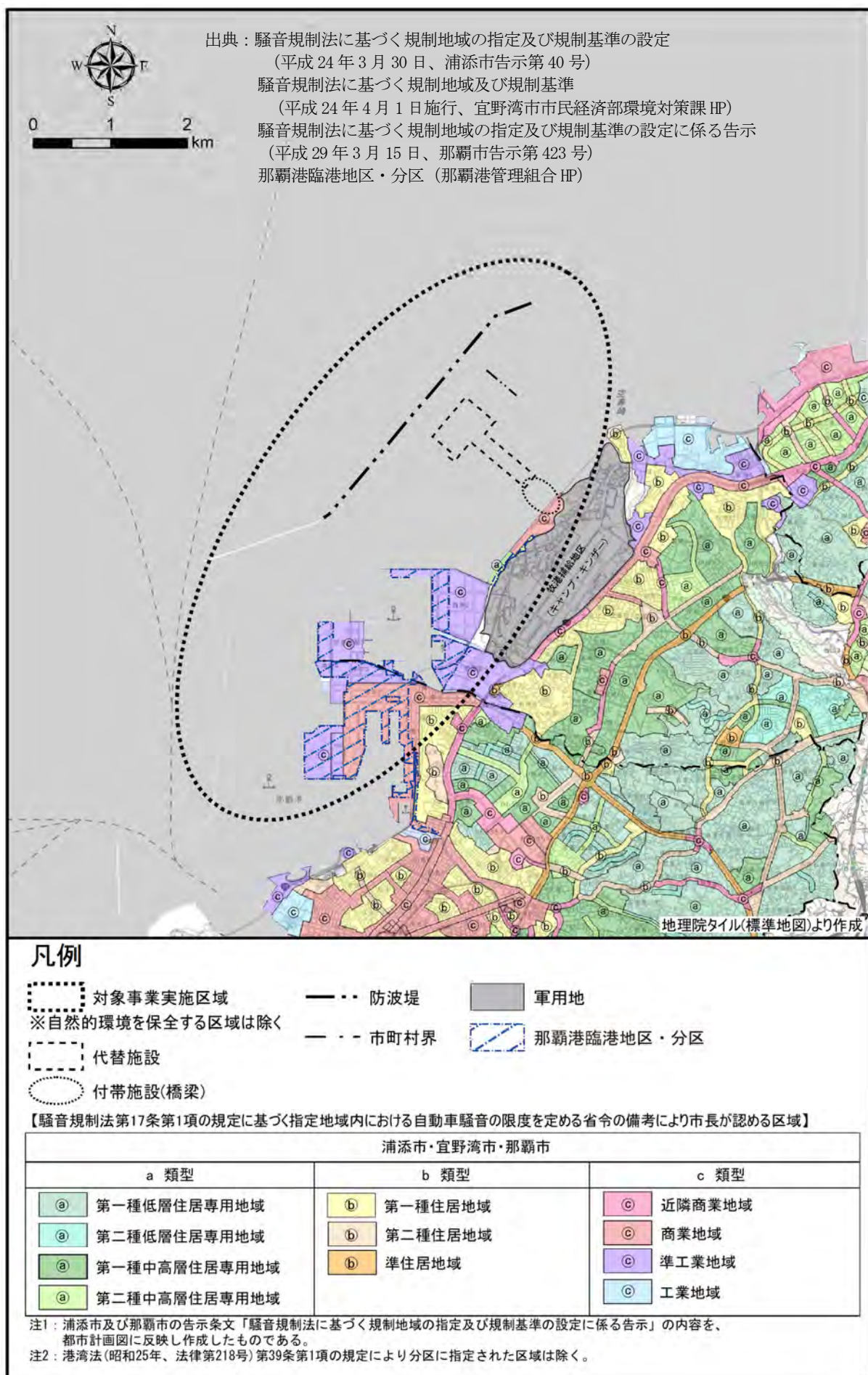


図 3.2.9-4 自動車騒音に係る規制区域指定図

4) 振動

(a) 振動に係る規制基準

振動規制法に基づく規制地域の指定及び特定工場等に係る振動の規制基準は、表 3.2.9-28 及び表 3.2.9-29 に示すとおりである。

また、道路交通振動の要請限度は表 3.2.9-30 に、特定建設作業に係る振動の規制基準は表 3.2.9-31 及び表 3.2.9-32 に示すとおりである。

対象地域における規制地域の指定状況は図 3.2.9-5 に示すとおりである。

対象事業実施区域の一部の区域が、浦添市、那覇市それぞれの第 1 種区域及び第 2 種区域に指定されている。

表 3.2.9-28 特定工場等に係る振動の規制基準

区域区分	昼間 (午前 8 時～午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時～翌日の午前 8 時まで)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注：振動の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

備考：第 1 種及び第 2 種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50m の区域内の規制基準は、この表から 5 デシベル減じた値とする。

出典：騒音・振動・悪臭届出のしおり、令和 3 年 8 月改定版（沖縄県環境部環境保全課）

表 3.2.9-29 振動規制法に基づく特定施設

施設		備考
施設の種類の	機械名称	
1. 金属加工機械	イ. 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ロ. 機械プレス	－
	ハ. せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。
	ニ. 鍛造機	－
	ホ. ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。
2. 圧縮機	－	一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	－	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
4. 織 機	－	原動機を用いるものに限る。
5. ①コンクリートブロックマシン	－	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。
5. ②コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	－	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。
6. 木材加工機械	イ. ドラムバーカー	－
	ロ. チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
7. 印刷機械	－	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	－	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。
9. 合成樹脂用射出成形機	－	－
10. 鋳造型機	－	ジョルト式のものに限る。

出典：振動規制法施行令（昭和51年12月1日、政令第280号<最終改正>令和3年12月24日、政令第346号）

表 3.2.9-30 道路交通振動の要請限度

区域区分	昼間 (午前8時～午後7時まで)	夜間 (午後7時～翌日の午前8時まで)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考：第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

出典：振動規制法施行規則

（昭和51年11月10日、総理府令第58号<最終改正>令和3年3月25日、環境省令第3号）

振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

（平成24年3月30日、浦添市告示第41号）

表 3.2.9-31 特定建設作業に係る振動の規制基準

項目	基準
基準値	75 デシベル (dB)
作業時刻	第 1 号区域：午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日当たりの作業時間*	第 1 号区域：1 日当たり 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日当たり 14 時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと

注 1：基準値は特定建設作業の場所における敷地境界線での値

注 2：基準値を超えている場合、振動の防止の方法のみならず、1 日当たりの作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

注 3：地域の区分（昭和 54 年、沖縄県告示第 96 号<最終改正>平成 28 年 3 月 29 日、告示第 194 号）

「第 1 号区域」とは、騒音規制法に基づく地域区分（昭和 54 年、沖縄県告示第 95 号<最終改正>平成 28 年 3 月 29 日、告示第 193 号）、第 1 種、第 2 種、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80 メートル以内の区域内で、第 2 号区域は、第 1 号区域以外の地域をいう。

出典：騒音・振動・悪臭届出のしおり、令和 3 年 8 月改定版（沖縄県環境部環境保全課）

表 3.2.9-32 振動規制法に基づく特定建設作業

作業	備考
1. くい打機、くい抜き機又は くい打くい抜き機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打くい抜き機、油圧式くい抜き機、圧入式くい打くい抜き機を除く。
2. 鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業	—
3. 舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。
4. ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

出典：振動規制法施行令（昭和 51 年 12 月 1 日、政令第 280 号<最終改正>令和 3 年 12 月 24 日、政令第 346 号）

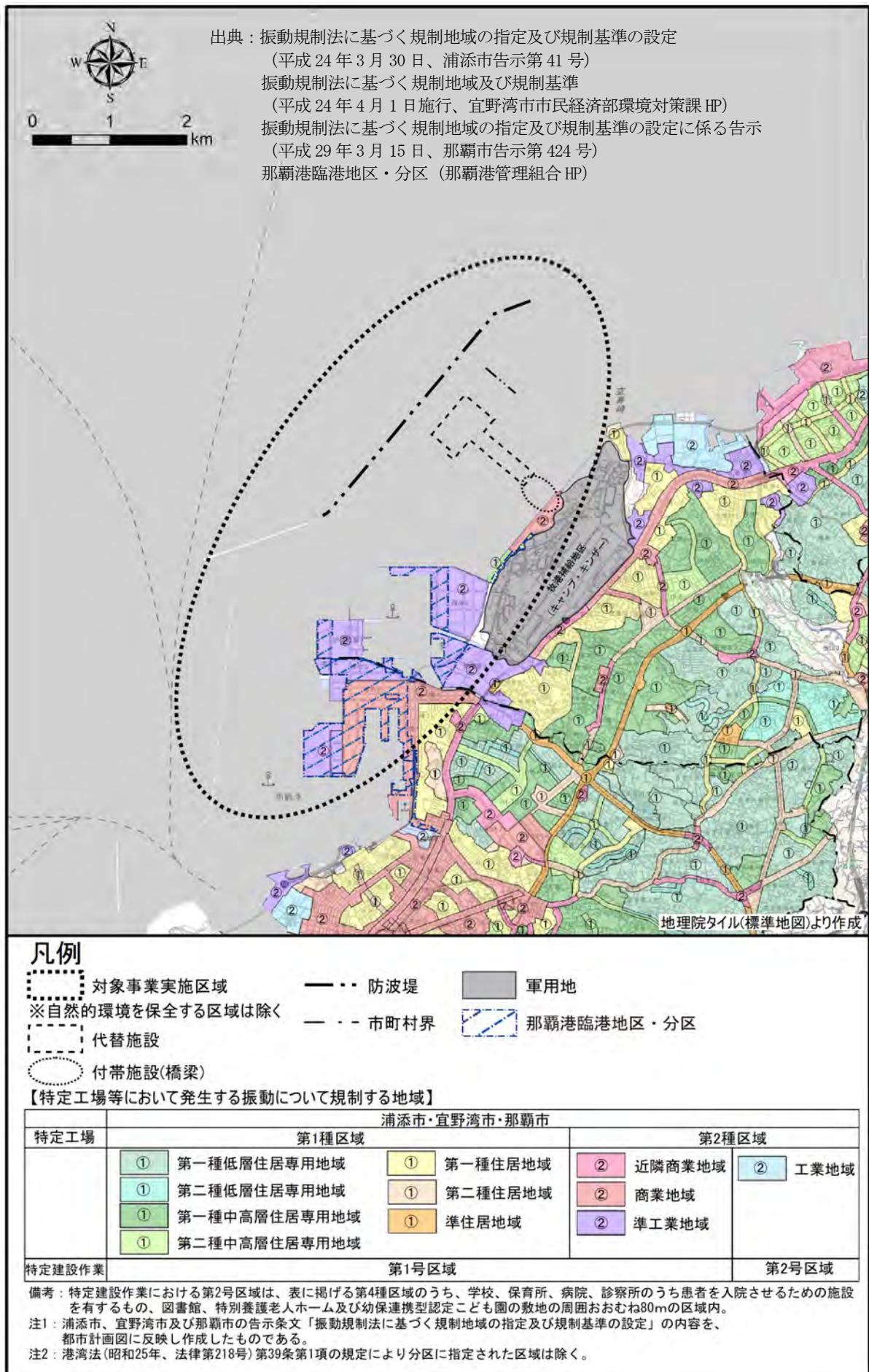


図 3.2.9-5 振動規制法に基づく規制地域指定図 (特定工場及び道路交通振動)

5) 水質

(a) 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づき、水質汚濁に係る環境基準が次のとおり定められている。

① 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全ての公共用水域について表 3.2.9-33 に示すとおり定められている。

表 3.2.9-33 人の健康の保護に関する環境基準（河川・海域）

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

備考 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2：「検出されないこと」とは、測定方法の項（省略）に掲げる測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

5：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。また、基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について

（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号<最終改正>令和 7 年 3 月 31 日、環境省告示第 31 号）

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号<最終改正>令和 4 年 11 月 25 日、環境省告示第 89 号）

② 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、表 3.2.9-34 ～表 3.2.9-35 に示すとおり、海域、河川ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

対象地域における水域類型の指定状況は、図 3.2.9-6 に示すとおりである。「令和 5 年度 水質測定結果（公共用水域及び地下水）」（令和 6 年 10 月、沖縄県）によると、対象地域は、海域の一部〈那覇港海域〉がA類型に、河川は対象地域を流れる牧港川、安謝川、安里川、久茂地川、宇地泊川、真嘉比川がC類型あるいはD類型に指定されている。

表 3.2.9-34(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域-1）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽 出物質 (油分等)
A	水産 1 級 自然環境保全及び B 以下の 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下	検出されない こと。
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考 1：いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。

2：大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

注 1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2：水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

〃 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注 3：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について

（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号<最終改正>令和 7 年 3 月 31 日、環境省告示第 31 号）

表 3.2.9-34(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域-2）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの （水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考 1：基準値は、年間平均値とする。

2：水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注 1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2：水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

注 3：生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について

（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号<最終改正>令和 7 年 3 月 31 日、環境省告示第 31 号）

表 3.2.9-34(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域-3）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考：基準値は、年平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について

（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号<最終改正>令和 7 年 3 月 31 日、環境省告示第 31 号）

表 3.2.9-34(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域-4）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

備考 1：基準値は、日間平均値とする。

2：底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：水質汚濁に係る環境基準について

（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号<最終改正>令和 7 年 3 月 31 日、環境省告示第 31 号）

表 3.2.9-35(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川-1）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

備考 1：基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする(湖沼、海域もこれに準ずる。))。

2：農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。))。

3：水道 1 級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。))については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

4：いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。))については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。

5：水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。))。

6：大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2：水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3：水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注 4：工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5：環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について

(昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号<最終改正>令和 7 年 3 月 31 日、環境省告示第 31 号)

表 3.2.9-35(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川-2）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

出典：水質汚濁に係る環境基準について

（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号<最終改正>令和 7 年 3 月 31 日、環境省告示第 31 号）



図 3.2.9-6 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び公共用水域測定地点

(b) 水質汚濁防止法による全国一律の排水基準

水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日、法律第 138 号<最終改正>令和 4 年 6 月 17 日、法律第 68 号）に基づき、排水基準について、表 3.2.9-36 及び表 3.2.9-37 に示すとおり定められている。

表 3.2.9-36 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質による汚染）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.2mgCr（VI）/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ホウ素及びその化合物	海域以外 10mgB/L、海域 230mgB/L
フッ素及びその化合物	海域以外 8mgF/L、海域 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考 1：「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2：砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年、政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年、法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

出典：排水基準を定める省令

（昭和 46 年 6 月 21 日、総理府令第 35 号<最終改正>令和 7 年 5 月 26 日、環境省令第 17 号）

表 3.2.9-37 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の汚染）

項目		許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）		海域以外 5.8 以上 8.6 以下、海域 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）		200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/L
	動植物油脂類含有量	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌数		日間平均 800CFU/ml
窒素含有量		120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量		16mg/L（日間平均 8mg/L）

備考 1：「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたもの。

- 2：この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3：水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 4：水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 5：生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 6：窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 7：燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

出典：排水基準を定める省令

（昭和 46 年 6 月 21 日、総理府令第 35 号<最終改正>令和 7 年 5 月 26 日、環境省令第 17 号）

(c) ダイオキシン類に係る排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設から排出されるダイオキシン類について、表 3.2.9-38 に示すとおり、特定施設の種類に応じて排出基準が定められている。

表 3.2.9-38 ダイオキシン類排出基準（水質排出基準）

施設の種類	排出基準
令別表第2第1号から第19号までに掲げる施設	10pg-TEQ/L

注：令別表第2は表 3.2.9-39 に示すとおりである。

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則

（平成11年12月27日、総理府令第67号<最終改正>令和6年4月1日、環境省令第17号）

表 3.2.9-39 令別表第2（特定施設）

項	施設
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（イ 硫酸濃縮施設、ロ シクロヘキサン分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設）
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（イ 水洗施設、ロ 廃ガス洗浄施設）
9	四クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（イ ろ過施設、ロ 乾燥施設、ハ 廃ガス洗浄施設）
10	二・三ジクロロー一・四ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（イ ろ過施設、ロ 廃ガス洗浄施設）
11	八・十八ジクロロー五・十五ジエチルー五・十五ジヒドロジインドロ〔三・二-b:三'・二'—m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設、二 熱風乾燥施設）
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの（イ 廃ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設）
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（イ 精製施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設）
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。））によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（イ ろ過施設、ロ 精製施設、ハ 廃ガス洗浄施設）
15	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの（イ 廃ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設）
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設
17	フロン類（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表第一の一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（イ プラズマ反応施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設）
18	下水道終末処理施設（第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

備考：特定施設は、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものを示す。

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行令

（平成11年12月27日、政令第433号<最終改正>平成30年8月10日、政令第241号）

(d) 上乘せ排水基準

沖縄県内の湖沼及び海域については、水質汚濁防止法に基づき、排水基準が定められているほか、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和50年7月9日、沖縄県条例第37号〈最終改正〉平成20年12月26日、沖縄県条例第44号）により上乘せ排水基準が定められている。

対象地域においては、昭和54年度に那覇港湾海域に上乘せ排水基準が適用されている（図3.2.9-7参照）。

那覇港海域に係る上乘せ排水基準は表3.2.9-40に、上乘せ排水基準を適用する区域は表3.2.9-41に示すとおりである。

また、沖縄県においては水質汚濁防止法の趣旨に基づき、水質環境基準が達成されていない水域において、生活排水による汚濁負荷が大きい6流域を「生活排水対策重点地域」に指定している。対象地域における生活排水対策重点地域指定状況は、表3.2.9-42に示すとおりである。

対象地域では、国場川流域生活排水対策重点地域、牧港川・宇地泊川流域生活排水対策重点地域が指定されている。



出典：上乘せ排水基準表（沖縄県環境部環境保全課 HP）

図 3.2.9-7 上乘せ排水基準適用区域図

表 3.2.9-40 上乘せ排水基準

【那覇港海域】

特定事業場の区分	項目及び許容限度				
	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素 要求量 (mg/L)		浮遊物質 (mg/L)	
		日間平均	最大	日間平均	最大
すべての特定事業場	6.5 以上 8.5 以下	20 以下	30 以下	70 以下	90 以下

出典：水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例

(昭和50年7月9日、沖縄県条例第37号<最終改正>平成20年12月26日、沖縄県条例第44号)

表 3.2.9-41 上乘せ排水基準を適用する区域

適用区域	範囲
那覇港海域	大嶺鼻（北緯26度11分40秒 東経127度38分18秒）から358度延長3,500メートルの地点まで引いた線、同点から30度延長4,850メートルの地点まで引いた線、同点から45度延長4,600メートルの地点まで引いた線、同点から135度延長2,400メートルの地点まで引いた線、同点から194度57分14秒で陸岸と交わる点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域（国場川水域を除く。）

出典：水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例

(昭和50年7月9日、沖縄県条例第37号<最終改正>平成20年12月26日、沖縄県条例第44号)

表 3.2.9-42 対象地域における生活排水対策重点地域指定状況

生活排水対策重点地域の名称	生活排水対策重点地域	指定年月日
国場川流域 生活排水対策重点地域	那覇市、豊見城市、南風原町の全域、南城市の一部（旧大里村）、八重瀬町の一部（旧東風平町）	平成4年9月22日
牧港川・宇地泊川流域 生活排水対策重点地域	浦添市、宜野湾市、西原町、中城村の全域	平成9年3月25日

注1：いずれも下水道処理区域を除く。

注2：「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年、法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域を示す。

出典：令和6年度版 環境白書（令和7年3月、沖縄県）

(e) 沖縄県生活環境保全条例

沖縄県生活環境保全条例では、水質汚濁防止法の特定施設とは別に、「汚水等排出施設」を定め、その設置については事前に届け出ることを義務づけている。

汚水等排出施設を設置する工場又は事業場からの排出水に対しては、同法の一律排水基準と同様の基準を同条例に設けて、この基準を遵守させる等の規制を行っている。

6) 土壌及び地下水

(a) 環境基準

① 土壌汚染

環境基本法に基づき、土壌汚染に係る環境基準について、表 3.2.9-43 に示すとおり全国一律に定められている。

表 3.2.9-43 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考 1：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、付表（省略）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3：「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（省略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4：有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

5：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表 3.2.9-43 の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

出典：土壌の汚染に係る環境基準について

（平成 3 年 8 月 23 日、環境庁告示第 46 号<最終改正>令和 7 年 3 月 31 日、環境省告示第 37 号）

② 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準について、表 3.2.9-44 に示すとおり、全国一律に定められている。

表 3.2.9-44 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

備考 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄（省略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

5：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について

（平成 9 年 3 月 13 日、環境庁告示第 10 号<最終改正>令和 7 年 3 月 31 日、環境省告示第 41 号）

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について

（平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号<最終改正>令和 4 年 11 月 25 日、環境省告示第 89 号）

(b) 規制基準

土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日、法律第 53 号<最終改正>令和 4 年 6 月 17 日、法律第 68 号）により、土壌汚染に係る規制基準について、表 3.2.9-45 ～表 3.2.9-48 に示すとおり定められている。

表 3.2.9-45 土壌汚染対策法による地下水基準

特定有害物質の種類	地下水基準
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム以下
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム以下
クロロエチレン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジン（以下「シマジン」という。）	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
N・N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル（以下「チオベンカルブ」という。）	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
水銀及びその化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム以下
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム以下
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	検出されないこと。

出典：土壌汚染対策法施行規則

（平成 14 年 12 月 26 日、環境省令第 29 号<最終改正>令和 6 年 4 月 1 日、環境省令第 17 号）

表 3.2.9-46 土壌汚染対策法による第二溶出量基準

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム 0.09 ミリグラム以下
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき六価クロム 1.5 ミリグラム以下
クロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下
シアン化合物	検液 1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム以下
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレン 0.3 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 3 ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
鉛及びその化合物	検液 1 リットルにつき鉛 0.3 ミリグラム以下
砒素及びその化合物	検液 1 リットルにつき砒素 0.3 ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素 24 ミリグラム以下
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 30 ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下

出典：土壌汚染対策法施行規則

（平成 14 年 12 月 26 日、環境省令第 29 号<最終改正>令和 6 年 4 月 1 日、環境省令第 17 号）

表 3.2.9-47 土壤汚染対策法による土壤溶出量基準

特定有害物質の種類	土壤溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム以下
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム以下
クロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
鉛及びその化合物	検液 1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム以下
砒素及びその化合物	検液 1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム以下
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	検液中に検出されないこと。

出典：土壤汚染対策法施行規則

(平成 14 年 12 月 26 日、環境省令第 29 号<最終改正>令和 6 年 4 月 1 日、環境省令第 17 号)

表 3.2.9-48 土壤汚染対策法による土壤含有量基準

特定有害物質の種類	土壤含有量基準
カドミウム及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきカドミウム 45 ミリグラム以下
六価クロム化合物	土壌 1 キログラムにつき六価クロム 250 ミリグラム以下
シアン化合物	土壌 1 キログラムにつき遊離シアン 50 ミリグラム以下
水銀及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき水銀 15 ミリグラム以下
セレン及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきセレン 150 ミリグラム以下
鉛及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき鉛 150 ミリグラム以下
砒素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき砒素 150 ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきふっ素 4000 ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきほう素 4000 ミリグラム以下

出典：土壤汚染対策法施行規則

(平成 14 年 12 月 26 日、環境省令第 29 号<最終改正>令和 6 年 4 月 1 日、環境省令第 17 号)

(c) 条例等

沖縄県生活環境保全条例により、特定有害物質に係る土壌基準が、表 3.2.9-49 に示すとおり定められている。

表 3.2.9-49 特定有害物質に係る土壌基準

特定有害物質の種類	溶出量	含有量
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.01mg/L	カドミウムとして 150mg/kg
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	遊離シアンとして 50mg/kg
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	検液中に検出されないこと。	—
鉛及びその化合物	鉛として 0.01mg/L	鉛として 150mg/kg
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.05mg/L	六価クロムとして 250mg/kg
砒素及びその化合物	砒素として 0.01mg/L	砒素として 150mg/kg
水銀及びその化合物	水銀として 0.0005mg/L かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	水銀として 15mg/kg
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
トリクロロエチレン	0.03mg/L	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/L	—
ジクロロメタン	0.02mg/L	—
四塩化炭素	0.002mg/L	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L	—
チウラム	0.006mg/L	—
シマジン	0.003mg/L	—
チオベンカルブ	0.02mg/L	—
ベンゼン	0.01mg/L	—
セレン及びその化合物	セレンとして 0.01mg/L	セレンとして 150mg/kg
ほう素及びその化合物	ほう素として 1mg/L	ほう素として 4,000mg/kg
ふっ素及びその化合物	ふっ素として 0.8mg/L	ふっ素として 4,000mg/kg
クロロエチレン	0.002 mg/L	—

備考 1：溶出量とは土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量をいい、含有量とは土壌に含まれる特定有害物質の量をいう。

2：基準値は、溶出量にあっては土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年、環境省令第 29 号）第 6 条第 3 項第 4 号、含有量にあっては同条第 4 項第 2 号の規定に基づき環境大臣が定める測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。

3：「検出されないこと」とは、2 に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：沖縄県生活環境保全条例施行規則

（平成 21 年 9 月 30 日、沖縄県規則第 49 号<最終改正>令和 6 年 3 月 8 日、沖縄県規則第 3 号）

7) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が、表 3.2.9-50 に示すとおり定められている。

表 3.2.9-50 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考 1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2：大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3：土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

4：土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

注1：大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2：水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注3：水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注4：土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年12月27日、環境庁告示第68号<最終改正>令和4年11月25日、環境省告示第89号）

8) 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定湖沼

沖縄県には、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定湖沼は存在しない。

9) 底質

底質の溶出の基準としては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年、法律第 136 号<最終改正>令和 6 年 5 月 24 日、法律第 38 号）により、水底土砂に係る判定基準が、表 3.2.9-51 に示すとおり定められている。

表 3.2.9-51 水底土砂に係る判定基準

No.	項目	判定基準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
2	水銀又はその化合物	検液 1L につき 0.005mg 以下
3	カドミウム又はその化合物※	検液 1L につき 0.1mg 以下 ※令和 7 年 10 月 1 日以降→検液 1L につき 0.03mg 以下
4	鉛又はその化合物	検液 1L につき 0.1mg 以下
5	有機リン化合物	検液 1L につき 1mg 以下
6	六価クロム化合物※	検液 1L につき 0.5mg 以下 ※令和 7 年 10 月 1 日以降→検液 1L につき 0.2mg 以下
7	ひ素又はその化合物	検液 1L につき 0.1mg 以下
8	シアン化合物	検液 1L につき 1mg 以下
9	P C B	検液 1L につき 0.003mg 以下
10	銅又はその化合物	検液 1L につき 3mg 以下
11	亜鉛又はその化合物	検液 1L につき 2mg 以下
12	ふっ化物	検液 1L につき 15mg 以下
13	トリクロロエチレン※	検液 1L につき 0.3mg 以下 ※令和 7 年 10 月 1 日以降→検液 1L につき 0.1mg 以下
14	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下
15	ベリリウム又はその化合物	検液 1L につき 2.5mg 以下
16	クロム又はその化合物	検液 1L につき 2mg 以下
17	ニッケル又はその化合物	検液 1L につき 1.2mg 以下
18	バナジウム又はその化合物	検液 1L につき 1.5mg 以下
19	有機塩素化合物	試料 1kg につき 40mg 以下
20	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.2mg 以下
21	四塩化炭素	検液 1L につき 0.02mg 以下
22	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.04mg 以下
23	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1mg 以下
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.4mg 以下
25	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 3mg 以下
26	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.06mg 以下
27	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.02mg 以下
28	チウラム	検液 1L につき 0.06mg 以下
29	シマジン	検液 1L につき 0.03mg 以下
30	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.2mg 以下
31	ベンゼン	検液 1L につき 0.1mg 以下
32	セレン又はその化合物	検液 1L につき 0.1mg 以下
33	1・4-ジオキサン	検液 1L につき 0.5mg 以下

注 1：この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

注 2：「検出されないこと。」とは、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

※：令和 7 年 3 月 3 日、改正環境省令第 8 号(令和 7 年 10 月 1 日施行)により、カドミウム、トリクロロエチレン及び六価クロムに係る基準値は見直しが行われ改正されています。

出典：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令

(昭和 48 年 2 月 17 日、総理府令第 6 号 <最終改正>令和 7 年 3 月 3 日、環境省令第 8 号)

10) 都市計画法による指定区域

対象地域は、表 3.2.9-52 及び図 3.2.9-8 に示すとおり全域が都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日、法律第 100 号<最終改正>令和 7 年 6 月 4 日、法律第 51 号）に基づく都市計画区域に指定されている。

都市計画区域は、市又は人口、就業者その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域とされている。

都市計画区域内においては、政令で定める規模以上の開発行為（主として建築の用又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）について都道府県知事等の許可が必要となる。また、建築物を建築しようとする者は、建築主事等の確認が必要となる。

表 3.2.9-52 都市計画区域の指定状況

(令和5年3月31日現在)

都市計画区域名	計画区域市町村名	面積 (ha)	指定年月日	備考
那覇広域都市計画区域	那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町	22,037	平成 22 年 8 月 10 日	八重瀬町は、旧具志頭村の区域を除く

出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和7年3月、沖縄県）



出典：那覇広域都市計画『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』
(令和 4 年 11 月、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課)

図 3.2.9-8 都市計画区域の指定状況

11) 農業振興地域の整備に関する法律による指定区域

対象地域においては、農業振興地域及び農用地区域の指定はない。

12) 森林法による森林地域、国有林、民有林の指定区域

対象地域における森林分布は、図 3.2.9-9 に示すとおりであり、対象地域内では、森林法（昭和 26 年 6 月 26 日、法律第 249 号<最終改正>令和 5 年 6 月 16 日、法律第 63 号）に基づく森林地域が点在して指定されている。

森林法に基づく森林地域面積は、表 3.2.9-53 に示すとおりであり、浦添市が 73ha、宜野湾市が 85 ha及び那覇市が 20 haとなっている。

対象地域には林野庁所管の国有林はなく、森林地域の全域が地域森林計画対象民有林となっている。

また、森林法に基づく民有保安林面積は、表 3.2.9-54 に示すとおりであり、那覇市で 5 ha 指定されているが、浦添市、宜野湾市には、保安林の指定はない。

対象地域においては、那覇市の末吉公園内と弁ヶ岳に保安林が指定されている。

対象事業実施区域には、1 か所森林地域の指定区域と隣接している。民有保安林の指定区域はない。

表 3.2.9-53 森林地域、国有林、民有林の指定状況

市町村名	森林地域面積 (ha)	林野庁所管国有林 (ha)	民有林 (ha)			
			小計	県有林	市町村有林	私有林
浦添市	73	—	73	12	3	58
宜野湾市	85	—	85	0	1	84
那覇市	20	—	20	0	6	14

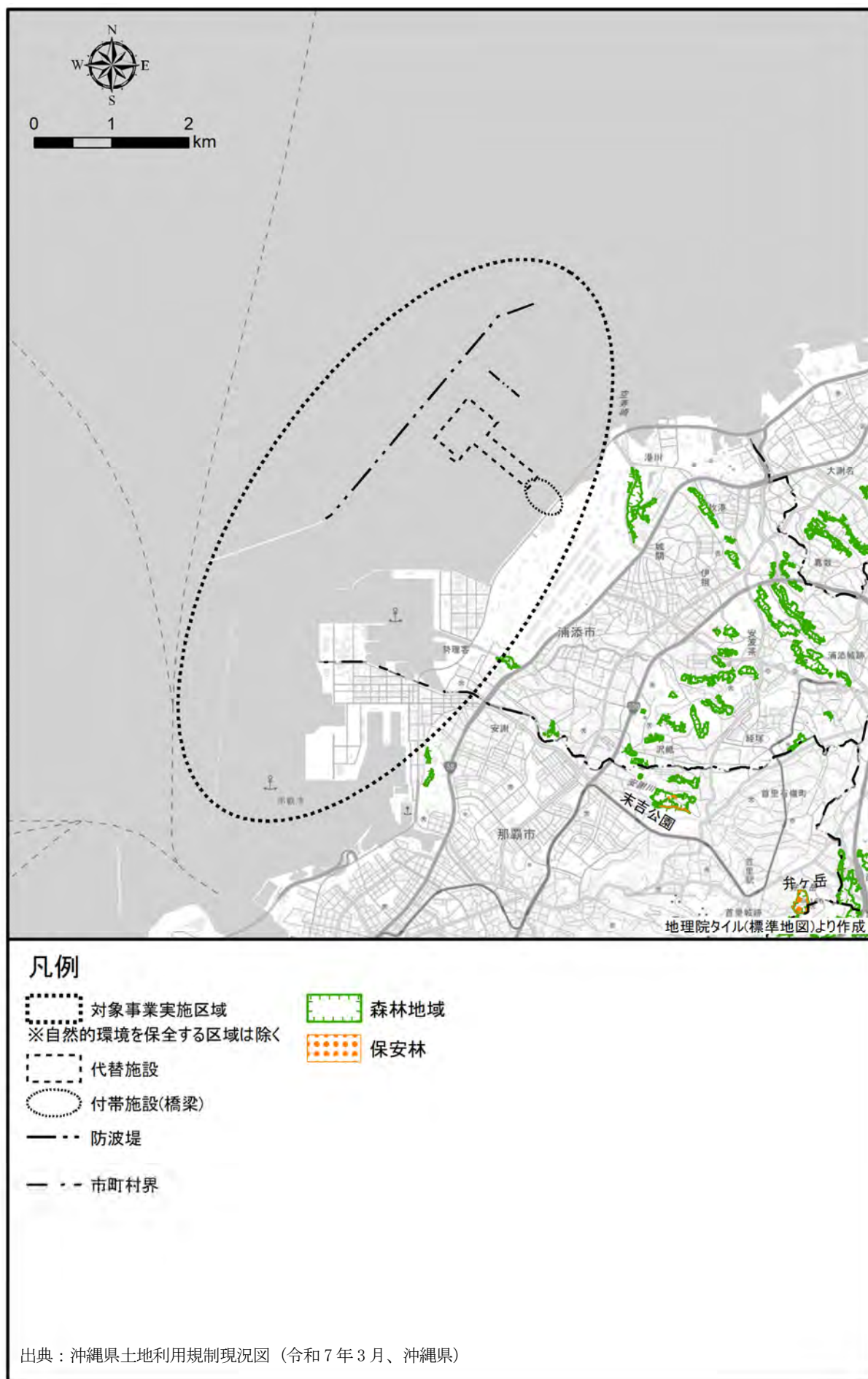
出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和 7 年 3 月、沖縄県）

表 3.2.9-54 民有保安林面積

（令和 5 年 3 月 31 日現在）（単位：ha）

市町村名	水源 かん養 保安林	土砂流 出防備 保安林	土砂崩 壊防備 保安林	防風 保安林	水害 防備 保安林	潮害 防備 保安林	干害 防備 保安林	落石 防止 保安林	魚つき 保安林	航行 目標 保安林	保健 保安林	風致 保安林	合計
浦添市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
宜野湾市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
那覇市	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	4	5

出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和 7 年 3 月、沖縄県）



13) 自然公園法による指定区域

対象地域における、自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日、法律第 161 号<最終改正>令和 4 年 6 月 17 日、法律第 68 号）による指定区域は、図 3.2.9-10 に示すとおり、北西側の一部の海域が、慶良間諸島国立公園の海域（普通地域）に指定されている。慶良間諸島国立公園の指定状況は表 3.2.9-55 に示すとおりである。

対象事業実施区域には、指定区域は存在しない。

表 3.2.9-55 慶良間諸島国立公園の指定状況

（令和 6 年 3 月 31 日現在）（単位：ha）

公園名	特別地域 (陸域)	特別保護地区(陸域)	海域公園地区(海域)	普通地域		計	指定年月日
				(陸域)	(海域)		
慶良間諸島国立公園	2,962	305	8,290	253	82,185	93,995	H26.3.5

備考：本公園の関係市町村は、渡嘉敷村、座間味村である。

出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和 7 年 3 月、沖縄県）

14) 自然環境保全法による自然環境保全地域の指定区域

対象地域における、自然環境保全法（昭和 47 年 6 月 22 日、法律第 85 号<最終改正>令和 4 年 6 月 17 日、法律第 68 号）による自然環境保全地域の指定区域は存在しない。

15) 鳥獣保護法による指定区域

対象地域における、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日、法律第 88 号<最終改正>令和 7 年 4 月 25 日、法律第 28 号）による指定区域は、図 3.2.9-10 に示すとおりであり、那覇市の末吉公園内の一部が身近な鳥獣生息地として県により鳥獣保護区に指定されている。

末吉公園の鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2.9-56 に示すとおりである。

対象事業実施区域には、指定区域は存在しない。

表 3.2.9-56 末吉公園の鳥獣保護区等指定状況

	種別	所在地	名称	鳥獣保護区						特別保護地区					
				面積 (ha)					期間	面積 (ha)					期間
				国有地	公有地	私有地	水面	計		国有地	公有地	私有地	水面	計	
県指定	身近な鳥獣生息地	那覇市	末吉	—	18	—	1	19	H18.9.26 R8.9.25	—	18	—	1	19	H18.9.26 R8.9.25

出典：令和 6 年度版 環境白書（令和 7 年 3 月、沖縄県）



16) 生息地等保護地区（管理地区）

対象地域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年 6 月 5 日、法律第 75 号<最終改正>令和 4 年 6 月 17 日、法律第 68 号）による生息地等保護地区は存在しない。

17) 都市計画法による風致地区の指定区域

対象地域における都市計画法による風致地区については、表 3.2.9-57 及び図 3.2.9-1 に示すとおり、那覇市の末吉風致地区の 1 地区が指定されている。

対象事業実施区域には、指定区域は存在しない。

表 3.2.9-57 那覇市の風致地区指定状況

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日
末吉風致地区	那覇市	約 67.6	昭和 36 年 12 月 19 日

出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和 7 年 3 月、沖縄県）

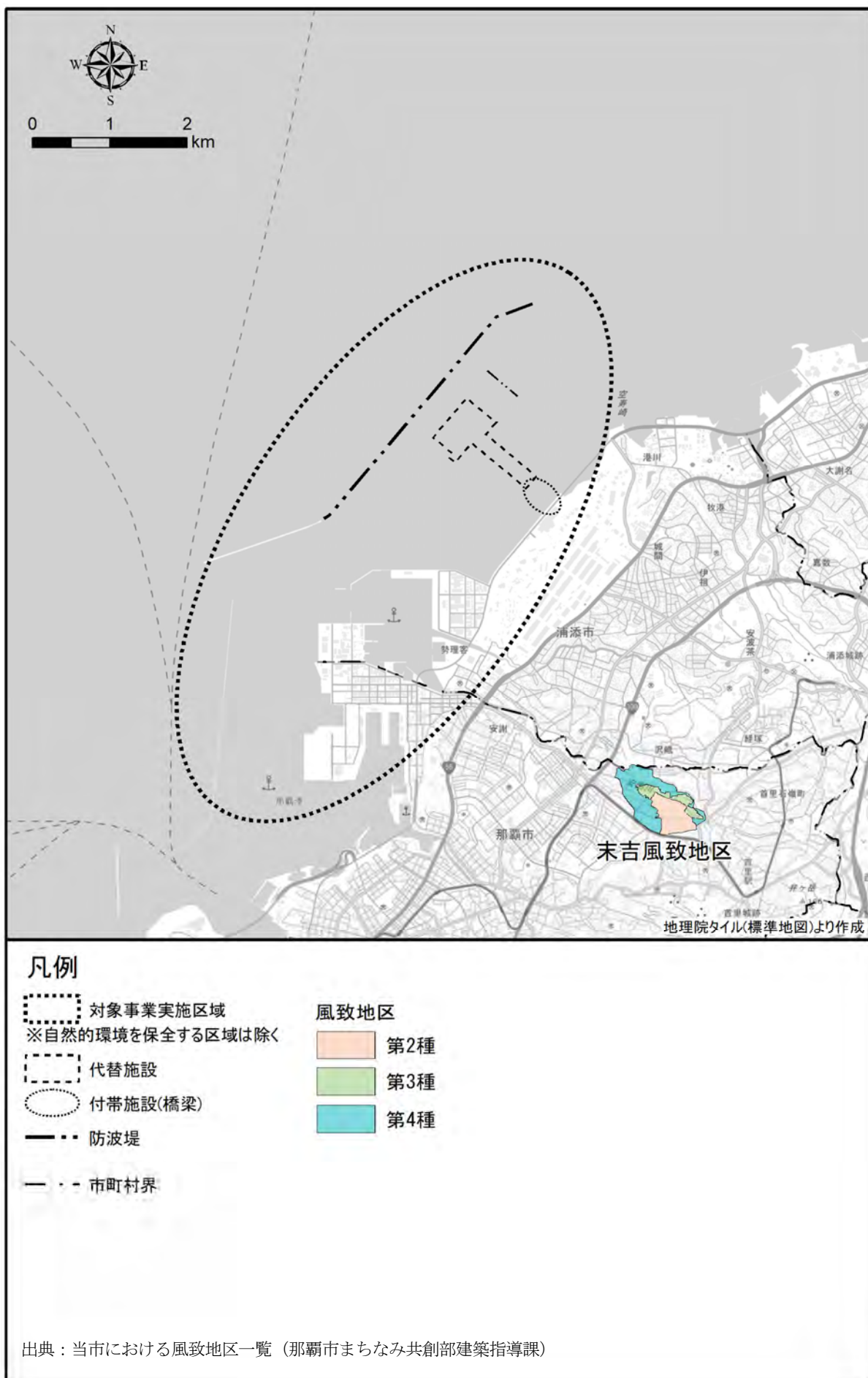


図 3.2.9-11 風致地区の指定区域図

18) 世界遺産条約に基づく世界遺産リストに登録されている世界遺産

対象地域において、世界遺産条約に基づく世界遺産リストに登録されている世界遺産は、表 3.2.9-58 に示すとおり那覇市の琉球王国のグスク及び関連遺産群の3箇所（園比屋武御嶽石門・玉陵・首里城跡）が存在する。

対象事業実施区域には、世界遺産は存在しない。

表 3.2.9-58 対象地域の世界遺産指定状況

条約資産種別	国内指定区分	名称	登録年月日	所在地(所有者等)
記念工作物	重要文化財（建造物） 記念物（史跡）	園比屋武御嶽石門	平成12年12月2日	那覇市首里真和志町 1丁目7(那覇市)
	重要文化財（建造物） 記念物（史跡）	玉陵	平成12年12月2日	那覇市首里金城町1丁目3・ 3-1 (沖縄県・那覇市)
遺 跡	記念物（史跡）	首里城跡	平成12年12月2日	那覇市首里当蔵町 3-1・1-1 (国・沖縄県)

出典：那覇市内指定文化財一覧（令和6年8月末現在）（那覇市市民文化部文化財課）

19) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）に基づく湿地の区域

浦添市、宜野湾市及び那覇市における特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）に基づく湿地の区域の状況は表 3.2.9-59 に示すとおりであり、那覇市の漫湖が指定されている。

対象事業実施区域には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）に基づく湿地の指定区域は存在しない。

表 3.2.9-59 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）に基づく湿地の区域

条約湿地名	所在地	登録年月日	面積	湿地の特徴	保護の形態
漫湖	那覇市・ 豊見城市	H11.5.15	58 ha	河口干潟、 クロツラヘラサギ渡来地	国指定漫湖鳥獣保護区 漫湖特別保護地区

出典：環境省 ラムサール条約と条約湿地（環境省自然環境局野生生物課HP）

20) 河川法による河川区域の指定区域

対象地域における河川法（昭和 39 年 7 月 10 日、法律第 167 号<最終改正>令和 5 年 5 月 26 日、法律第 34 号）による河川区域は表 3.2.9-60 及び図 3.2.9-12 に示すとおりであり、8 河川が指定されている。

対象事業実施区域には、小湾川、安謝川の 2 河川が指定されている。

表 3.2.9-60 河川区域の指定状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

河川名	地域	指定延長 (m)	指定年月日
牧港川	浦添市	3,300	昭和 47 年 5 月 6 日
小湾川		4,300	昭和 47 年 5 月 6 日
宇地泊川	宜野湾市 浦添市	6,000	昭和 47 年 5 月 6 日 (昭和 51 年 9 月 20 日変更)
潮渡川	那覇市	1,000	昭和 47 年 5 月 6 日
久茂地川		2,000	昭和 5 年 10 月 28 日 (昭和 47 年 5 月 6 日変更)
真嘉比川		1,400	昭和 56 年 8 月 17 日
安里川		7,260	昭和 47 年 5 月 6 日 (昭和 56 年 8 月 17 日変更)
安謝川		5,200	昭和 47 年 5 月 6 日

出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和 7 年 3 月、沖縄県）

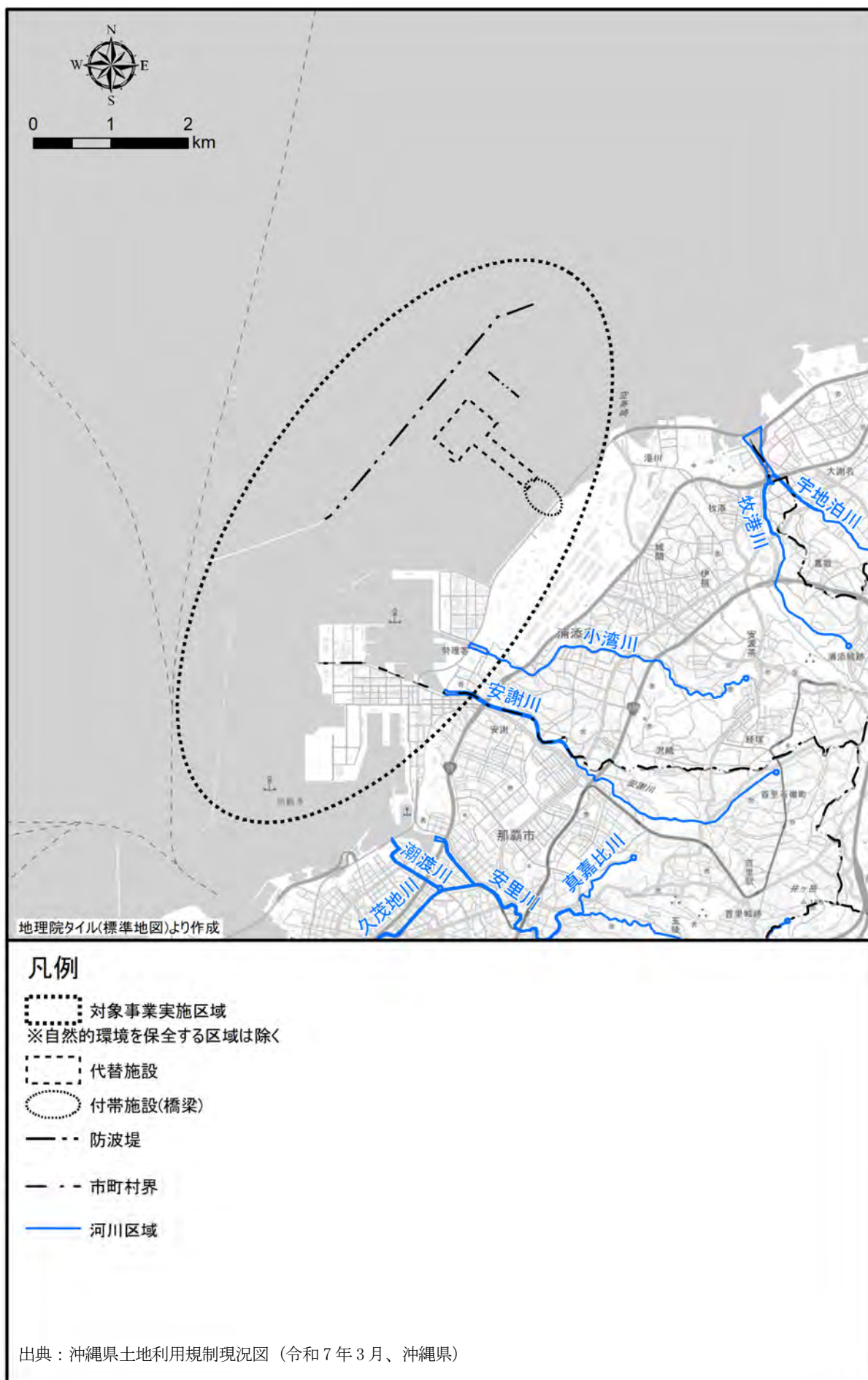


図 3.2.9-12 河川区域の指定区域図

21) 文化財保護法による史跡・名勝・天然記念物

浦添市、宜野湾市及び那覇市における文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号<最終改正>令和 4 年 6 月 17 日、法律第 68 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物は、表 3.2.9-61 及び図 3.2.9-13 に示すとおりであり、対象地域には、史跡が 47 件、名勝が 4 件、天然記念物が 5 件存在する。

対象事業実施区域には、県指定史跡「崎樋川貝塚」が存在する。

表 3.2.9-61 (1) 史跡・名勝・天然記念物

【史跡】

種別	番号	名称	指定年月日	所在地
国指定	1	浦添城跡	平成元年 8 月 11 日	浦添市字仲間山川原他
	2	中頭方西海道及び普天満参詣道	平成 24 年 9 月 19 日	浦添市安波茶 3 丁目、経塚 1 丁目、当山 1 丁目
	3	首里城跡	昭和 47 年 5 月 15 日	那覇市首里当蔵 3 丁目
	4	円覚寺跡	昭和 47 年 5 月 15 日	那覇市首里当蔵町 1 丁目、2 丁目
	5	玉陵	昭和 47 年 5 月 15 日	那覇市首里金城町 1 丁目
	6	末吉宮跡	昭和 47 年 5 月 15 日	那覇市首里末吉町 1 丁目
	7	銘苅墓跡群	平成 19 年 7 月 26 日	那覇市銘苅 2 丁目
	8	弁之御嶽 ^{※1}	平成 30 年 10 月 15 日	那覇市首里鳥堀町 4 丁目
県指定	9	伊祖城跡	昭和 36 年 6 月 15 日	浦添市字伊祖後原
	10	浦添貝塚	昭和 47 年 2 月 25 日	浦添市字伊祖真久原
	11	龍潭及びその周辺	昭和 30 年 11 月 29 日	那覇市首里真和志 1 丁目
	12	園比屋武御嶽	昭和 30 年 11 月 29 日	那覇市首里真和志 1 丁目
	13	崎樋川貝塚	昭和 31 年 10 月 19 日	那覇市字天久
	14	首里金城町石畳道 ^{※2}	昭和 39 年 5 月 1 日	那覇市首里金城町
	15	国学・首里聖廟石垣	平成 5 年 6 月 11 日	那覇市首里当蔵町 1 丁目
市指定	16	経塚の碑	昭和 56 年 3 月 2 日	浦添市経塚 1 丁目 2
	17	牧港テラブのガマ	昭和 61 年 3 月 30 日	浦添市牧港 5 丁目 7-5
	18	チヅフチャー洞穴遺跡	昭和 61 年 3 月 30 日	浦添市牧港 36
	19	玉城朝薫の墓（邊土名の墓）	平成 7 年 8 月 8 日	浦添市前田
	20	仲間拝所群（仲間樋川・仲間火ヌ神・クバサーヌ御嶽・仲間ンティラ）	平成 14 年 3 月 1 日	浦添市仲間 2 丁目一帯
	21	安波茶樋川	平成 14 年 3 月 1 日	浦添市安波茶 5
	22	浦添御殿の墓	平成 20 年 3 月 3 日	浦添市沢岨
	23	沢岨イリヌカー	令和 5 年 4 月 7 日	浦添市沢岨 54 番、56 番 45
	24	大謝名メヌカー	平成 3 年 8 月 1 日	宜野湾市大謝名 5 丁目 11
	25	雨乞嶽	昭和 51 年 4 月 16 日	那覇市首里崎山町 1 丁目 77
	26	与那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑	昭和 51 年 4 月 16 日	那覇市字上之屋 1 丁目 6
	27	宜野湾御殿の墓及び墓城	昭和 51 年 9 月 28 日	那覇市首里末吉町 1 丁目 20、21
	28	宝口樋川	昭和 51 年 9 月 28 日	那覇市首里儀保町 4 丁目 80
	29	上天妃宮跡の石門	昭和 52 年 4 月 8 日	那覇市久米 1 丁目 3-8

※1：「弁之御嶽」は、国指定史跡・国指定名勝重複指定。

※2：「首里金城町石畳道」は、県指定史跡・県指定名勝重複指定。

注 1：表中の番号は、図 3.2.9-13 に対応する。

注 2：黄色網掛けは、対象事業実施区域内に位置する史跡を示す。

出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和 7 年 3 月、沖縄県）

令和 6 年度版 文化財課要覧（令和 7 年 1 月、沖縄県教育委員会 HP）

浦添市所在指定文化財一覧（令和 5 年 4 月 11 日現在）（浦添市教育部文化財課 HP）

宜野湾の文化財（令和元年 9 月、宜野湾市）

那覇市内指定文化財一覧（令和 6 年 8 月末現在）（那覇市市民文化部文化財課）

表 3.2.9-61(2) 史跡・名勝・天然記念物

【史跡】

種別	番号	名称	指定年月日	所在地
市指定	30	金城大樋川	昭和 52 年 4 月 8 日	那覇市首里金城町 2 丁目 8
	31	仲之川	昭和 52 年 4 月 8 日	那覇市首里金城町 2 丁目 11
	32	安谷川	昭和 53 年 11 月 14 日	那覇市首里大中町 1 丁目 61-2
	33	寒水川樋川	昭和 54 年 7 月 21 日	那覇市首里寒川町 1 丁目 54 外
	34	崎山御嶽	昭和 61 年 6 月 25 日	那覇市首里崎山町 1 丁目 39
	35	泊外人墓地	昭和 62 年 8 月 10 日	那覇市泊 3 丁目 20-1
	36	新垣ヌカー	昭和 63 年 8 月 25 日	那覇市首里金城町 2 丁目 39
	37	上ヌ東門ガー	昭和 63 年 8 月 25 日	那覇市首里金城町 3 丁目 39
	38	下ヌ東門ガー	昭和 63 年 8 月 25 日	那覇市首里金城町 3 丁目 60
	39	潮汲川	昭和 63 年 8 月 25 日	那覇市首里金城町 2 丁目 50
	40	加良川 (取付道路を含む)	平成元年 7 月 14 日	那覇市首里儀保町 2 丁目 10-1 外
	41	さくの川	平成 2 年 4 月 12 日	那覇市首里山川町 1 丁目 89
	42	渡嘉敷三良の墓	平成 2 年 12 月 25 日	那覇市牧志 1 丁目 547 付近
	43	旧天界寺の井戸	平成 6 年 8 月 10 日	那覇市首里金城町 1 丁目 2-40
	44	美連嶽	平成 10 年 3 月 20 日	那覇市首里寒川町 1 丁目 4-4、5
	45	火立毛	平成 10 年 3 月 20 日	那覇市首里石嶺町 2 丁目 250-97
	46	臺灣遭害者之墓	平成 20 年 4 月 10 日	那覇市若狭 1-26-5 の一部外
	47	波上※	平成 18 年 10 月 10 日	那覇市若狭 1-26-3

※：「波上」は、市指定史跡・名勝重複指定

注：表中の番号は、図 3.2.9-13 に対応する。

出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和 7 年 3 月、沖縄県）

令和 6 年度版 文化財課要覧（令和 7 年 1 月、沖縄県教育委員会 HP）

浦添市所在指定文化財一覧（令和 5 年 4 月 11 日現在）（浦添市教育部文化財課 HP）

宜野湾の文化財（令和元年 9 月、宜野湾市）

那覇市内指定文化財一覧（令和 6 年 8 月末現在）（那覇市市民文化部文化財課）

表 3.2.9-61(3) 史跡・名勝・天然記念物

【名勝】

種別	番号	名称	指定年月日	所在地
国指定	48	ゑぞゑぞのいしぐすく・金ぐすく (伊祖グスク)	平成 30 年 10 月 15 日	浦添市伊祖三丁目
	49	伊江殿内庭園	昭和 61 年 6 月 16 日	那覇市首里当蔵 2 丁目
	50	伊江御殿別邸庭園	平成 21 年 2 月 12 日	那覇市首里石嶺町 1 丁目
	51	首里城書院・鎖之間庭園	平成 21 年 7 月 23 日	那覇市首里当蔵町 3 丁目

注：表中の番号は、図 3.2.9-13 に対応する。

出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和 7 年 3 月、沖縄県）

令和 6 年度版 文化財課要覧（令和 7 年 1 月、沖縄県教育委員会 HP）

浦添市所在指定文化財一覧（令和 5 年 4 月 11 日現在）（浦添市教育部文化財課 HP）

宜野湾の文化財（令和元年 9 月、宜野湾市）

那覇市内指定文化財一覧（令和 6 年 8 月末現在）（那覇市市民文化部文化財課）

表 3.2.9-61(4) 史跡・名勝・天然記念物

【天然記念物】

種別	番号	名称	指定年月日	所在地
国指定	52	首里金城の大アカギ	昭和 47 年 5 月 15 日	那覇市首里金城町 3 丁目
市指定	53	内間の大アカギ	昭和 56 年 3 月 2 日	浦添市内間 3 丁目 28
	54	屋富祖の御願所のガジュマル	平成 11 年 3 月 5 日	浦添市屋富祖 2 丁目 25
	55	大謝名メーヌカー淡水紅藻	平成 3 年 8 月 1 日	宜野湾市大謝名 5 丁目 11
	56	ウデナガサワダムシ	昭和 51 年 5 月 29 日	宜野湾市内全域、地域を 定めず指定

注：表中の番号は、図 3.2.9-13 に対応する。

出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和 7 年 3 月、沖縄県）

令和 6 年度版 文化財課要覧（令和 7 年 1 月、沖縄県教育委員会 HP）

浦添市所在指定文化財一覧（令和 5 年 4 月 11 日現在）（浦添市教育部文化財課 HP）

宜野湾の文化財（令和元年 9 月、宜野湾市）

那覇市内指定文化財一覧（令和 6 年 8 月末現在）（那覇市市民文化部文化財課）

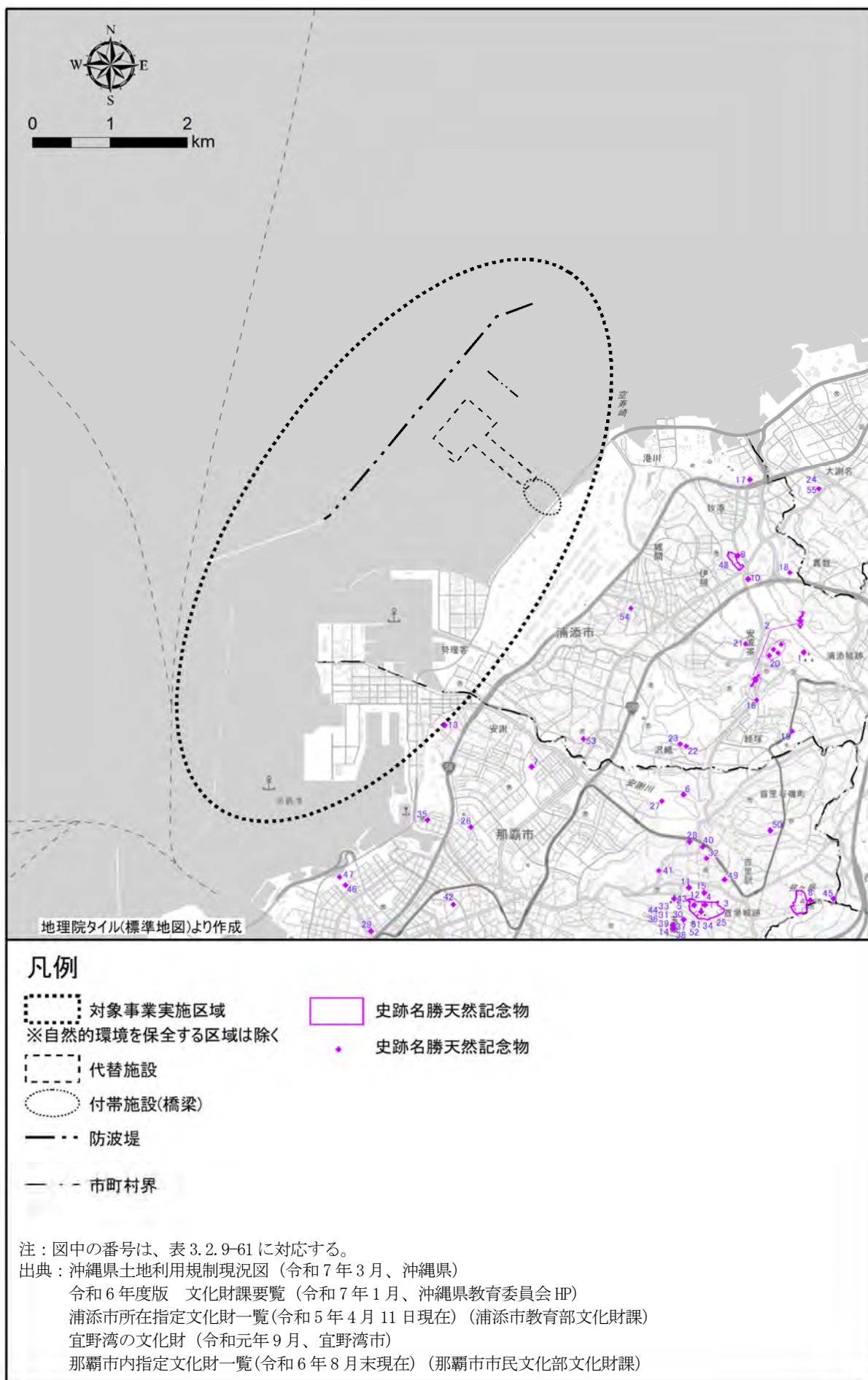


図 3.2.9-13 史跡・名勝・天然記念物の分布

22) 海岸法による海岸保全区域の指定状況

対象地域における海岸法（昭和31年5月12日、法律第101号〈最終改正〉令和5年5月26日、法律第34号）による海岸保全区域は表3.2.9-62及び図3.2.9-14に示すとおりである。

対象事業実施区域には、港湾局所管、河川局所管それぞれの海岸保全区域の一部が存在する。

表 3.2.9-62 海岸保全区域の指定状況

所管	海岸保全区域	港湾名・ 海岸名	指定延長 (m)	区域 (㎡)	指定年月日
港湾局	那覇市若狭町～前島町	那覇港	260	15,960	昭和48年9月10日
	那覇市曙町～港町	那覇港	1,920	115,821	昭和48年9月10日
	那覇市若狭町	那覇港	334	44,862	昭和50年3月31日
	那覇市若狭町	那覇港	135	－	昭和53年2月16日
	那覇市西町3丁目～ 若狭3丁目	那覇港	3,166	316,660	平成元年4月14日
河川局	浦添市港川	港川海岸	2,450	455,586	昭和55年1月28日
	宜野湾市宇地泊～大山	宇地泊～ 大山海岸	1,190	59,500	昭和61年7月22日
	宜野湾市大山	宜野湾海岸	3,597	858,412	令和4年3月22日

出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和7年3月、沖縄県）

23) 港湾法による港湾区域の指定状況

対象地域における港湾法（昭和25年5月31日、法律第218号〈最終改正〉令和7年4月23日、法律第25号）による港湾区域は表3.2.9-63及び図3.2.9-14に示すとおりである。

対象事業実施区域は、重要港湾「那覇港」に含まれる。

表 3.2.9-63 港湾区域の指定状況

港湾名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	管理者	備考
那覇港	那覇市、浦添市	3,400	昭和47年5月15日	那覇港管理組合	重要港湾
宜野湾港	宜野湾市	58	昭和59年3月9日	沖縄県	地方港湾

出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和7年3月、沖縄県）

24) 港湾法による港湾隣接地域の指定状況

対象地域における港湾法による港湾隣接地域は表3.2.9-64及び図3.2.9-14に示すとおりである。

対象事業実施区域には、港湾隣接地域が存在する。

表 3.2.9-64 港湾隣接地域の指定状況

港名	地区名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	管理者
那覇港	－	那覇市	2.4	平成27年12月16日	那覇港管理組合

出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和7年3月、沖縄県）

25) 都市計画法による臨港地区の指定区域

対象地域における都市計画法による臨港地区は表 3.2.9-65 及び図 3.2.9-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域には、「泊・新港臨港地区」と「浦添臨港地区」が存在する。

表 3.2.9-65 臨港地区の指定状況

規制区域の名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日	管理者
浦添臨港地区	浦添市	47.0	平成26年11月21日	那覇港管理組合
那覇臨港地区	那覇市	37.1	平成23年 9月16日	那覇港管理組合
泊・新港臨港地区	那覇市・浦添市	178.0	平成28年11月29日	那覇港管理組合
宜野湾臨港地区	宜野湾市	12.2	平成19年10月 5日	沖縄県

出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和7年3月、沖縄県）

26) 漁港漁場整備法による漁港区域の指定区域

対象地域における漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年5月2日、法律第137号〈最終改正〉令和5年5月26日、法律第34号）による漁港区域は表 3.2.9-66 及び図 3.2.9-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域には、漁港区域は存在しない。

表 3.2.9-66 漁港区域の指定状況

種別	漁港名	所在地	面積 (ha)	指定年月日
第1種漁港（県管理）	宜野湾漁港	宜野湾市字大山	40	昭和63年3月31日
第2種漁港（県管理）	泊漁港	那覇市曙	11	昭和42年10月6日
第1種漁港（市町村管理）	牧港漁港	浦添市字牧港	53	昭和52年3月31日

出典：沖縄県土地利用規制現況図 説明書（令和7年3月、沖縄県）

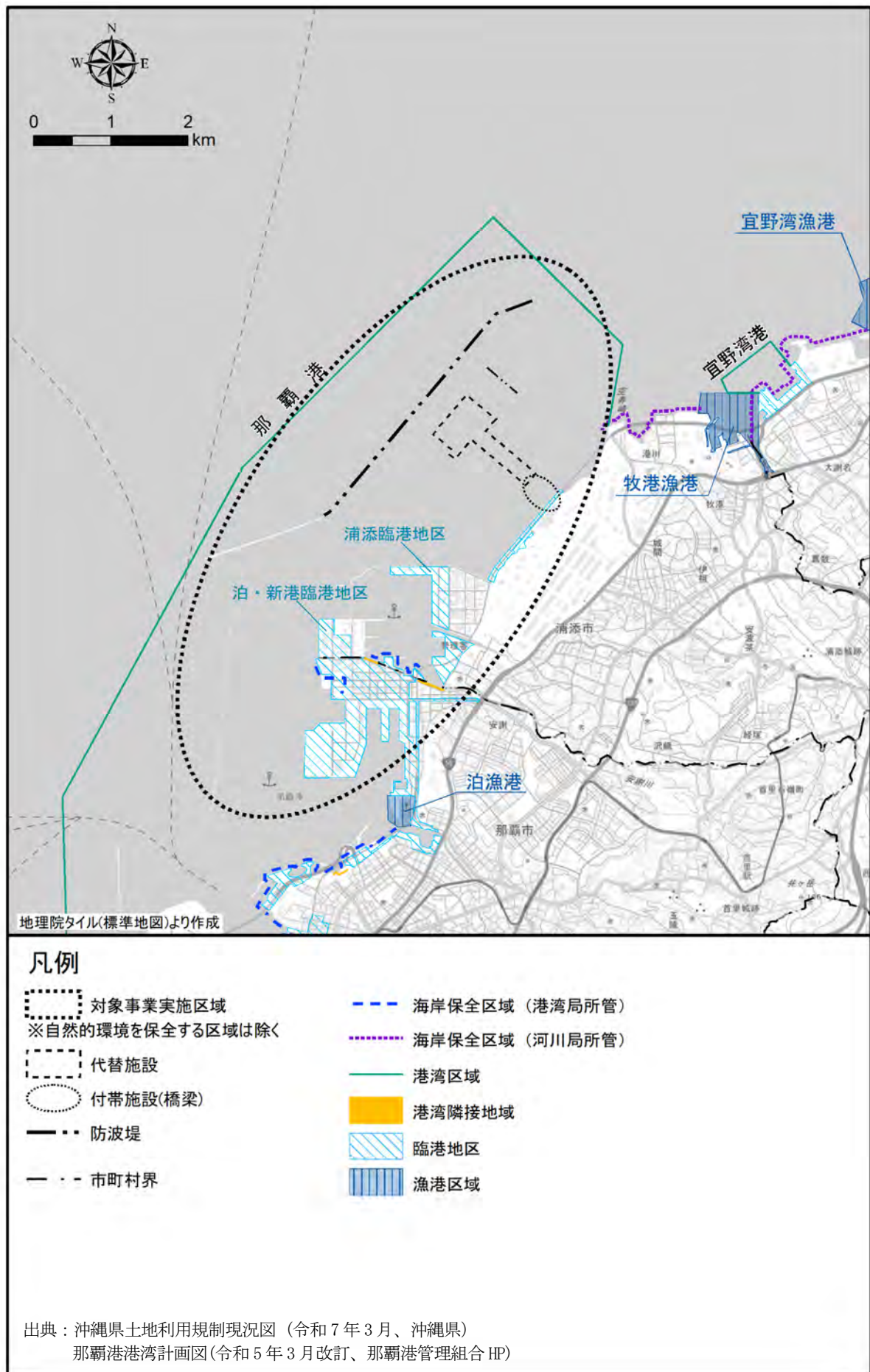


図 3.2.9-14 海岸、港湾、漁港等に関する指定区域

(2) 自然環境の保全に関する指針等、環境保全に関する施策

1) 沖縄県の自然環境の保全に関する指針（沖縄島編）

「自然環境の保全に関する指針」は、沖縄県における望ましい環境を実現するため、県土の良好な自然環境の保護と節度ある利用について、県民、事業者、行政機関がそれぞれの立場で自ら配慮するための指標となるものである。具体的には、動物や植物の生息状況、土地利用等環境に関する様々な情報を整理し、それを分析して地域ごとの環境特性を明らかにし、「陸域に関する指針」と「沿岸域に関する指針」に分けている。

(a) 陸域に関する指針

陸域に関する指針は、動植物分布や土地利用状況等に関する各情報を重ね合わせて一つの地図を作成し、この地図を南北約 0.9 km、東西約 1.3 km の幅で網の目状の区画（3 次メッシュ）に区分し、区分した区画ごとの環境を総合的に評価し、保全のあり方を評価ランクとして示している。

図 3.2.9-15 に示すとおり、対象事業実施区域の一部の区域は評価ランクⅣ、Ⅴとなっている。

評価ランクⅠ：自然環境の厳正な保護を図る区域

評価ランクⅡ：自然環境の保護・保全を図る区域

評価ランクⅢ：自然環境の保全を図る区域

評価ランクⅣ：身近な自然環境の保全を図る区域

評価ランクⅤ：緑地環境の創造を図る区域

(b) 沿岸域に関する指針

沿岸域に関する指針は、水深 10 m までの海域を対象とし、情報の収集・整理・図化、重ね合わせののち、岬や河口等で区分した区域ごとに環境の総合評価を行い、その結果を基に評価ランクとして示している。図 3.2.9-16 に示すとおり、対象事業実施区域の沿岸域は、評価ランクⅡ、Ⅲ、Ⅳとなっている。

評価ランクⅠ：自然環境の厳正な保護を図る区域

評価ランクⅡ：自然環境の保護・保全を図る区域

評価ランクⅢ：自然環境の保全を図る区域

評価ランクⅣ：自然環境の創造を図る区域

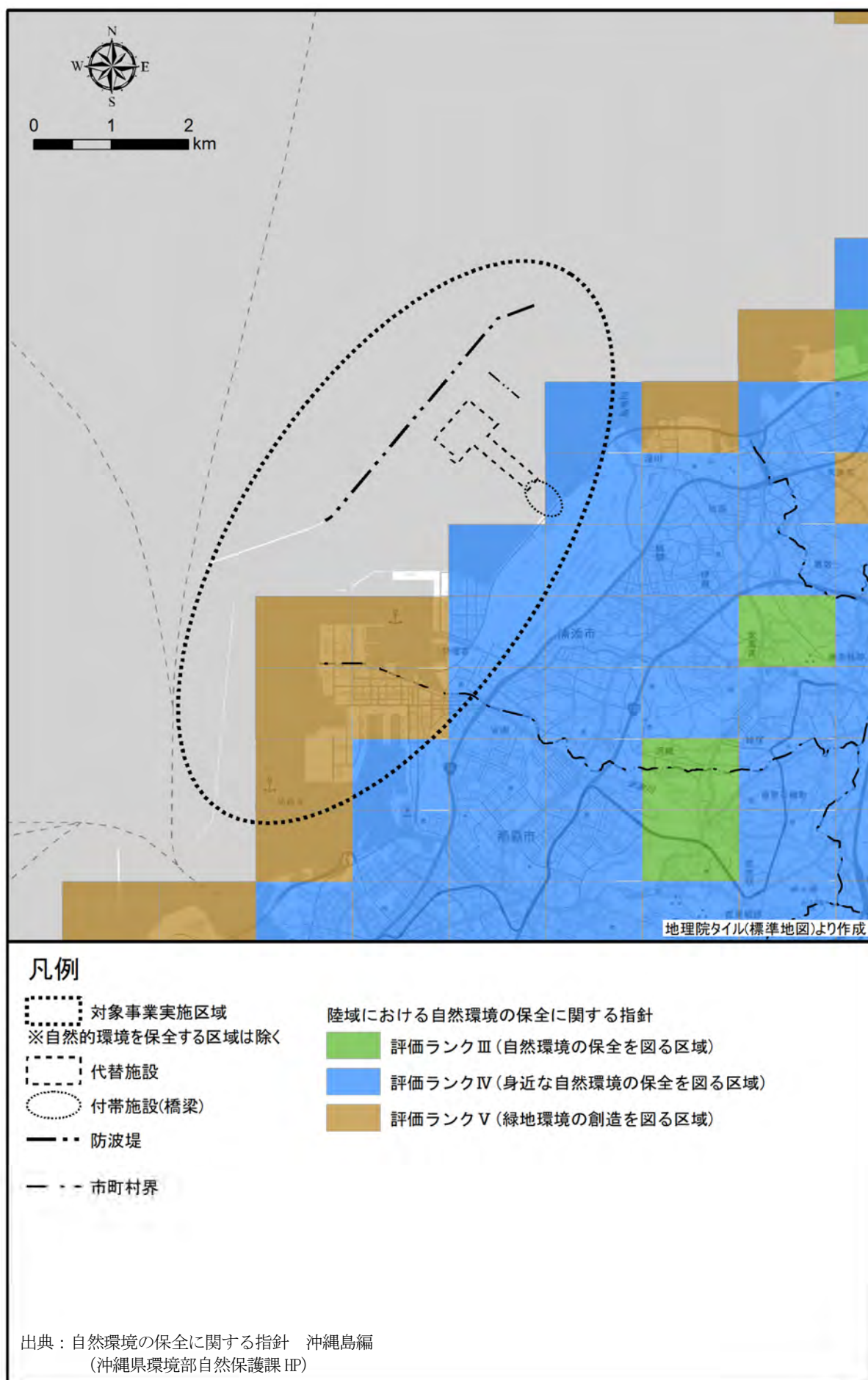


図 3.2.9-15 自然環境の保全に関する指針に基づく区域区分図（陸域）

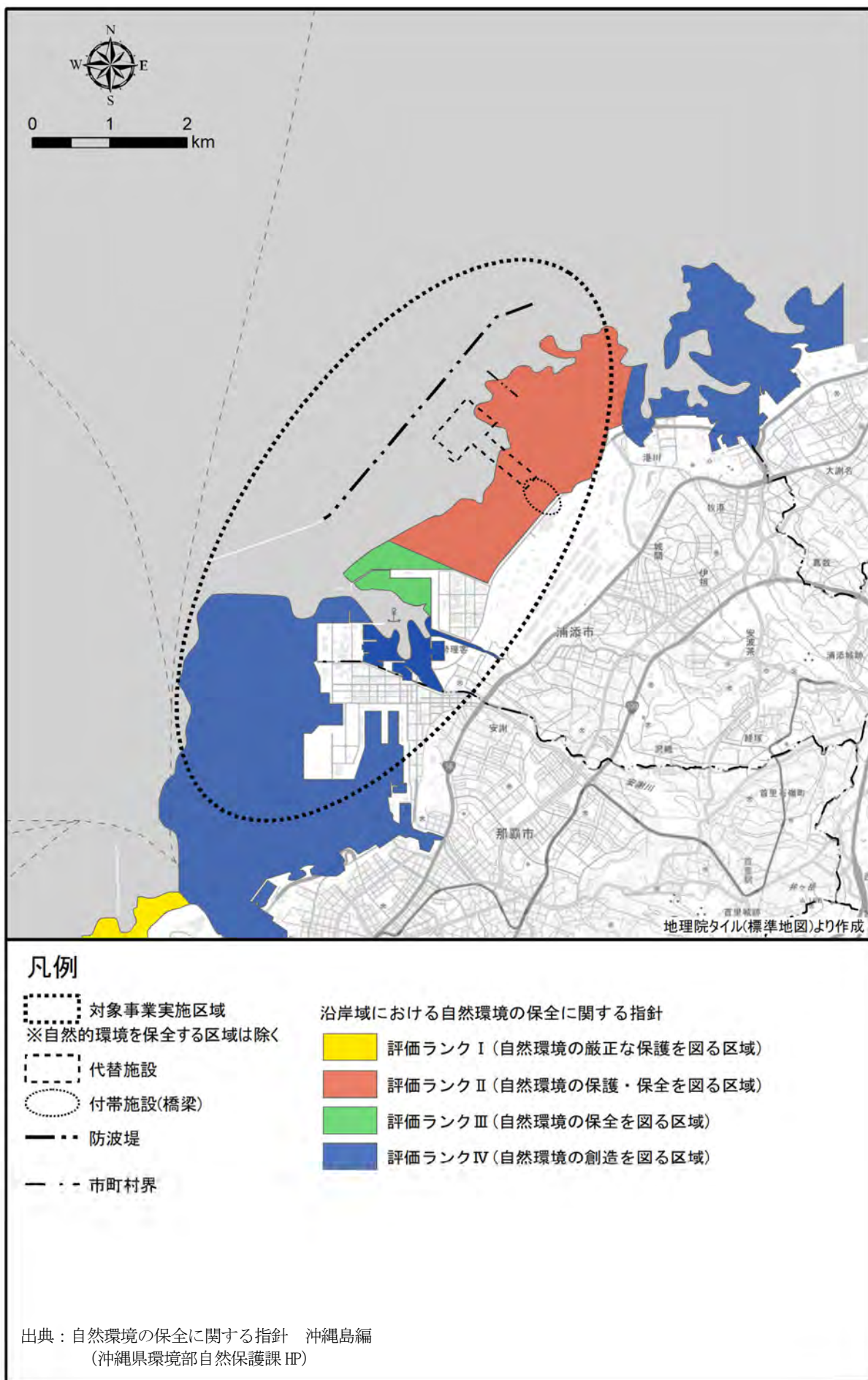


図 3.2.9-16 自然環境の保全に関する指針に基づく区域区分図(沿岸域)

2) 事業の実施における環境配慮指針

沖縄県では、規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に基づき環境影響評価の手続を実施し、事業の実施に際して環境保全措置を講ずることで、事業の実施に伴う環境影響の回避・低減を図っている。更に、事業のより早い段階から環境配慮を行う「計画段階配慮書手続」が環境影響評価法の改正において導入され、沖縄県においても条例を平成 25 年 3 月に改正し計画段階から配慮できるよう制度の見直しを行っている。

「第 3 次沖縄県環境基本計画」(令和 5 年 3 月、沖縄県環境部環境政策課)では、各種事業の実施における環境配慮指針の中で、共通事項を定めているほか、個別事項を各事業別に掲載している。

3) 浦添市環境基本条例

浦添市環境基本条例(平成 23 年 6 月 29 日、浦添市条例第 15 号〈最終改正〉令和 7 年 3 月 25 日、浦添市条例第 6 号)は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者がそれぞれ果たすべき責務と役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本事項を定め推進することにより、現在及び将来の市民が自然と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的としている。

また、環境の保全及び創造は、地球市民として大きな視野に立ち、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成に向けた活動に取り組むこと。
- (2) 自然環境や生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図ること。
- (3) 良好な環境の中で生活を営む権利を有することを認識し、及び互いに配慮すること。
- (4) 先人達が残してきた貴重な財産である良好な環境を次世代に継承すること。
- (5) 全ての者が、それぞれ果たすべき責務の下に公平な役割を有する自覚を持って、協働して自主的かつ積極的に取り組むこと。

そのなかで、事業者の責務としては、以下のように明記されている。

(事業者の責務)

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動に取り組まなければならない。
- 2 事業者は、公害その他潤いある豊かな環境の保全及び創造に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるものとする。
- 3 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するものとする。
- 4 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 事業者は、市、市民、市民団体及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めるものとする。

4) 第2期浦添市環境基本計画

浦添市では、国や県の環境基本計画、上位計画となる「第4次浦添市総合計画」※、その他各種実施計画等と連携を図り、同市における環境行政を総合的かつ計画的に推進するための計画と位置付け、「第1期浦添市環境基本計画」の計画期間の終了に伴い、令和2年3月に新しい「第2期浦添市環境基本計画」を策定している。

その中で、望ましい環境像として「豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添」と設定し、基本目標を「人と自然の共生」、「良好な生活環境の保全」、「循環型社会の構築」、「地球環境の保全」、「協働・参画社会の構築」を掲げている。

※「第4次浦添市総合計画」については、第2期浦添市環境基本計画の策定後、計画期間の終了に伴い、「第5次浦添市総合計画【計画期間：令和3年度～令和12年度】」が令和3年3月に策定されている。

5) 浦添市景観まちづくり条例

浦添市景観まちづくり条例（平成19年6月25日、浦添市条例第21号<最終改正>令和3年12月21日、浦添市条例第42号）は、浦添市の良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年6月18日、法律第110号<最終改正>令和6年5月29日、法律第40号）の施行に関し必要な事項を定めることにより、浦添の自然、歴史、文化等を活かし、地域の美しい風景を守り、育て、及び創造する総合的なまちづくりの推進を図り、もって誇りと愛着の持てる「てだこの都市・浦添」の実現に寄与し、及び良好な景観の次代への継承に資することを目的としている。

条例で届出が必要と定める行為は、表3.2.9-67に示すとおりである。

表 3.2.9-67 条例で届出が必要と定める行為

行為	種類及び規模
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の高さが5mを超えるもの又はその用途に供される土地の面積が1,000㎡を超えるもの。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの。
土地の形質の変更	土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの。

6) 浦添市都市計画マスタープラン

本マスタープランは、平成11年3月に策定、その後の社会情勢等の変化に対応するため、平成16年6月、平成25年1月に見直しが行われ、現在、今後20年のまちづくりの指標となる「浦添市都市計画マスタープランの改定」の策定に取り組んでいる。

本マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく法定計画であり、長期的・総合的視点から、都市施設の整備及び土地利用の方針を定め、都市づくりを効果的に進めることを目的としており、目指すべき都市の将来像を住民・事業者等と行政が共有し、まちづくりの目標と方針を明らかにすることで、住民の都市計画に対する理解と参加を促進する役割を担うとしている。

また、本マスタープランでは、以下に示す4つの将来像を明示し、その実現に向けて各施策を展開するものとしている。

○まちづくりの目標	「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」
○都市の将来像	①まちなみに優れ歴史の薫る文化都市 ②緑・海・川等自然にあふれた環境調和都市 ③活気にあふれた産業・交流都市 ④安心安全で安らぎに満ちた快適安全都市

そのなかで、対象事業実施区域が位置する西地域の将来像は「豊かな海・川を活かし、産業と文化を発信するまち」としており、以下のような基本方針を挙げている。

- ①コースタルリゾート計画に基づき、マリーナ、緑地の整備、宿泊機能の充実を促進し、長期滞在型リゾートの拠点の形成を図る。
- ②西海岸道路、臨港道路の整備促進を図る。
- ③小湾川の適正な管理及び川沿いにおける緑の創出を図るとともに、安全性に配慮した上で、親水空間の確保を検討する。
- ④基幹バスシステム等の導入に向けた取組みを促進するとともに、交通結節点の形成を促進する。
- ⑤安謝川の利活用を促進し、安全性に配慮した上で、親水空間の確保を検討する。
- ⑥複合型都市機能施設としての整備を図るとともに、国立劇場おきなわと連携した土地利用及び交通機能の強化を図る。
- ⑦レクリエーション空間として新港ふ頭小舟船溜の活用について検討する。
- ⑧港湾、流通等、西海岸の産業拠点の強化を図るとともに、就業環境の充実と利便性の向上を図る。また、敷地内緑化や、街路樹による緑の保全・創出等良好な工業地の景観形成を図る。
- ⑨那覇港港湾計画に基づき、浦添ふ頭の拡充を促進する。
- ⑩公共交通や自動車等の陸上交通及び海上交通を結ぶ複合型交流交通結節点の形成を図る。

7) 浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例

浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例（平成 29 年 12 月 20 日、浦添市条例第 30 号）は、西海岸の里浜の保全及び活用（以下「保全等」という。）の促進についての基本理念を確立することで、市並びに市民、活動団体、事業者及び来訪者（以下「市民等」という。）がそれぞれ果たすべき責務及び役割を明らかにするとともに、貴重な地域資源としての里浜の保全等を促進するために必要な事項を定めることにより、里浜づくりの次世代への継承を図り、もって市民の健康及び福祉の充実、心豊かな生活の確保並びに協働のまちづくりに寄与することを目的としている。

その中で、表 3.2.9-68 に示す 6 つの基本理念を掲げており、市民等は、基本理念に則り、里浜の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する里浜の保全等についての施策に協力するものとしている。

表 3.2.9-68 浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例の基本理念

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 生物多様性及び自然の循環に着目し、里浜の貴重な自然環境の保全及び回復を図ること。(2) 市民参加を主体とした里浜の歴史及び文化の学習及び伝承の場として活用すること。(3) 里浜を防災意識向上及び憩いの場として活用し、都市の生活環境の保全及び回復を図ること。(4) 里浜における環境保全に配慮し、人と自然とのふれあいを確保すること。(5) 市及び市民等との協働による里浜づくりの推進を図ること。(6) 里浜づくりの活動と理念を持続させるため、環境教育及び環境学習を通して人材育成を図ること。 |
|---|